

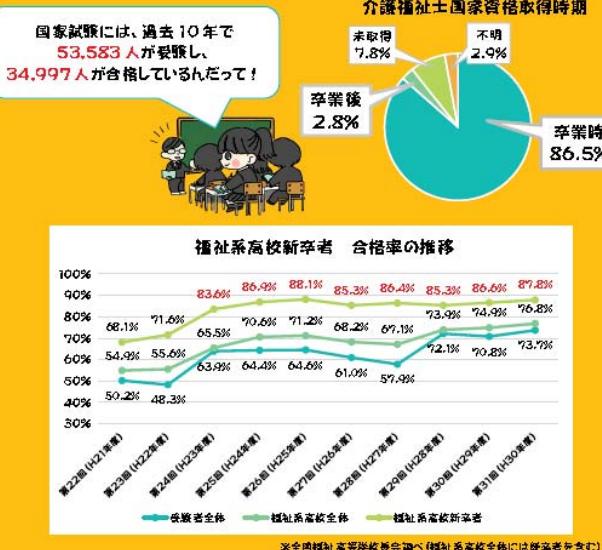
福祉系高校を知る、5つのポイント



1 創設以来、国家試験に挑戦し続け、高い合格率を誇る！！

新卒者の介護福祉士国家試験合格率は、87.8%

卒業時に国家試験に合格した者と、卒業後に再チャレンジした者を合わせて89.3%が資格を取得しています。また、H30年度の新卒者合格率は87.8%であり、8年連続で80%を超えていました。（「受験者全体」の合格率も19年連続で上回っています）



調査の報告書・ダイジェスト版・パンフレットは、「高校『福祉』」のホームページからダウンロードできます。



就職者の9割が介護現場へ！！

福祉系高校生は地元の担い手

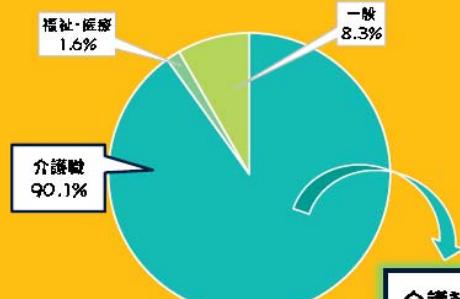
2

就職者のうち介護職の割合は、90.1%

就職者のうち、実に9割が介護現場に就職しています。就職地域のデータによると、地元就職率も9割を超えており（全国平均）、地元で育った福祉系高校の生徒が卒業後も地元で活躍していることが分かります。

※地元就職率：卒業した高校のある都道府県内の就職率

就職者内訳



なんと北海道は
地元就職率 100%
なんですよ！

介護就職のうち、
地元就職率
90.3%

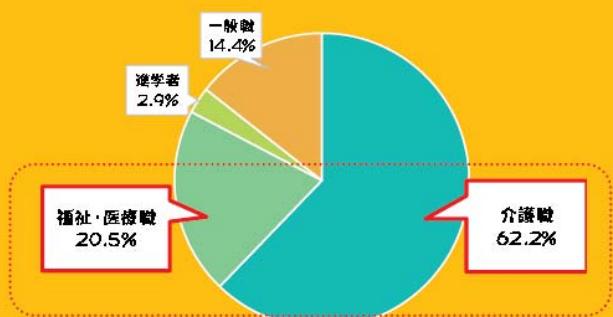
3 卒業生は今？！

8割以上が福祉・介護・医療分野で活躍

福祉・介護・医療分野への定着率は、82.7%

卒業生の現在の状況は、介護分野で働く者と福祉・医療分野で働く者を合わせると82.7%にのぼります。また、さらに進学した者の内訳では、医療系専門学校に進んだ者が多くいました。卒業後7～8年経過した現在も、多くの卒業生が福祉・介護・医療分野に定着し、活躍しています。（H23～H24卒業生）

H23～H24年度 卒業生現況



ちなみに…H25年度に卒業した進学者の現在は、「介護職：17.7%」「福祉・医療職：68.0%」「一般職：11.3%」「在学中：3.0%」となりました。卒業後に進学した者も、上級学校卒業後に福祉・介護・医療分野で活躍していることが分かります。



卒業生の中には、福祉系大学を卒業後、福祉系高校の教員となり、介護福祉士養成に携わっている人もいます！

4 99.6%の実習施設が、「高校生の実習を受け入れて良かった」

86.2%の施設が「新しい気付きや基本に戻って考える」

福祉系高校の実習が、「日常の介護を見直す機会」となり、高校生と関わることで「利用者の生活にハリがでる」との回答が多くありました。また、実習経験が就職につながるとの意見も目立ちました。今後も実習施設との連携を強め、よりよい介護実習を進めています。

4

福祉系高校の実習生を受け入れて良かったこと



その他の理由としては、「次世代の教育に貢献できた」「新人教育に活かせる」などが挙げられています。



5 全国各地で展開 福祉系高校生による地域連携！！

「私たちを育ててくれた、このまちに恩返しを」

今回、寄せられた「新カリキュラムを見据えた地域交流例」は60事例を超えました。高齢者向け配食サービス、ミニデイサービス、小中学生介護教室、特別支援学校との交流、災害・防災福祉教室、認知症カフェ、認知症サポーター養成教室、EPA介護福祉士候補生との交流、介護ロボット講座など様々な活動を通して福祉系高校生は地域に貢献しています。また、高校生介護技術コンテストなど、福祉系高校が行なうイベントも多くあります。

1

福祉系高校の概要

1. 福祉系高等学校とは

福祉系高等学校とは、介護福祉士養成に必要な 53 単位（平成 22 年度以前は 52 単位）のカリキュラムを置き、介護福祉士を養成している高等学校である。平成 19 年度の社会福祉士及び介護福祉士法の改正により規定され、平成 21 年度より設置されている。

2. 福祉系高等学校の現状

平成 20 年度、介護福祉士を養成する高校：212 校、卒業生：5,626 人、平成 31 年 3 月に卒業生を送り出した福祉系高校：111 校、卒業生：2,563 人となっている（校長会調べ）。前述した平成 19 年度の法改正によって、介護福祉士養成カリキュラムが変更となり、34 単位だった必要単位数が 52 単位へと大幅に増加した。また教員要件の高度化、施設設備の充実等が求められることから、整備できない高等学校は介護福祉士養成から撤退を余儀なくされ、高等学校における介護人材の養成数が大幅に減少することとなった。

そんな厳しい状況の中ではあったが、地域からの福祉・介護人材育成の要請もあり、教材開発・教員研修・授業力の向上など教育の充実に努め、毎年 2,400 人～2,800 人前後の卒業生を地域に送り出しており、地元の福祉・介護を担う重要な存在となっている。

福祉系高等学校指定校数 (平成31年4月現在)	福祉系高等学校卒業者数 (平成31年3月卒業生)
112 校	2,563 人

※平成 19 年改正が適用される前の平成 11 年度（第 12 回）～平成 22 年度（第 23 回）の福祉系高等学校の介護福祉士国家試験受験者数は、約 6,100 人～約 9,200 人（新卒受験者数：約 4,500 人～約 6,400 人）だったが、適用後の平成 23 年度（第 24 回）～平成 30 年度（第 31 回）の福祉系高等学校の介護福祉士国家試験受験者数は、約 3,100 人～約 5,600 人（新卒受験者数：約 2,400 人～約 2,800 人）と激減している。また、入学定員は、3,981 人となっており、定員充足率は 73.0% である。

福祉系高等学校入学定員 (平成31年4月現在)	入学者数	定員充足率
3,981 人	2,405 人	73.0%

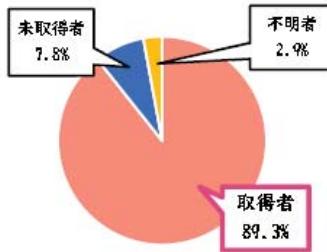
2

介護福祉士国家資格取得状況

今回の調査回答者 17,536 人のうち、介護福祉士国家資格を取得している者は、15,657 人であり、89.3% の取得率になっている。福祉系高校の生徒の取得率の高さがうかがえる。

また、福祉系高校新卒者の合格率は、第 24 回（H23 年度）以降、8 年連続で 80% を超え、受験者全員、福祉系高校全員と比較して高い水準を保っている（全国福祉高等学校長会調べ）。

介護福祉士国家資格取得率



取得者	未取得者	不明者
15,657	1,363	516
89.3%	7.8%	2.9%

福祉系高校新卒者 合格率の推移

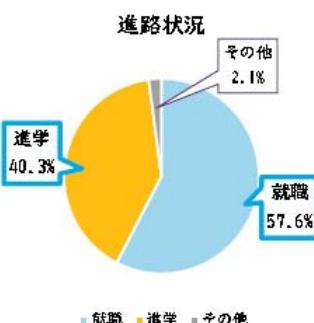


（福祉系高校全員には、既卒者を 103

3

福祉系高校卒業後の進路状況

卒業後の進路状況を「就職」「進学」「その他」で分類したところ、以下の通りであった。全体的にみると就職が進学より少し多い傾向を示している。また、年度別に見ると、わずかではあるが、進学者が増えている傾向にある。特に、平成 26 年度・平成 27 年度がひとつの境目になっている。



年度／分類	就職	進学	その他	合計
H23	1,055	693	50	1,798
H24	1,245	749	43	2,037
H25	1,280	780	41	2,101
H26	1,388	878	38	2,304
H27	1,288	984	50	2,322
H28	1,334	1,037	55	2,426
H29	1,300	1,003	46	2,349
H30	1,212	939	48	2,199
計	10,102	7,063	371	17,536

卒業後の進路（年度別）

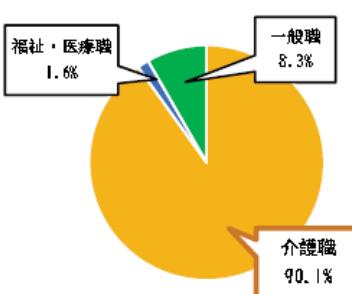


4

福祉系高校卒業後の就職状況

就職者 10,102 人の就職先の分野を「介護職」「福祉・医療職」「一般職」に分類したところ、割合は、介護職 90.1%、福祉・医療職 1.6%、一般職 8.3% となった。概ね 9 割の生徒が、介護職、福祉・医療職に就職している。

就職先分野



介護職	福祉・医療職	一般職
9,104 人	157 人	841 人
90.1%	1.6%	8.3%

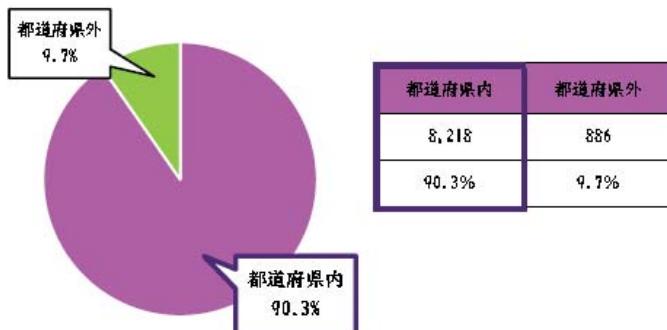
年度／分野	介護職			福祉・医療職			一般職			合計
	女	男	計	女	男	計	女	男	計	
H23	831	149	980	4	2	6	52	17	69	1,055
H24	920	220	1,140	19	3	22	56	27	83	1,245
H25	989	184	1,173	16	3	19	58	30	88	1,280
H26	1,003	248	1,251	24	5	29	69	39	108	1,388
H27	932	230	1,162	15	3	18	61	47	108	1,288
H28	961	237	1,198	18	3	21	74	41	115	1,334
H29	917	223	1,140	20	2	22	85	53	138	1,300
H30	865	195	1,060	17	3	20	88	44	132	1,212
計	9,418	1,686	9,104	133	24	157	543	298	841	10,102

5

介護就職者における就職地域

介護就職者 9,104 人の就職先地域をみると、在籍した高等学校のある都道府県内に就職（いわゆる地元就職）をした生徒は、90.3%と高い割合となった。福祉系高校は、地域の介護職を養成していることがうかがえる。

就職先地域



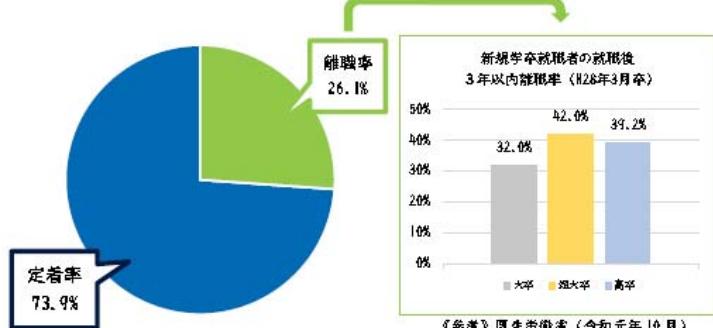
年度／就職先	都道府県内就職				都道府県外就職				合計
	女	男	計	割合	女	男	計	割合	
H23	764	134	898	91.6%	67	15	82	8.4%	980
H24	837	191	1,028	90.2%	83	29	112	9.8%	1,140
H25	883	169	1,052	89.7%	106	15	121	10.3%	1,173
H26	923	227	1,150	91.9%	80	21	101	8.1%	1,251
H27	854	195	1,049	90.3%	78	35	113	8.7%	1,162
H28	875	205	1,080	90.2%	86	32	118	9.8%	1,198
H29	816	195	1,011	88.7%	101	28	129	11.3%	1,140
H30	776	174	950	89.6%	89	21	110	10.4%	1,060
計	6,728	1,490	8,218	90.3%	690	196	886	9.7%	9,104

6

介護就職者の3年後定着状況

介護就職者における3年後の介護職定着率（卒業3年を経過した者が介護職を続けていた割合）を調査したところ、73.9%の卒業生が現在も介護職を続けているという結果であった。したがって、離職率は26.1%であり、福祉系高校のキャリア教育の成果が出ていると言える。

介護職定着率（3年後）



平成27年度卒業生における介護職継続者数と定着率

	北海道	東北	関東	北信越	東海	近畿	中国	四国	九州	計
卒業時 介護就職者数	45	140	112	55	147	107	73	64	419	1,162
介護職 継続者数	25	111	68	47	108	86	51	58	305	859
定着率	55.6%	79.3%	60.7%	85.5%	73.5%	80.4%	69.9%	90.6%	72.8%	73.9%

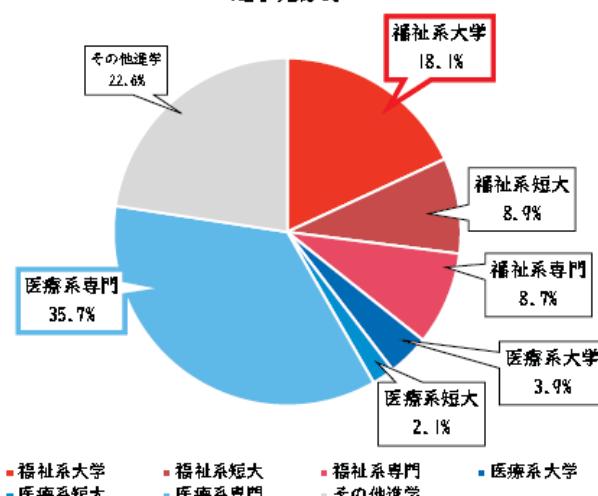
105

7

福祉系高校卒業後の進学状況

進学者 7,063 人の進学先の分野を「福祉系大学」「福祉系短期大学」「福祉系専門学校」「医療系大学」「医療系短期大学」「医療系専門学校」「その他進学」で分類したところ、77.4%が、福祉・医療系に進学しており、その他の分野に進学する者は、22.6%であった。中でも医療系専門学校への進学が3割以上と多くなっている。これは、看護師やリハビリテーション職（理学療法士や作業療法士など）を目指す者であると考えられる。また、福祉系大学への進学も一定数おり、社会福祉士や精神保健福祉士、高校「福祉」教員を目指す卒業生もいる。

進学先分野

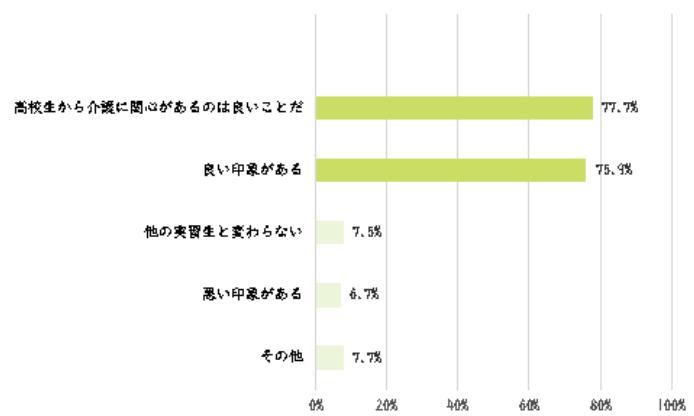


8

実習施設の福祉系高校イメージ

「高校生から介護に関心があるのは良いことだ」と回答した実習施設が全体の 77.7%、「指導に対して素直に対応できる、真面目に取り組む、身だしなみが整えられているなど、良い印象がある」と回答した実習施設が 75.4% に上り、実習施設が生徒に対してポジティブな印象を持っていることが分かった。その他の回答でも、「向上心、やる気があり好感が持てる」「専門学校生より、学ぶ姿勢があるように感じる」「利用者が喜ばれ、笑顔が多くなった」など、前向きな意見が多数みられた。

「指導に対して素直に従えない、積極性が足りない、身だしなみが乱れているなど、悪い印象がある」と回答した施設は全体の 6.7% であったが、生徒によって個人差があるとの意見が多く、「言葉遣い」「記録物」「実習態度」等について、生徒一人一人に合わせた個別の指導が必要である。



高校生から介護に関心があるのは良いことだ	素直、真面目、身だしなみが整っているなど、良い印象がある	他の実習生と変わらない	素直に答えない、積極性足りない、身だしなみが乱れてるなど、悪い印象がある	その他
982	959	95	85	97
77.7%	75.4%	7.5%	6.7%	7.7%

福祉系			医療系			その他	
大学	短期大学	専門学校	大学	短期大学	専門学校	その他	進学
1,279	626	611	276	150	2,524	1,597	
18.1%	8.9%	8.7%	3.9%	2.1%	35.7%	22.6%	

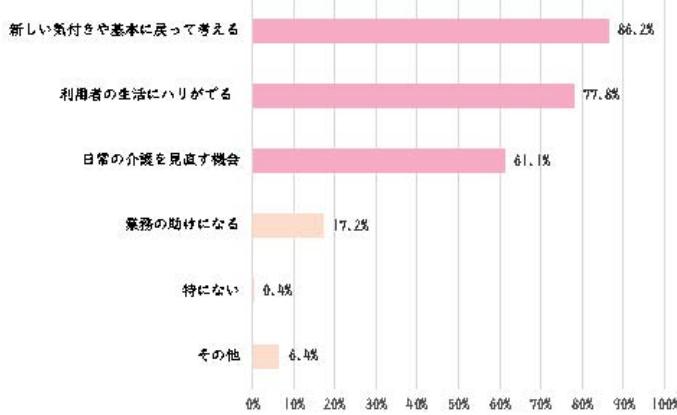
106

福祉系高校の実習を受けて良かったこと

99.6%の実習施設が福祉系高校の実習生を受け入れて良かったことを回答した。特に、「新しい気付きや基本に戻って考えることができる」が86.2%、「日常の介護を見直す機会」が61.1%に上った。その他の回答にも、「直接指導する職員自身も実習生に教えることで知識の再確認になっている」「職員が基本に戻り、振り返りができる」などの意見がみられ、福祉系高校の実習を受け入れることで、施設側が日常の介護を見直し、高校生が実践する介護から新しい気付きを得ていることが分かった。

また、「利用者の生活にハリがある」と回答した実習施設は77.8%であり、その他の回答には、「孫のような年頃の学生と関わることで、利用者が喜んでいる」「利用者やその家族に刺激がある」などの意見がみられた。高校生の爽やかで瑞々しい姿そのものが実習施設にとって新鮮な風となり、良い影響を与えていたことが分かった。

一方、その他の回答の内、約4割が「施設を気に入り就職してもらえた」など卒業後の就職に結びついているという意見であった。「福祉系高校生は地元で就職する」という評価が実習施設にも広がりを見せている。



新しい気付きや基本に戻って考える	利用者の生活にハリがある	日常の介護を見直す機会	業務の助けになる	特にない	その他
1084	978	768	216	5	81
86.2%	77.8%	61.6%	17.2%	0.4%	6.4%

高校生介護技術コンテスト

全国高校生介護技術コンテストは、福祉を学ぶ高校生の介護技術力を高めるとともに、様々な介護の場面において、適切かつ安全に支援できる能力と態度を育成することを目的とした大会である。第8回を迎えた今年度は、各地区を勝ち抜いた代表校10校（九州地区は福祉を学ぶ高校が多いので2校選出）、前回優勝地区から1校、開催県から1校の計12校が出場し第29回全国産業教育フェア新潟大会にて介護の実践を学び合う大会となった。



第8回全国高校生介護技術コンテスト

北海道、東北、関東、北信越、東海、近畿、中国、四国、九州の9地区で予選が行われた他、多くの生徒がコンテストに参加できるよう、ベッドメイキング部門、個人部門などを取り入れている県もあり、出場した選手が互いに学び合う場となっている。



関東地区大会



東北地区大会



関西地区大会 ベッドメイキング部門



四国地区大会 個人部門

107



滋賀県大会



群馬県大会



愛知県大会



三重県大会

【資料】

《福祉系高等学校の充足率》

	学校数	定員【人】	入学者数【人】	充足率[%]
H21 年度	107	3,361	3,197	80.7%
H22 年度	110	4,017	3,476	86.5%
H23 年度	113	4,072	3,360	82.5%
H24 年度	117	4,188	3,399	81.2%
H25 年度	115	4,136	3,352	81.0%
H26 年度	118	4,245	3,427	80.7%
H27 年度	119	4,305	3,257	75.7%
H28 年度	116	4,170	3,085	74.0%
H29 年度	115	4,128	2,960	71.7%
H30 年度	113	3,999	2,916	72.9%
H31 年度	113	3,981	2,905	73.0%

（※学校数：平成31年度募集停止1校を含む113校）

《福祉系高等学校の受験状況》 全国福祉高等学校長会調べ

項目	回試受験者全体			新卒者			
	受験者数	合格者数	合格率	総数		新卒者	
				受験者数	合格者数	合格率	受験者数
第22回 H21年度	153,811	77,251	50.2%	9,068	4,981	54.9%	5,756
第23回 H22年度	154,223	74,432	48.3%	9,029	5,016	55.6%	5,518
第24回 H23年度	137,961	86,190	63.9%	5,681	3,720	65.5%	2,543
第25回 H24年度	136,375	87,797	64.4%	5,136	3,628	70.6%	2,687
第26回 H25年度	154,330	99,687	64.6%	4,772	3,400	71.2%	2,529
第27回 H26年度	153,808	93,760	61.0%	4,740	3,234	68.2%	2,675
第28回 H27年度	152,573	88,300	57.9%	4,583	3,076	67.1%	2,644
第29回 H28年度	76,323	55,031	72.1%	3,839	2,882	73.9%	2,742
第30回 H29年度	92,654	65,574	70.8%	3,486	2,610	74.9%	2,566
第31回 H30年度	94,610	69,736	73.7%	3,189	2,456	76.8%	2,382

REPORT

第8回大会から、最優秀賞を受賞したチームに対し、北欧の福祉・介護状況を体験できる「福祉先進国視察研修」を開催として授与されました。

初めての研修旅行に出かけたのは、佐賀県立神埼清明高等学校の選手3名。北欧で認知症介護ケアハウスを見学するなど、福祉・介護についての学びを深めました。また、草花やその人らしさなど介護をする上で根幹となる哲学や理念を考える大切さ、様々な専門職が共通の目的を持ち、共同で責任をとる医療・医療・人と向き合い人生に寄り添う仕事だからこそ、人間性が問われるということを学び、人として成長していくことが大切であると感じた研修でした。



最優秀賞に輝いた選手3名



北欧研修旅行の様子

108

介護福祉士資格：養成と国家試験

介護福祉士の資格の概要

1 介護福祉士の定義

○介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護（喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。）を含む。）を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者
「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）第2条第2項

2 資格取得方法

3つのルートのいずれかにより資格を取得し、登録することが必要

- ① 3年以上の介護等の業務に関する実務経験及び都道府県知事が指定する実務者研修等における必要な知識及び技能の修得を経た後に、国家試験に合格する「実務経験ルート」
- ② 都道府県知事が指定する介護福祉士養成施設等において必要な知識及び技能を修得する「養成施設ルート」
- ③ 文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定する福祉系高校において必要な知識及び技能を修得した後に、国家試験に合格する「福祉系高校ルート」

3 国家試験の概要

- 形態
 - ・年1回試験（第1次試験（筆記試験）、第2次試験（実技試験））※一定の要件を満たすと実技試験は免除される。
 - ・筆記試験は例年1月下旬、実技試験は例年3月上旬に実施。
- 試験科目
 - ・領域：人間と社会（人間の尊厳と自立、人間関係とコミュニケーション、社会の理解）
(筆記試験)
 - ・領域：介護（介護の基本、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程）
 - ・領域：こころとからだのしくみ（発達と老化の理解、認知症の理解、障害の理解、こころとからだのしくみ）
 - ・領域：医療的ケア（医療的ケア）
 - ・総合問題
- 第33回試験結果（令和2年度実施） 受験者数 84,483人、合格者数 59,975人（合格率71.0%）

4 資格者の登録状況

1,754,486人（令和3年3月末現在）

5 介護福祉士養成施設等の状況

- 学校、養成施設数（令和2年4月1日時点）
 - ・介護福祉士養成施設 375校391課程、定員16,210人
 - ・福祉系高等学校 112校112課程、定員 4,029人

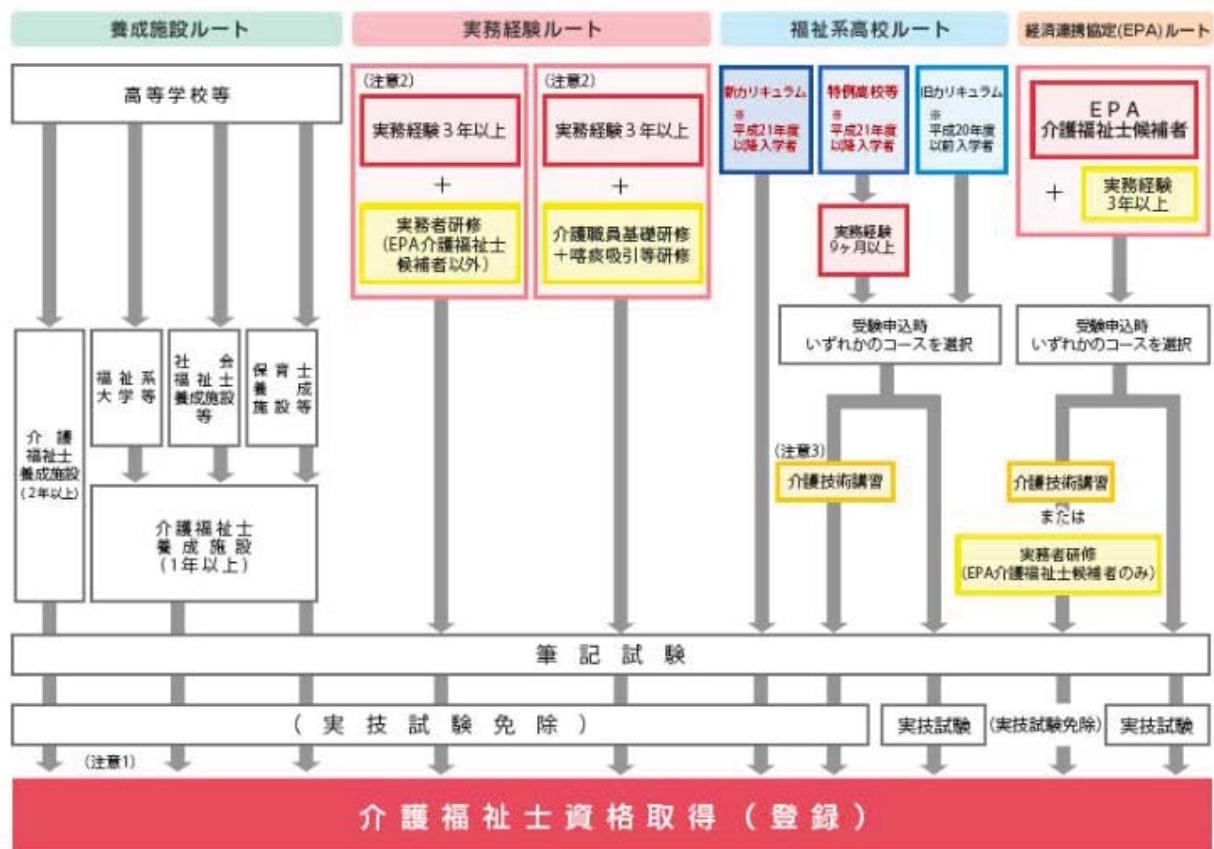
世界の介護資格

ドイツ	▼「老人介護士法」が、2003年に制定された(実施は各州に任されている)。養成訓練は、実科学校卒業者、それと同等の教育修了者を対象に行われる。授業は、理論と実技演習及び実習で、実習が重視されている。養成訓練終了後、筆記と実技の国家試験に合格しなければならない。訓練期間は、老人介護士で最低3年間、老人介護ヘルパーで最低1年間である。老人介護士と看護師に関する共通の基礎教育の導入を検討(共通教育のモデル事業の実施)。 【老人介護士＝アルテンフレイガー(Altenpfleger)】
イギリス	▼ケアワーカーの認定資格には、Dip SW(Diploma In Social Work)と全国職業資格(NVQ)がある。Dip SWは、中央ソーシャルワーク教育訓練協会(CCETSW)の認定する大学、大学院で所定の単位を取得することにより認定される。全国職業資格は、170種類以上にも及ぶ職業能力を基準とした資格である。資格取得のための教育は、OJT(現場教育)で行われ、査定機関により認定される。
フランス	▼ホームヘルパー(AM)、生活介助員(AV)の職業適性資格がある。資格取得には、養成学校に入学し、2年の現任教育を受けることが必要である。養成学校の入学要件は、19歳で、保健福祉コースの職業課程を修了していることである。
イタリア	▼州や地方自治体で、独自に認定しているケアワーカーの資格として、在宅の援助者がある。資格取得には、600-1800時間の初期養成コースを修了することが必要である。
スウェーデン	▼ケアワーカーの資格として、3年間の高等教育で行われる准看護師がある。准看護師養成は、60週の課程で、成人教育においても行われている。
フィンランド	▼ホームヘルパー・准看護師・歯科衛生士・保育士等を統合した職種「ラヒホイタヤ」を創設し、1993年からラヒホイタヤのカリキュラムが始まった。3年間で、計3600時間の講義・演習・実習を行う。資格取得者には、EU参加国で通用する追加証明書も合わせて発行させる。 【ラヒホイタヤ(Lähihoitaja)】
デンマーク	▼1990年の教育改革で、社会保健介護士制度が創設された。社会保健介護士の養成には、①社会保健介護士準備過程(1年)、②社会保健介護助手(1年)、③社会保健介護士(1年半)の3課程がある。
アメリカ	▼ダイレクトケアワーカーと呼ばれ、専門職と擬似専門職がある。専門職は、看護師と登録実務看護師から、擬似看護師は、看護助手(NA)、在宅医療助手(HHA)、対人介護助手(PCA)から構成される。看護師免許を取得するには、看護専門学校(3年)、看護系短期大学(2年)、看護系大学(4年)で、看護教育プログラムを修了しなければならない。擬似専門職については、全国的な基準ではなく、州や専門団体による認可制度もない。基準を定めている州があるものの、内容は、州によって異なる。
日本	▼1987年(昭和62年)に社会福祉士及び介護福祉士法が成立。【介護福祉士】 国家資格の取得には、①短大・大学の養成施設(2-4年課程)を修了する。②福祉系大学等・社会福祉士養成施設等・保育士養成所等を修了後、更に養成施設(1年課程)を修了する。③介護等の業務経験が3年以上ある者が、介護技術講習(4日間)を受講後、国家試験(筆記試験)に合格しなければならない。(実技試験免除)。④福祉系高等学校において厚生労働大臣が定める科目を履修して卒業した者が、国家試験(筆記・実技試験)に合格しなければならない。

※介護資格に国家試験があるのは、日本とドイツだけである。

111

介護福祉士の資格取得ルート図



(注意1)「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、平成29年度(第30回)から、養成施設ルートが介護福祉士国家試験の受験資格となりました。なお、養成施設を令和8年度末までに卒業する方は、卒業後5年の間は、国家試験を受験しなくとも、または、合格しなくとも、介護福祉士になることができます。この間に国家試験に合格するか、卒業後5年間続けて介護等の業務に従事することで、5年経過後も介護福祉士の登録を継続することができます。令和9年度以降に養成施設を卒業する方からは、国家試験に合格しなければ介護福祉士になることはできません。

(注意2)実務経験ルートで受験を希望する方は「実務経験3年以上」だけでは受験できません。

(注意3)平成20年度以前に福祉系高等学校(専攻科を含む)に入学し、卒業した方、特例高等学校(専攻科を含む)を卒業し、9ヶ月以上介護等の業務に従事した方が、「実技試験の免除」を申請する場合は、「介護技術講習」を修了する必要があります。「実務者研修」を修了しても「実技試験免除」となりません。

112

学校種別 定員充足率(養成施設ルート)

(令和2年4月1日現在)

学校種別	学校数	課程数	定員(人)	入学者数(人)	充足率(%)
大学	62	62	1,963	1,127	57.4%
短期大学	64	67	2,475	1,136	45.9%
専門学校	248	261	11,732	5,504	46.9%
うち2年課程	232	236	10,849	5,267	48.5%
高等学校専攻科	1	1	40	14	35.0%
合計	375	391	16,210	7,781	48.0%

参考:平成18年度充足率71.8%、平成19年度充足率64.0%、平成20年度充足率45.8%、
 平成21年度充足率55.1%、平成22年度充足率75.7%、平成23年度充足率69.3%、
 平成24年度充足率66.5%、平成25年度充足率69.4%、平成26年度充足率56.5%、
 平成27年度充足率51.3%、平成28年度充足率44.2%、平成29年度充足率42.9%、
 平成30年度充足率41.8%、令和元年度充足率45.2%

113

定員充足率の推移(養成施設)



	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02
養成施設数	405	419	434	422	396	383	377	378	378	379	380	382	375	374	375
定員[人]	26,855	26,095	25,407	22,761	20,842	19,858	19,157	18,861	18,485	18,398	17,730	17,425	16,831	16,450	16,210
入学者[人]	19,289	16,696	11,638	12,548	15,771	13,757	12,730	13,090	10,453	9,435	7,835	7,474	7,028	7,442	7,781
定員充足率(%)	71.8	64.0	45.8	55.1	75.7	69.3	66.5	69.4	56.5	51.3	44.2	42.9	41.8	45.2	48.0

114

【参考】養成施設数(学校数)と入学者数の推移(日本介護福祉士養成施設協会)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
大学	60	57	59	59	60	60	59
短期大学	76	74	71	68	66	61	59
専修学校	239	243	245	243	237	238	217
高等学校専攻科	2	2	2	2	2	2	1
合計	377	376	377	372	365	361	336

年度(平成、令和)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
養成施設数(課程)	401	396	386	375	347
入学定員数(人)	16,704	15,891	15,506	14,387	13,619
入学者数(人)	7,752	7,258	6,856	6,982	7,042
うち新卒者等	6,060	5,360	4,847	4,180	3,936
うち離職者訓練受入数	1,435	1,307	867	765	711
うち外国人留学生数(人・国数)	257(14)	591(16)	1,142(20)	2,037(26)	2,395(20)
※入学者に占める外国人留学生の割合	3.3%	8.1%	16.7%	29.2%	34.0%
定員充足率(%) (全体)	46.4%	45.7%	44.2%	48.5%	51.7%

外国人留学生の主な出身国

※平成28年度:ベトナム 114人、中国 54人、ネパール 35人、フィリピン 28人、ほか 10か国から 26人

※平成29年度:ベトナム 364人、中国 74人、ネパール 40人、フィリピン 35人、韓国 23人、ほか 11か国から 55人

※平成30年度:ベトナム 542人、中国 167人、ネパール 95人、インドネシア 70人、フィリピン 68人、スリランカ 47人、ミャンマー 34人、インド 33人、韓国 31人、モンゴル 19人、カンボジア 12人、ほか 9か国から 24人

※令和元年度:ベトナム 1,047人、中国 212人、ネパール 203人、フィリピン 163人、インドネシア 106人、ミャンマー 99人、スリランカ 95人、韓国 28人、モンゴル 18人、ほか 17か国から 66人

※令和2年度:ベトナム 1,015人、ネパール 304人、中国 285人、フィリピン 274人、インドネシア 153人、ミャンマー 110人、スリランカ 93人、ブータン 42人、モンゴル 29人、バングラデシュ 22人、ほか 10か国から 68人

(上記は日本介護福祉士養成施設協会調査による回答校の集計値)

115

福祉系高等学校 定員充足率

(令和2年4月1日現在)

学校種別	学校数	課程数	定員(人)	入学者数(人)	充足率(%)
福祉系高等学校	112	112	3,901	2,752	70.5

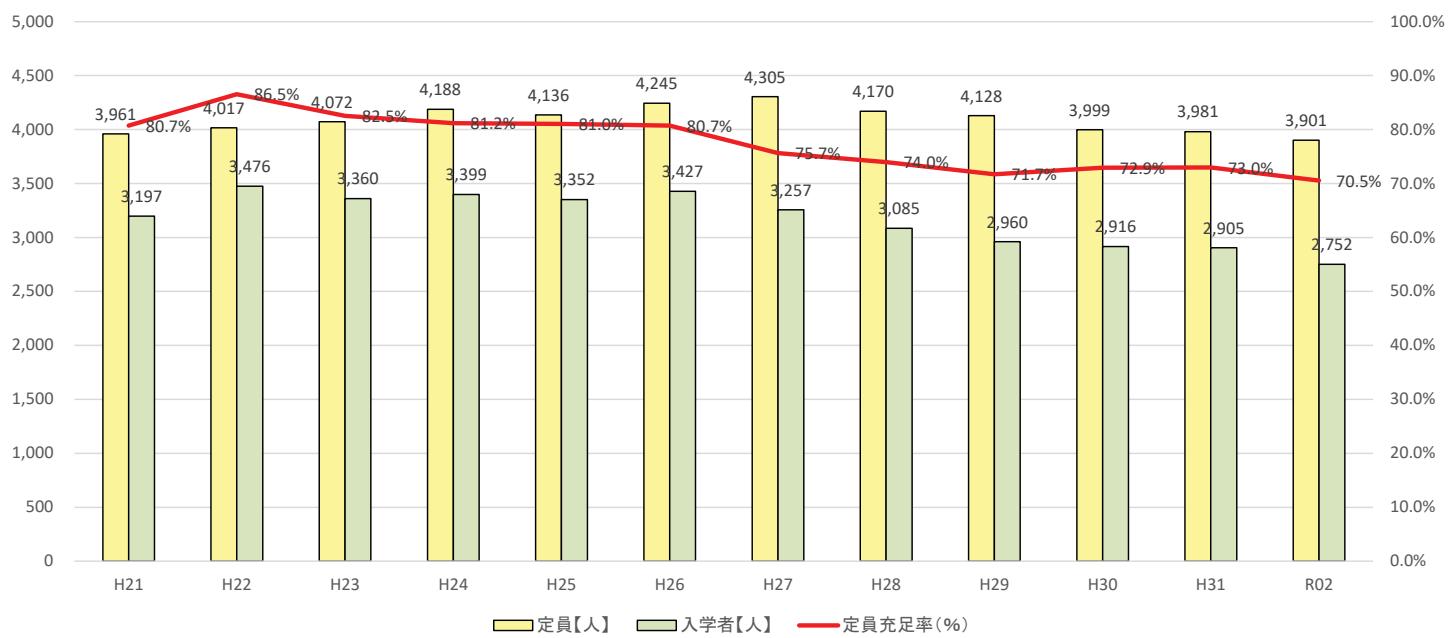
福祉系高等学校 定員充足率の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
学校数	107	110	113	117	115	118
課程数	107	110	113	117	115	118
定員(人)	3,961	4,017	4,072	4,188	4,136	4,245
入学者数(人)	3,197	3,476	3,360	3,399	3,352	3,427
充足率[%] (②/①×100)	80.7%	86.5%	82.5%	81.2%	81.0%	80.7%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	R1年度	R2年度
学校数	119	116	115	113	113	112
課程数	119	116	115	113	113	112
定員(人)	4,305	4,170	4,128	3,999	3,981	3,901
入学者数(人)	3,257	3,085	2,960	2,916	2,905	2,752
充足率[%] (②/①×100)	75.7%	74.0%	71.7%	72.9%	73.0%	70.5%

116

定員充足率の推移(福祉系高等学校)



	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02
学校数	107	110	113	117	115	118	119	116	115	113	113	112
定員 [人]	3,961	4,017	4,072	4,188	4,136	4,245	4,305	4,170	4,128	3,999	3,981	3,901
入学者 [人]	3,197	3,476	3,360	3,399	3,352	3,427	3,257	3,085	2,960	2,916	2,905	2,752
定員充足率 (%)	80.7%	86.5%	82.5%	81.2%	81.0%	80.7%	75.7%	74.0%	71.7%	72.9%	73.0%	70.5%

117

第33回介護福祉士国家試験の受験状況（受験区分別）

区分	受験者数 (人)	合格者数 (人)	合格率 (%)	割合 (%)
総数	84,483	59,975	71.0	100.0
介護福祉士養成施設	6,542	4,766	72.9	7.9
社会福祉施設の介護職員等	52,162	37,155	71.2	61.9
老人福祉施設の介護職員等	45,834	32,053	69.9	53.4
障害者福祉施設の介護職員等	5,650	4,558	80.7	7.6
保護施設、児童福祉施設の介護職員等	635	514	80.9	0.8
その他の社会福祉施設の介護職員等	43	30	69.8	0.1
訪問介護員等	11,382	8,271	72.7	13.8
介護老人保健施設、介護医療院の介護職員等	5,909	3,765	63.7	6.3
医療機関の看護補助者等	5,573	3,648	65.5	6.1
福祉系高等学校(専攻科を含む)	2,836	2,312	81.5	3.9
その他	79	58	73.4	0.1

◇全国福祉高等学校長会調べ・・・福祉系高等学校（新卒者）の合格率：89.38%！

118

第33回介護福祉士国家試験の各問別正誤状況

領域	項目	No.	受験者数		正答者数		誤答者		受験者数		正答者数		誤答者		受験者数		正答者数		誤答者			
			(合計)	正答率(%)	(合計)	誤答率(%)	地域別	科別	難易度	正答率	地域別	科別	難易度	正答率	地域別	科別	難易度	正答率	地域別	科別		
		1	2,257	1,473	65.26%	784	34.74%	781.15	37	6	69	2,257	2,035	90.16%	222	9.82%	70	2,257	2,108	93.40%	149	6.85%
		2	2,257	2,028	90.25%	1,559	7.04%	783.27%	40	2	71	2,257	1,909	84.58%	348	15.42%	72	2,257	1,990	88.17%	267	11.83%
		3	2,257	1,640	72.65%	817	27.34%	783.27%	40	2	73	2,257	2,110	93.49%	147	6.51%	74	2,257	1,916	84.89%	341	15.11%
		4	2,257	2,018	90.16%	239	10.59%	781.15	37	6	75	2,257	1,198	53.08%	1,059	46.92%	76	2,257	1,231	54.54%	1,026	45.48%
		5	2,257	688	36.46%	1,389	61.54%	781.15	37	6	77	2,257	1,369	60.66%	688	39.34%	78	2,257	2,010	89.05%	247	10.94%
		6	2,257	719	31.85%	1,538	68.14%	781.15	37	6	79	2,257	2,169	96.10%	88	3.89%	80	2,257	1,873	82.99%	284	17.01%
		7	2,257	1,726	76.47%	521	23.53%	781.15	37	6	81	2,257	1,444	63.98%	812	36.02%	82	2,257	441	19.54%	1,815	80.48%
		8	2,257	1,395	61.61%	862	38.19%	781.15	37	6	83	2,257	1,147	50.62%	1,110	49.18%	84	2,257	1,631	72.26%	626	27.74%
		9	2,257	2,081	92.20%	176	7.80%	781.15	37	6	85	2,257	1,845	81.53%	412	18.23%	86	2,257	1,587	70.31%	620	29.69%
		10	2,257	1,429	63.21%	828	36.59%	781.15	37	6	87	2,257	2,039	90.34%	218	9.61%	88	2,257	1,257	50.08%	691.8%	48.18%
		11	2,257	1,418	62.83%	839	37.17%	781.15	37	6	89	2,257	1,211	53.66%	1,046	46.34%	90	2,257	1,928	83.80%	329	14.38%
		12	2,257	2,041	90.43%	216	9.57%	781.15	37	6	91	2,257	1,768	54.03%	1,480	55.97%	92	2,257	1,409	62.43%	648	37.57%
		13	2,257	1,908	84.54%	349	15.48%	781.15	37	6	93	2,257	2,163	96.72%	74	3.28%	94	2,257	2,053	90.30%	204	9.04%
		14	2,257	1,916	84.89%	341	15.11%	781.15	37	6	95	2,257	1,649	78.06%	608	26.94%	96	2,257	872	38.64%	1,285	61.38%
		15	2,257	1,896	84.01%	381	15.99%	781.15	37	6	97	2,257	1,894	84.80%	363	16.08%	98	2,257	1,381	61.19%	676	38.81%
		16	2,257	1,258	55.74%	999	44.28%	781.15	37	6	99	2,257	1,193	52.65%	1,424	47.48%	100	2,257	869	38.50%	1,398	61.50%
		17	2,257	1,055	46.74%	1,202	53.28%	781.15	37	6	101	2,257	771	31.55%	1,538	68.45%	102	2,257	1,899	84.03%	1,558	15.96%
		18	2,257	865	38.33%	1,392	61.67%	781.15	37	6	103	2,257	1,193	52.65%	1,424	47.48%	104	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%
		19	2,257	2,104	92.22%	153	6.78%	781.15	37	6	105	2,257	1,899	84.03%	1,558	15.96%	106	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%
		20	2,257	2,123	94.51%	124	5.49%	781.15	37	6	107	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%	108	2,257	1,056	46.79%	1,201	53.21%
		21	2,257	1,023	45.77%	1,224	54.23%	781.15	37	6	109	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%	110	2,257	2,146	85.01%	1,111	18.93%
		22	2,257	1,931	85.55%	326	14.44%	781.15	37	6	111	2,257	2,092	92.73%	1,64	7.27%	112	2,257	2,093	92.73%	1,64	7.27%
		23	2,257	388	17.19%	1,869	82.81%	781.15	37	6	113	2,257	1,821	80.66%	426	19.32%	114	2,257	1,999	88.57%	258	11.43%
		24	2,257	607	26.89%	1,650	73.11%	781.15	37	6	115	2,257	1,339	58.89%	628	41.11%	116	2,257	1,056	46.79%	1,201	53.21%
		25	2,257	2,143	94.95%	114	5.03%	781.15	37	6	117	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%	118	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%
		26	2,257	1,702	57.41%	555	24.59%	781.15	37	6	119	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%	120	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%
		27	2,257	1,950	88.40%	307	13.60%	781.15	37	6	121	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%	122	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%
		28	2,257	2,207	97.18%	50	2.82%	781.15	37	6	123	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%	124	2,257	2,009	89.01%	948	10.99%
		29	2,257	2,110	98.49%	147	6.51%	781.15	37	6	125	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%	126	2,257	855	38.33%	1,292	61.67%
		30	2,257	1,690	74.88%	567	25.12%	781.15	37	6	127	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%	128	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%
		31	2,257	2,236	99.07%	21	0.93%	781.15	37	6	129	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%	130	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%
		32	2,257	1,418	62.83%	839	27.17%	781.15	37	6	131	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%	132	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%
		33	2,257	2,198	97.95%	59	2.61%	781.15	37	6	133	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%	134	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%
		34	2,257	1,808	80.02%	451	19.98%	781.15	37	6	135	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%	136	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%
		35	2,257	1,676	74.28%	581	25.74%	781.15	37	6	137	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%	138	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%
		36	2,257	1,529	67.43%	735	32.57%	781.15	37	6	139	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%	139	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%
		37	2,257	1,475	63.35%	762	34.65%	781.15	37	6	140	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%	141	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%
		38	2,257	1,800	79.15%	457	20.23%	781.15	37	6	142	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%	143	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%
		39	2,257	2,227	98.67%	30	1.33%	781.15	37	6	144	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%	145	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%
		40	2,257	1,958	79.95%	295	20.05%	781.15	37	6	146	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%	147	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%
		41	2,257	1,628	67.70%	729	32.30%	781.15	37	6	148	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%	149	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%
		42	2,257	908	40.23%	1,349	59.77%	781.15	37	6	150	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%	151	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%
		43	2,257	2,138	94.45%	119	5.27%	781.15	37	6	152	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%	153	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%
		44	2,257	1,080	47.85%	1,177	52.15%	781.15	37	6	154	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%	155	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%
		45	2,257	1,217	76.07%	1,369	23.92%	781.15	37	6	156	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%	157	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%
		46	2,257	2,010	98.03%	247	10.94%	781.15	37	6	158	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%	159	2,257	815	36.11%	1,442	63.89%
		47	2,257	1,737	76.95%	520	23.04%	781.15	37	6	160	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%	161	2,257	1,230	58.62%	927	41.07%
		48	2,257	1,																		

第33回介護福祉士国家試験の各問別正誤状況

<領域:介護>

・介護の基本

問題 23 介護医療院に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 入所できるのは要介護3以上である。
- 2 介護医療院の開設は市町村から許可を受けなければならぬ。
- 3 入所者のためのレクリエーション行事を行うように努める。
- 4 入所者一人当たりの床面積は、介護老人福祉施設と同じ基準である。
- 5 サービス管理責任者を1名以上置かなければならない。

- 1.× 介護医療院に入所できる方は、要介護1~5の方になります。
- 2.× 介護医療院の開設は都道府県知事から許可を受けなければいけません。
- 3.○ 介護医療院は地域との関りを意識していくことが求められていますので、レクリエーション行事を行うように努めていくことが求められています。
- 4.× 介護老人福祉施設の入所者一人当たりの床面積は10.65m²です。介護医療院の入所者一人当たりの床面積は定員4名以下で8.0m²、転換の場合、大規模改修までは6.4m²以上とされています。
- 5.× 介護医療院の職員配置に関して、サービス管理責任者の配置条件はありません。

<解き方のコツ>

従来の介護療養病床、介護療養型医療施設は、2018年4月より介護医療院へ移行すること決められています。2023年4月までに移行しないといけません。

※制度を理解！

121

第33回介護福祉士国家試験の各問別正誤状況

<領域:介護>

・介護の基本

問題 24 Eさん(女性、82歳、要介護1)は、夫(80歳)と二人暮らしである。膝の痛みがあるが、夫の介助があれば外出は可能である。最近Eさん宅は、玄関、トイレ、浴室に手すりを設置している。Eさんは料理が趣味で、近所のスーパーで食材を自分で選び、購入し、食事の用意をしたいと思っている。こうした中、Eさん宅で介護支援専門員(ケアマネジャー)が関係職種を招集してサービス担当者会議を開くことになった。Eさんの思いに添ったサービスの提案として、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 訪問介護員(ホームヘルパー)による調理の生活援助の利用
- 2 介護支援専門員(ケアマネジャー)の手配による配食サービスの利用
- 3 社会福祉協議会の生活支援員による日常生活自立支援事業の活用
- 4 福祉用具専門相談員の助言による四輪歩行車の利用
- 5 通所介護(ティーサービス)の職員による入浴サービスの利用

- 1.× 調理の生活援助に関しては、Eさんが自立している内容なので、サービスとして提案することには適していません。
- 2.× 料理が趣味であるEさんに配食サービス利用を提案することはEさんの思いに添った提案ではありません。
- 3.× 社会福祉協議会の日常生活自立支援事業は、判断能力が不十分な方が対象者になりますので、Eさんは利用できません。
- 4.○ Eさんが課題に思っていることは、外出時に夫の介助が必要になることです。福祉用具専門相談員の助言による四輪歩行者の利用を提案することがEさんの思い添った提案になります。
- 5.× Eさんは入浴サービスを希望していませんので、Eさんの思いに添った提案ではありません。

<解き方のコツ>

利用者の意思を尊重した支援かどうかを考える問題内容になっています。Eさんが求めているサービスが何かを判断することが求められています。社会福祉協議会の日常生活自立支援事業に関する知識も求められていますが、利用者の意思を尊重した支援かどうかを見極めることができれば解くことができる問題です。

※利用者の理解！

122

第33回介護福祉士国家試験の各問別正誤状況

<領域:こころとからだのしくみ>

・認知症の理解

問題 82 レビー小体型認知症 (dementia with Lewy bodies) に関する次の記述のうち、適切なものを 1 つ選びなさい。

- 1 脳梗塞 (cerebral infarction) が原因である。
- 2 初発症状は記憶障害である。
- 3 けいれんがみられる。
- 4 人格変化がみられる。
- 5 誤嚥性肺炎 (aspiration pneumonia) の合併が多い。

1. × 脳梗塞が原因となるのは脳血管性認知症です。レビー小体型認知症の原因是、脳の広範囲にレビー小体型認知症といふ異常たんぱく質が蓄積することであるため、誤りです。
2. × 初期症状で記憶障害が現れるのは、アルツハイマー型認知症です。レビー小体型認知症の初期症状は、うつ症状や嗅覚異常や便秘などです。よって誤りです。
3. × けいれんは認知症と混同されやすいてんかんの症状です。よって誤りです。
4. × 人格障害は前頭側頭型認知症にみられる症状であるため、誤りです。
5. ○ 症状が進むにつれて、摂食障害や嚥下機能の低下が起ります。それらの原因で誤嚥性肺炎発症のリスクが高くなります。

※障碍・病気等の理解！

123

介護福祉士国家試験の合格状況〈新卒者の合格分布〉第31回～第33回

全受験者 合格率 との比較	第31回(平成30年度)			第32回(令和01年度)			第33回(令和02年度)			
	合格率	73.71%	合格率以上の学校		69.91%	合格率以上の学校		70.99%	合格率以上の学校	
	受験者数	94,610人	91 校	82.73%	84,032人	93 校	84.55%	84,483人	93 校	84.55%
	合格者数	69,736人			58,745人			59,975人		

(福祉系高等学校の合格状況(新卒者と既卒者))

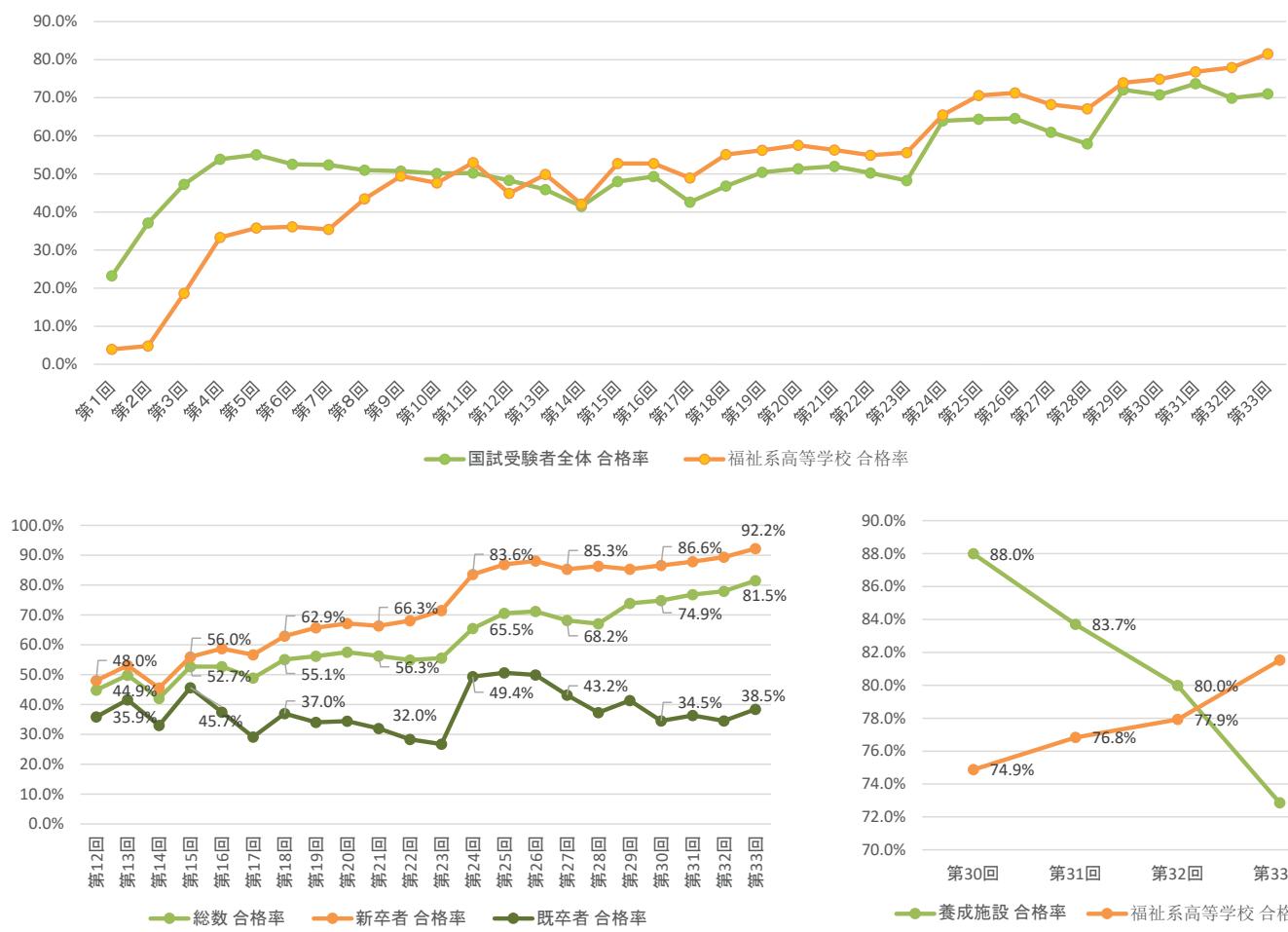
福祉系高全体	合格率	76.83%	全体に占める割合		77.92%	全体に占める割合		81.52%	全体に占める割合	
	受験者数	3,189人	3.37%	2,917人	3.47%	2,836人	2.82%			
	合格者数	2,450人	3.51%	2,273人	3.87%	2,312人	3.85%			
内訳	合格率	87.83%	全体に占める割合		89.38%	全体に占める割合		92.21%	全体に占める割合	
	受験者数	2,507人	2.65%	2,307人	2.75%	2,272人	2.69%			
	合格者数	2,202人	3.16%	2,062人	3.51%	2,095人	3.50%			
既卒者	合格率	28.80%	全体に占める割合		34.59%	全体に占める割合		38.48%	全体に占める割合	
	受験者数	441人	0.47%	610人	0.73%	564人	0.67%			
	合格者数	127人	0.18%	211人	0.36%	217人	0.36%			

(新卒者の合格分布)

	第31回(平成30年度)				第32回(平成31年度)				第33回(令和02年度)			
	学校数	割合	合格者数	割合	学校数	割合	合格者数	割合	学校数	割合	合格者数	割合
100%	33 校	30.0%	620 人	28.2%	46 校	41.8%	900 人	43.6%	48 校	43.6%	899 人	42.9%
90%～100%	32 校	29.1%	888 人	40.3%	22 校	20.0%	537 人	26.0%	26 校	23.6%	682 人	32.6%
80%～90%	22 校	20.0%	380 人	17.3%	17 校	15.5%	313 人	15.2%	21 校	19.1%	324 人	15.5%
70%～80%	5 校	4.5%	89 人	4.0%	8 校	7.3%	131 人	6.4%	8 校	7.3%	119 人	5.7%
60%～70%	8 校	7.3%	111 人	5.0%	13 校	11.8%	155 人	7.5%	4 校	3.6%	33 人	1.6%
50%～60%	8 校	7.3%	100 人	4.5%	3 校	2.7%	22 人	1.1%	3 校	2.7%	38 人	1.8%
40%～50%	1 校	0.9%	9 人	0.4%	0 校	0.0%	0 人	0.0%	0 校	0.0%	0 人	0.0%
30%～40%	1 校	0.9%	5 人	0.2%	1 校	0.9%	4 人	0.2%	0 校	0.0%	0 人	0.0%
20%～30%	0 校	0.0%	0 人	0.0%	0 校	0.0%	0 人	0.0%	0 校	0.0%	0 人	0.0%
10%～20%	0 校	0.0%	0 人	0.0%	0 校	0.0%	0 人	0.0%	0 校	0.0%	0 人	0.0%
0%～10%	0 校	0.0%	0 人	0.0%	0 校	0.0%	0 人	0.0%	0 校	0.0%	0 人	0.0%
0%	0 校	0.0%	0 人	0.0%	0 校	0.0%	0 人	0.0%	0 校	0.0%	0 人	0.0%
計	110 校	100.0%	2,202 人	100.0%	110 校	100.0%	2,062 人	100.0%	110 校	100.0%	2,095 人	100.0%
参考:80%以上	83 校	73.5%	1,805 人	77.2%	87 校	79.1%	1,888 人	85.7%	85 校	77.3%	1,750 人	84.9%

124

介護福祉士国家試験受験状況(全体と福祉系高の比較)



125

『外国人介護人材の質の向上等に資する学習支援等調査研究事業報告書』

データ分析結果(高数値が赤、低数値が青)

領域	科目群	R1国家試験			R2学力評価試験	
		日本人(※1)	留学生(※2)	留学生(※3)	日本人(※4)	留学生(※5)
人間と社会	人間の尊厳と自立	92.9%	79.0%	64.8%	89.9%	67.4%
	人間関係とコミュニケーション	88.0%	76.7%	65.3%	84.1%	52.7%
	社会の理解	51.7%	40.0%	47.7%	49.5%	30.5%
介護	介護の基本	76.2%	67.3%	55.5%	57.6%	39.6%
	コミュニケーション技術	73.5%	66.4%	53.9%	74.4%	42.3%
	生活支援技術	82.8%	65.6%	52.0%	73.9%	45.8%
	介護過程	91.0%	67.0%	54.1%	69.0%	40.2%
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	76.9%	60.9%	55.2%	53.9%	35.6%
	認知症の理解	76.8%	59.4%	49.6%	69.3%	47.4%
	障害の理解	59.4%	47.7%	44.4%	68.9%	43.6%
	こころとからだのしくみ	65.5%	49.6%	45.4%	63.4%	42.5%
医療的ケア	医療的ケア	92.4%	76.7%	62.9%	67.4%	47.8%
総合問題	総合問題	62.5%	49.9%	43.5%	49.4%	33.4%

ア. 学力評価試験の問題特性7区分

1. 医療・介護の言葉の理解
2. 病気や障害などの理解
3. 介護現場で起きることの理解
4. 介護を必要とする人についての理解
5. 介護のやり方理解
6. 介護制度、サービスの理解
7. 介護職の専門性や役割の理解

イ. 先行研究による日本語の難しさ13区分

1. 試験問題の文意のわかりにくさ
 - 1.長い文、複雑な文による難しさ
 - 2.受身形の使用による難しさ
 - 3.否定表現による
 - 4.主語が表示されない文による難しさ
2. 試験問題の用語のわかりにくさ
- 5.読み方の揺れによる難しさ
- 6.表記の揺れによる
- 7.難解な漢語の使用による難しさ
- 8.外来語／カタカナ語による難しさ
- 9.多義語による難しさ 多義語が使用されているケース
- 10.類義語による難しさ 類義語が使用されているケース
- 11.複合語による難しさ
- 12.省略語による難しさ 省略して表記があるケース
- 13.長い漢字列による難しさ

介護福祉士国家試験の受験及び合格状況(上段:受験者数、中段:合格者数、下段:合格率)

区分		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	
総数	受験者数	11,973	9,868	9,516	9,987	11,628	13,402	14,982	18,544	23,977	31,567	41,325	55,853	58,517	59,943	67,363	81,008	
	合格者数	2,782	3,664	4,498	5,379	6,402	7,041	7,845	9,450	12,163	15,819	20,758	26,973	26,862	24,845	32,319	39,938	
	合格率	23.24%	37.13%	47.27%	53.86%	55.06%	52.54%	52.36%	50.96%	50.73%	50.11%	50.23%	48.29%	45.90%	41.45%	47.98%	49.30%	
介護福祉士養成施設	受験者数																	
	合格者数																	
	合格率																	
社会福祉施設の介護職員等	受験者数	10,086	7,861	7,681	8,069	8,947	10,068	10,958	13,404	15,912	20,029	19,061	24,221	23,427	22,862	25,484	31,334	
	合格者数	2,393	2,849	3,698	4,474	4,948	5,250	5,742	6,543	7,809	9,896	9,342	11,983	10,628	9,721	12,264	15,524	
	合格率	23.73%	36.24%	48.14%	55.45%	55.30%	52.15%	52.40%	48.81%	49.08%	49.41%	49.01%	49.47%	45.37%	42.52%	48.12%	49.54%	
訪問介護員	受験者数	1,795	1,391	1,334	1,209	1,833	2,177	2,543	3,125	3,524	4,255	5,599	8,123	7,030	7,255	9,697	16,301	
	合格者数	381	493	678	646	1,126	1,351	1,559	2,023	2,270	2,703	3,620	4,806	4,280	3,678	5,359	9,520	
	合格率	21.23%	35.44%	50.82%	53.43%	61.43%	62.06%	61.31%	64.74%	64.42%	63.53%	64.65%	59.17%	60.88%	50.70%	55.26%	58.40%	
家政婦	受験者数	41	77	56	32	60	70	82	137									
	合格者数	6	8	18	12	21	24	31	56									
	合格率	14.6%	10.4%	32.1%	37.5%	35.0%	34.3%	37.8%	40.9%									
介護老人保健施設の介護職員	受験者数												6,147	9,643	11,145	11,779	12,162	12,270
	合格者数												2,861	4,396	4,677	4,473	5,537	5,382
	合格率												46.54%	45.59%	41.97%	37.97%	45.53%	43.86%
医療機関(療養病床等)の看護補助者	受験者数												1,091	2,601	4,154	6,423	7,149	8,095
	合格者数												400	1,004	1,622	2,425	2,356	2,729
	合格率												36.66%	38.60%	39.05%	37.75%	32.96%	33.71%
福祉系高等学 校(専攻科含む)	受験者数	51	145	381	588	698	960	1,267	1,697	3,021	4,101	5,245	6,157	7,136	7,483	8,310	7,973	
	合格者数	2	7	71	196	250	347	449	737	1,493	1,954	2,779	2,763	3,559	3,150	4,382	4,203	
	合格率	3.92%	4.83%	18.64%	33.33%	35.82%	36.15%	35.44%	43.43%	49.42%	47.65%	52.98%	44.88%	49.87%	42.10%	52.73%	52.72%	
その他	受験者数		394	64	89	90	127	132	181	429	581	1,119	1,286	2,630	2,469	2,567	2,253	
	合格者数		307	33	51	57	69	64	91	191	262	534	600	1,362	1,094	1,306	1,083	
	合格率		77.92%	51.56%	57.30%	63.33%	54.33%	48.48%	50.28%	44.52%	45.09%	47.72%	46.66%	51.79%	44.31%	50.88%	48.07%	

127

介護福祉士国家試験の受験及び合格状況(上段:受験者数、中段:合格者数、下段:合格率)

第17回	第18回	第19回	第20回	第21回	第22回	第23回	第24回	第25回	第26回	第27回	第28回	第29回	第30回	第31回	第32回	第33回	総計
90,602	130,034	145,946	142,765	130,830	153,811	154,223	137,961	136,375	154,390	153,808	152,573	76,323	92,654	94,610	84,032	84,483	2,634,873
38,576	60,910	73,606	73,302	67,993	77,251	74,432	88,190	87,797	99,689	93,760	88,300	55,031	65,574	69,736	58,745	59,975	1,479,605
42.58%	46.84%	50.43%	51.34%	51.97%	50.22%	48.26%	63.92%	64.38%	64.57%	60.96%	57.87%	72.10%	70.77%	73.71%	69.91%	70.99%	56.15%
													6,420	6,225	5,987	6,542	25,174
													5,649	5,210	4,789	4,766	20,414
													87.99%	83.69%	79.99%	72.85%	81.09%
35,332	49,073	57,049	65,281	63,979	80,729	83,410	78,975	77,588	90,557	93,042	95,715	47,908	56,055	58,100	51,798	52,162	1,396,157
14,672	22,582	28,119	33,749	34,053	41,602	41,095	51,953	50,995	59,711	57,681	56,786	34,999	39,350	42,523	35,092	37,155	805,181
41.53%	46.02%	49.29%	51.70%	53.23%	51.53%	49.27%	65.78%	65.73%	65.94%	61.99%	59.33%	73.05%	70.20%	73.19%	67.75%	71.23%	57.67%
20,277	38,070	46,228	39,903	31,840	32,228	30,213	24,226	26,937	30,137	28,734	26,092	13,357	13,848	13,705	11,755	11,382	516,123
10,369	20,134	26,153	22,356	17,684	17,319	16,000	15,831	18,330	20,135	18,939	15,890	9,661	9,899	10,287	8,527	8,271	310,278
51.14%	52.89%	56.57%	56.03%	55.54%	53.74%	52.96%	65.35%	68.05%	66.81%	65.91%	60.90%	72.33%	71.48%	75.06%	72.54%	72.67%	60.12%
																	555
																	176
																	31.7%
12,678	15,128	15,610	15,339	14,015	16,437	15,840	14,347	12,930	13,255	11,932	11,641	5,602	6,452	6,658	5,709	5,909	262,628
4,722	6,776	7,072	6,641	7,511	6,645	8,728	7,483	8,009	6,313	5,814	3,872	4,072	4,505	3,505	3,765	128,907	
37.25%	40.64%	43.41%	46.10%	47.38%	45.70%	41.95%	60.84%	57.87%	60.42%	52.91%	49.94%	69.12%	63.11%	67.66%	61.39%	63.72%	49.08%
11,503	15,364	15,631	12,690	12,080	14,995	15,424	14,487	13,528	15,403	15,128	14,340	5,464	6,306	6,652	5,795	5,573	249,896
3,645	5,510	6,320	4,671	4,646	5,661	5,537	7,814	7,200	8,279	7,471	6,616	3,545	3,933	4,708	3,702	3,648	111,139
31.69%	35.86%	40.43%	36.81%	38.46%	37.75%	35.90%	53.94%	53.22%	53.75%	49.39%	46.14%	64.88%	62.37%	70.78%	63.88%	65.46%	44.47%
8,419	9,260	8,865	8,877	8,487	9,068	9,029	5,681	5,136	4,772	4,740	4,583	3,899	3,486	3,189	2,917	2,836	158,457
4,118	5,100	4,983	5,107	4,778	4,981	5,018	3,720	3,626	3,400	3,234	3,076	2,882	2,610	2,450	2,273	2,312	90,010
48.91%	55.08%	56.21%	57.53%	56.30%	54.93%	55.58%	65.48%	70.60%	71.25%	68.23%	67.12%	73.92%	74.87%	76.83%	77.92%	81.52%	56.80%
2,393	3,139	2,563	675	429	354	307	245	256	266	232	202	93	87	81	71	79	25,883
1,050	1,436	1,255	347	191	177	137	144	163	155	122	118	72	61	53	47	58	12,690
43.88%	45.75%	48.97%	51.41%	44.52%	50.00%	44.63%	58.78%	63.67%	58.27%	52.59%	58.42%	77.42%	70.11%	65.43%	66.20%	73.42%	49.03%

128

介護福祉士の登録者数(養成施設と国家試験)※各年度末

		元年	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9
国家試験	累計	2,623	6,202	10,372	15,568	21,785	28,800	36,464	45,699	57,443
	各年計	2,623	3,579	4,170	5,196	6,217	7,015	7,664	9,235	11,744
養成施設	累計	8	1,121	3,930	7,904	12,762	18,667	26,039	35,100	45,803
	各年計	8	1,113	2,809	3,974	4,858	5,905	7,372	9,061	10,703
総数	累計	2,631	7,323	14,302	23,472	34,547	47,467	62,503	80,799	103,246
	各年計	2,631	4,692	6,979	9,170	11,075	12,920	15,036	18,296	22,447

H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
72,905	93,607	120,315	146,845	171,668	203,710	243,445	281,998	342,290	414,982	487,932
15,462	20,702	26,708	26,530	24,823	32,042	39,735	38,553	60,292	72,692	72,950
58,731	73,715	90,417	109,108	128,959	147,557	165,924	185,703	205,421	224,372	241,169
12,928	14,984	16,702	18,691	19,851	18,598	18,367	19,779	19,718	18,951	16,797
131,636	167,322	210,732	255,953	300,627	351,267	409,369	467,701	547,711	639,354	729,101
28,390	35,686	43,410	45,221	44,674	50,640	58,102	58,332	80,010	91,643	89,747

H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H27	H28	H29	割合
556,097	632,566	706,975	794,419	881,078	979,380	1,074,273	1,074,273	1,161,627	1,216,609	78.04%
68,165	76,469	74,409	87,444	86,659	98,302	92,892	92,892	87,354	54,982	
255,343	265,863	277,491	291,575	302,901	314,106	334,260	334,260	341,947	342,288	21.96%
14,174	10,520	11,628	14,084	11,326	11,205	8,888	8,888	7,687	341	
811,440	898,429	984,466	1,085,994	1,183,979	1,293,486	1,408,533	1,408,533	1,503,574	1,558,897	100.00%
82,339	86,989	86,037	101,528	97,985	109,507	101,780	101,780	95,041	55,323	

	旧法第39条第1号 (養成施設:2年)	旧法第39条第2号 (養成施設:1年)	旧法第39条第3号 (保育士と養成施設:1年)	旧法第39条第4号 (国家試験合格者)	改正法附則第6条の2 (経過措置)	新法第39条 (国家試験合格者)	登録者数合計
平成30年度末	315,071	2,328	24,901	1,217,616	858	64,055	1,624,829
令和01年度末	315,071	2,328	24,902	1,218,220	1,628	132,481	1,694,630
令和02年度末	314,943	2,328	24,893	1,217,664 (合格者:1,217,664)	2,632	192,026 (合格者:192,026)	1,754,486

※令和2年度の就労状況調査の実施に伴い死亡届による登録消除者数が増加したため累積総数が減少している。

福祉系高等学校等の教員要件と情報公開

教員専任教員数	生徒数が80人以内 専任教員数：3 生徒数が81人以上200人以内 専任教員数： $3 + (\text{生徒総員数} - 80) / 40$ 生徒数が201人以上 専任教員数： $6 + (\text{生徒総員数} - 200) / 50$
教務に関する主任者の要件	《本則：社会福祉士介護福祉士学校指定規則第8条第3項》 福祉系高等学校の教員又は養成施設の専任教員として3年以上の経験を有する者
「介護」領域を教授する教員のうち1人 「こころとからだの理解」を教授する教員のうち1人	《本則：社会福祉士介護福祉士学校指定規則第8条第4号》 《本則：社会福祉士介護福祉士学校指定規則第8条第5号》 ①「介護福祉士」or「看護師等」の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者 ②「介護福祉士」or「看護師等」の資格を有する者であって文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす研修（実務代替研修）を修了した者 (附則第6条第2項：「介護福祉士」資格に関する経過措置) (附則第6条第3項：「医師、保健師、助産師又は看護師」資格に関する経過措置) ※免許状所持者等であって平成26年3月31日までの間に講習会を修了した者（当分の間） ⇒平成30年8月7日改正：平成26年3月31日以降、講習会を修了した者（当分の間）…（資格代替講習）
医療的ケア教員	医療的ケア教員講習会修了者等であって、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者であること。「医療的ケア教員講習会修了者等」には、試行事業又は研修事業（指導者講習）（不特定多数の者を対象としたもの）における指導者講習を修了した者が含まれる。 (経過措置：学校指定規則附則第2条の2) 医療的ケア教員講習会修了者等であって、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後、学校教育法に基づく高等学校等において学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）別表第3の看護若しくは福祉の教科に属する科目を教授する教員として5年以上の経験を有する者又は法第39条第1号から第3号までに規定する学校若しくは養成施設の専任教員として5年以上の経験を有する者については、第8条第6号の規定にかかわらず、当分の間、法第40条第2項第1号に規定する高等学校等において医療的ケアを教授する教員となることができる。 ※「医療的ケア」は、介護福祉士養成課程の他の科目等と異なり、自校教員だけでなく、他の介護福祉士養成校等の授業を受けたり出前授業も可能としている。 ※福祉系高等学校等だけでなく、普通科・総合学科等における「看護及び福祉の教科に属する科目」を指導した経験を指している。

〈参考〉平成19年改正時の資料「介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」

II-⑤ 福祉系高校の教員に係る基準

福祉系高校の教員については、教育職員免許制度の適用を受けることから

- 養成施設等の教員には必要とされない高等学校の教員免許を有している者しか教員となることができない仕組みとなっていること
- 領域「人間と社会」の必修科目、領域「介護」及び領域「こころとからだのしくみ」の科目は教科「福祉」の中の科目として取り扱われ、教科の種類に対応する教員免許を有している者しか教員となることができない仕組みとなっていること
- 学習指導要領によって、科目名及び当該科目における教育内容が規定されており、具体的な科目編成について各福祉系高校の裁量が働く仕組みとはなっていないこと等を踏まえつつ、養成施設等と同等の水準が担保されるように基準を設定する。

① 専任教員の数に係る基準

福祉系高校の基準案	養成施設等の基準案																
<ul style="list-style-type: none"> ○ 下表に定める数以上の教員を有すること。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>学生総定員の区分</th><th>教員数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80人まで</td><td>3</td></tr> <tr> <td>81人から200人まで</td><td>$3 + \frac{\text{学生総定員} - 80}{40}$</td></tr> <tr> <td>201人以上</td><td>$6 + \frac{\text{学生総定員} - 200}{50}$</td></tr> </tbody> </table> 	学生総定員の区分	教員数	80人まで	3	81人から200人まで	$3 + \frac{\text{学生総定員} - 80}{40}$	201人以上	$6 + \frac{\text{学生総定員} - 200}{50}$	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下表に定める数以上の専任教員を有すること。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>学生総定員の区分</th><th>専任教員数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80人まで</td><td>3</td></tr> <tr> <td>81人から200人まで</td><td>$3 + \frac{\text{学生総定員} - 80}{40}$</td></tr> <tr> <td>201人以上</td><td>$6 + \frac{\text{学生総定員} - 200}{50}$</td></tr> </tbody> </table> 	学生総定員の区分	専任教員数	80人まで	3	81人から200人まで	$3 + \frac{\text{学生総定員} - 80}{40}$	201人以上	$6 + \frac{\text{学生総定員} - 200}{50}$
学生総定員の区分	教員数																
80人まで	3																
81人から200人まで	$3 + \frac{\text{学生総定員} - 80}{40}$																
201人以上	$6 + \frac{\text{学生総定員} - 200}{50}$																
学生総定員の区分	専任教員数																
80人まで	3																
81人から200人まで	$3 + \frac{\text{学生総定員} - 80}{40}$																
201人以上	$6 + \frac{\text{学生総定員} - 200}{50}$																

② 領域「人間と社会」の必修科目的教員の資格に係る基準

福祉系高校の基準案	養成施設等の基準案（p17～19参照）
<p>○教科「福祉」の免許を有する者であること</p> <p>【選択科目的教員の基準】</p> <p>○ 科目を教授するために必要な教員免許を有する者</p>	<p>【科目編成等を行う専任教員の基準】</p> <p>次のいずれかの条件を満たす者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師又は社会福祉士の資格を取得した後5年以上実務経験を有する者であって、厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会（介護教員講習会）の修了者その他その者に準ずる者として厚生労働大臣が別に定める者 ○ 大学院、大学、短期大学又は高等専門学校において、法令の規定に従い、当該教育内容を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選考された者 ○ 専修学校の専門課程の教員として、当該教育内容を3年以上担当した経験のある者
	133

③ 領域「介護」の教員の資格に係る基準

福祉系高校の基準案	養成施設等の基準案（p17～19参照）
<p>○ 領域「介護」を教授する教員のうち1人は、次のいずれの条件も満たす者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教科「福祉」の免許を有する者 ・ 介護福祉士の資格を取得した者 ・ 介護福祉士の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者又は文部科学大臣が別に定める基準を満たす研修の修了者その他その者に準ずる者として文部科学大臣が別に定めるもの <p>【経過措置】</p> <p>現に教育している教員については、上記条件のうち、介護福祉士の資格取得に代わり、平成20年4月1日から3年の間に文部科学大臣が別に定める基準を満たす講習会を修了した者その他その者に準ずる者を、領域「介護」の教員としても差し支えない。</p>	<p>【科目編成等を行う専任教員の基準】</p> <p>次のいずれの条件も満たす者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護福祉士の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者 ○ 厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会（介護教員講習会）の修了者その他その者に準ずる者として厚生労働大臣が別に定める者 <p>【専任教員であって領域「介護」を教授するものの基準】</p> <p>専任教員の条件を満たす者であって、かつ厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会（介護教員講習会）において、専任教員たるに必要な知識及び技能に関する課程の修了者その他その者に準ずる者として厚生労働大臣が別に定める者であること</p>
	134

④ 領域「こころとからだのしくみ」の教員の資格に係る基準

福祉系高校の基準案	養成施設等の基準案（p17、19参照）
<p>○ 領域「こころとからだのしくみ」を教授する教員のうち1人は、次のいずれの条件も満たす者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教科「福祉」の免許を有する者 ・ 医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した者 ・ 医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者又は文部科学大臣が別に定める基準を満たす研修の修了者その他その者に準ずる者として文部科学大臣が別に定めるもの <p>[経過措置] 現に教育している教員については、上記条件のうち、医師、保健師、助産師又は看護師の資格取得に代わり、平成20年4月1日から3年の間に文部科学大臣が別に定める基準を満たす講習会を修了した者その他その者に準ずる者を、領域「こころとからだのしくみ」の教員としても差し支えない。</p>	<p>【科目編成等を行う専任教員の基準】 次のいずれの条件も満たす者であること。</p> <p>○ 医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後5年以上実務経験を有する者</p> <p>○ 厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会（介護教員講習会）の修了者その他その者に準ずる者として厚生労働大臣が別に定める者</p>

135

⑤ 教務に関する主任者の資格に係る基準

福祉系高校の基準案	養成施設等の基準案（p17、21参照）
<p>○ 教員のうち1人は、領域「人間と社会」、領域「介護」及び領域「こころとからだのしくみ」の全般にわたる教育課程の運営等を行う教務に関する主任者であること。</p> <p>○ 教務に関する主任者は、介護福祉士の養成を行う福祉系高校等における教員又は介護福祉士養成施設における専任教員として3年以上の教歴を有する者であること。</p> <p>[経過措置] 平成21年4月1日から3年間は、介護福祉士の養成を行う福祉系高校等の主幹教諭、指導教諭、学科主任を教務に関する主任者としても差し支えない。</p>	<p>○ 専任教員のうち1人は、領域「人間と社会」、領域「介護」及び領域「こころとからだのしくみ」の全般にわたる教育課程の運営等を行う教務に関する主任者であること。</p> <p>○ 教務に関する主任者は、介護福祉士養成施設等における専任教員として3年以上の教歴を有する者であって、厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会（介護教員講習会）において、専任教員たるに必要な知識及び技能に関する課程の修了者その他その者に準ずる者として厚生労働大臣が定める者であること。</p>

136

[参考] 高等学校の教科「福祉」の教員免許について

- 高等学校の教科「福祉」は、平成11年3月に改訂された高等学校学習指導要領において新設された教科であり、平成15年度から各学校において取り入れられている。
- これに対応する教員免許についても平成12年の教育免許法の改正により新設されている。

【教員免許の取得方法】

(1) 現職教員等講習会(平成12年度～平成14年度)

現職の高校教員で「公民」、「看護」又は「家庭」の高校教員免許を有し、平成15年度以降教科「福祉」を担当することが予定されている者で、文部科学省実施の3週間の講習の修了による取得方法。

(2) 教員資格認定試験(平成12年度～平成14年度)

文部科学省実施の教員資格認定試験合格による取得方法。

(3) 大学での直接養成(平成13年度～)

文部科学省の認定を受けた大学において所定の単位を修得し、卒業することによる取得方法。

(4) 他教科免許の取得(平成13年度～)

「福祉」以外の高校教員免許を有する者が大学等において所定の単位を修得することによる取得方法。

【教員免許状取得に必要な科目の単位数等】

- 普通免許状の取得には、以下の基礎資格と単位修得が必要。

所要資格 免許状の種類	基礎資格	最低修得単位数					
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	その他※	合計	
高等学 校教諭	専修免許状 一種免許状	修士の学位 学士の学位	20 20	23 23	40 16	8 8	91 67

注) その他の科目は日本国憲法(2単位)、体育(2単位)、外国語コミュニケーション(2単位)、情報機器の操作(2単位)である。

* 介護福祉士養成課程における教育カリキュラムの見直しに併せて、教科「福祉」の教員免許状取得に必要な科目の内容についても見直しを行う。

137

社会福祉士介護福祉士学校指定規則第八条第四号及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準の一部を改正：実務代替研修修了者を学校に配置する時期延長

1. 改正の趣旨

- 福祉系高校の指定基準については、省令第8条第4号及び第5号において、介護福祉基礎等の科目を教授する教員のうちの一人は、**介護福祉士等として5年以上の実務経験を有する者又は介護福祉士等の資格を有する者**であって文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす研修（以下単に「研修」という。）を修了した者であることとされている。当該要件については、平成21年4月1日に福祉系高校の指定基準が見直された際に導入されたものであるが、見直し後の基準への円滑な移行を図る観点から、経過措置が設けられている。
- 社会福祉士介護福祉士学校指定規則第八条第四号及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準（平成21年文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「告示」という。）附則第2項において、平成21年4月1日から平成26年4月1日までの間ににおいて福祉系高校の教員であった者について、平成30年3月31日までの間、研修を修了した者とみなすものとする経過措置が設けられているところ、今般、当該経過措置が失効すると福祉系高校における教員の確保が困難になる状況等を踏まえ、福祉系高校において必要な教員が適切に確保できるよう、当該経過措置について所要の見直しを行う。

2. 改正の内容

- 告示附則第2項に定める研修の修了に関する経過措置を延長し、平成21年4月1日から平成26年4月1日までの間ににおいて福祉系高校の教員であった者について、平成33年3月31日（←令和3年3月31日）までの間、研修を修了した者とみなすこととする。

3. 告示日等 告示日：平成30年3月30日 適用期日：告示日

実務経験5年（実務代替研修）の経過措置は令和2年度で終了しているため、各福祉系高等学校においては実務経験5年（実務代替研修）者を必ず配置しなければならない。

※個々の教員が実務代替講習を実施することは今後も継続して実施可能である。

138

○「介護技術等に係る研修」の基準…代替研修(実務経験5年)

- 対象:高等学校の教科「福祉」の教員免許状を有する者であって、現に指定を受けた福祉系高等学校等の教員(校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師)であるもの。
- 期間、内容:次の内容を合わせて5年間に行うこと。ただし、口に掲げる内容は、当該5年間のうち2年以内に限るものとする。

※ 実務経験5年の代替研修であることから、同年度に「イ」「ロ」又は「イ」「ロ」あわせて2回以上実施してもカウントは1年分のみとなる。

イ 教員介護実習(3回以上5回まで)

社会福祉士介護福祉士学校指定規則第5条第14号口に掲げる要件を満たす実習(同号口に定める者を実習指導者とするものに限る。)であって、1年につき5日以上(1日につき6時間以上行われるものに限る。)行われるもの

ロ 教員介護知識技能講習(2回まで)

介護福祉に係る最新の知識及び技能の修得に資する講習であって、1年につき9時間以上行われるもの

(注)この研修は本則として規定(期限のある経過措置ではない)されたものであり、現時点で勤務されている教員だけでなく、未来の教員にも適用される。

※「指定規則附則第6条第2項第2号及び第3項第2号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習(通称:介護福祉等に係る講習)」と「指定規則第8条第4号及び第5号に規程する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす研修(通称:介護技術等に係る研修)」には実施順序の規定がないため、どちらからでも実施が可能となっている。

実務代替研修のシミュレーション

○当初の経過措置(平成30年3月31日)までに5年の実務代替が修了する計画

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
研修開始				研修修了							

○経過措置延長期限(令和3年3月31日)までに5年の実務代替が修了する計画

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			研修開始					研修修了			

○5年の実務代替を令和3年度から実施する計画

*研修者以外に要件を満たす教員を配置

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
	研修開始				研修修了						

○5年の実務代替を令和4年度から実施する計画

*研修者以外に要件を満たす教員を配置

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
		研修開始				研修修了					

○5年の実務代替を令和5年度から実施する計画

*研修者以外に要件を満たす教員を配置

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
			研修開始				研修修了				

○5年の実務代替を令和6年度から実施する計画

*研修者以外に要件を満たす教員を配置

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
				研修開始				研修修了			

実務代替研修のシミュレーション[コロナ禍の対応]

令和元年度(令和2年3月)に研修を予定していたがコロナ禍のため実施できなかった場合

○対応例(その1)

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		研修開始				× 未実施	○ 研修了				

○対応例(その2)

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			研修開始			× 未実施	○+○ 研修了				

○対応例(その3)

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			研修開始			× 未実施	× 未実施	○+○ 研修了			

○対応例(その4)

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				研修開始		× 未実施	× 未実施	○+○+○ 研修了			

○対応例(その5)

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
					研修開始	× 未実施	× 未実施	○+○	研修了		

○対応例(その6)

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
					研修開始	× 未実施	× 未実施	○+○+○ 研修了	研修了		

141

社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令 資格代替研修（介護福祉等に係る講習）&教育内容の改正

◇改正の内容

(1) 福祉系高校の教員要件の経過措置の見直し→介護福祉等に係る講習会を実施できる！

- ① 介護福祉基礎等の科目を教授する教員について、平成26年4月1日以降に文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会を受講した者についても、当分の間、介護福祉士等の資格を有する者としてみなすこととする。
- ② その他所要の規定の整備を行う。

(2) 介護福祉士学校の養成課程における教育内容の見直し→内容の充実

- ① 省令別表第4に定める介護福祉士学校の養成課程について、介護の質を高めるために必要なチームマネジメントの能力を養うため、「人間と社会」の領域における教育内容「人間関係とコミュニケーション」の時間数を拡充する（30時間→60時間）。
- ② その他①による改正後の省令（以下「新規則」という。）別表第4の規定の適用前に指定を受けている学校における養成課程に係る経過措置等を含めた所要の規定の整備を行う。

◇公布日：平成30年8月7日…施行期日：公布日（※）

※ ただし、新規則別表第4の規定については、次の①から③までに掲げる区分に応じ、それぞれ①から③までに掲げる日から適用する。→新養成課程の内容：令和4年度の国家試験から出題！

- ① 法第40条第2項第1号に規定する学校（以下「第1号学校」という。）のうち修業年限が4年以上のもの又は同項第2号若しくは第3号に規定する学校 平成31年4月1日（令和元年4月1日）
- ② 第1号学校のうち修業年限が3年以上4年未満のもの 平成32年4月1日（令和2年4月1日）
- ③ 第1号学校のうち修業年限が2年以上3年未満のもの 平成33年4月1日（令和3年4月1日）

142

文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準の内容

○「介護福祉等に係る講習」の基準…資格代替講習(介護福祉士・看護師)

介護福祉士資格等の代替として、社会福祉士介護福祉士学校指定規則附則第六条第二項第二号及び第三項第二号「文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会」に位置付けられるものである。

事 項	内 容	時間数
一 介護福祉士養成課程	イ 介護福祉士養成教育制度の変遷 ロ 介護福祉士新養成課程の教育内容 ハ 介護福祉士養成教育の基盤 ニ 介護福祉士新養成課程と学習指導要領	180分以上
二 社会福祉基礎	イ 領域「人間と社会」の理解 ロ 「社会福祉基礎」の教育内容と具体的展開	180分以上
三 介護福祉基礎	イ 領域「介護」の理解 ロ 「介護の基本」の教育内容と具体的展開	360分以上
四 コミュニケーション技術	イ 「コミュニケーション技術」の教育内容と具体的展開	180分以上
五 生活支援技術	イ 「生活支援技術」の教育内容と具体的展開	720分以上
六 介護総合演習・介護実習	イ 「介護総合演習」の教育内容と具体的展開 ロ 「介護実習」の教育内容と具体的展開	360分以上
七 介護過程	イ 「介護過程」の教育内容と具体的展開	720分以上
八 こころとからだの理解	イ 領域「こころとからだのしくみ」の理解 ロ 「こころとからだの理解」の教育内容と具体的展開	720分以上
九 求められる介護福祉士	イ 介護福祉士として身に付けておくべきもの ロ 専門職としての介護実践	180分以上

「介護福祉等に係る講習（主催：文部科学省）」※平成20年度～平成25年度までの6回開催

・修了者数／受講者数：929名／988名（修了率94.0%）、講義・演習：90分×4コマ×10日間（3,600分）

⇒平成30年8月7日改正により「介護福祉等に係る講習」開催が可能となる。

【令和元年度】全国福祉高等学校長会主催「介護福祉等に係る講習会」

・共催：日本福祉大学 ・開催日程（10日間：令和31年8月19日（月）～23日（金）+26日（月）～30日（金）

・開催場所：日本福祉大学東海キャンパス ・受講費用：6万円（100人参加での試算）

・受講資格：教科「福祉」教員免許状所持者

・受講及び修了状況 受講者数：114名／修了者数：114名

※全国の福祉系高等学校の教員配置状況・新採用者数等を勘案し、5年に1回程度（受講者数が100名程度…会場・講師の確保及び開催費用等）の開催ができるよう準備をお願いしたい。

143

〈参考〉平成19年改正時の資料「介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」

VIII 情報公開

○ 介護福祉士養成施設については、今後、その入学希望者が自らの希望に応じて適切な選択ができるよう、必要な情報を提供していくことが重要であり、こうした観点に立って一定の内容について、新たに情報開示を義務付けていくこととする。

1. 現行の要件

○ 現行の介護福祉士養成施設の指定基準においては、情報開示に係る具体的な規定は定められていないところ。

○ しかしながら、平成18年7月に取りまとめられた介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会報告書「これからの介護を支える人材について」においては、次のとおり提言がなされているところ。

- ・ 養成施設の施設設備等については、現在、必要な教室、教育用器具機材、図書の整備など項目ごとに詳細に定められている。しかしながら、今後、教育内容の見直しに合わせ、養成施設入学希望者等への情報提供を図る観点から、施設設備の整備状況の情報を提供すること前提として、関係者の意見も十分踏まえつつ、必要な規制緩和や要件の弾力化を検討すべきである。
- ・ 養成施設入学希望者が養成施設を選択できるよう、養成施設が教育内容（カリキュラム、シラバス、教科書等）、教員のプロフィール、施設設備の整備状況、実習先等について、情報提供をすることが重要である。

※ なお、ワムネットにおいては、ワムネットに加入する養成施設の任意で所定のフォーマットにより、情報を開示しているところ。（→p.73）

144

(1)情報開示の項目

- 介護福祉士養成施設における情報開示の項目については、介護職員基礎研修事業者やワムネットにおける情報開示の項目を参考としつつ、次のとおり定め、これらの開示を義務付けることとする。

【法人情報】

- ① 法人種別、法人名称、法人の主たる事務所の住所・連絡先
- ② 法人代表者氏名
- ③ 養成施設以外の実施事業
- ④ 財務諸表

【養成施設情報】

- ① 養成施設名称、養成施設の住所・連絡先
- ② 養成施設代表者氏名
- ③ 養成施設の開設年月日
- ④ 学則
- ⑤ 研修施設、図書館（蔵書数を含む。）等の設備の概要

【養成課程情報】

- ① 養成課程のスケジュール（期間、日程、時間数）
- ② 定員
- ③ 入学までの流れ（募集、申し込み、資料請求先）
- ④ 費用
- ⑤ 科目別シラバス
- ⑥ 教員数、科目別担当教員名（教員の名前、略歴、保有資格）
- ⑦ 教材
- ⑧ 協力実習機関の名称、住所、事業内容
- ⑨ 実習プログラムの内容・特徴

145

【実績情報】

- ① 卒業者の延べ人数
- ② 卒業者の進路の状況（就職先の施設種別、卒業者のうちの就職者数）

【その他情報】

その他、利用者の選択に資する情報

(2)情報開示の方法等

- ワムネットや養成施設のホームページ等を通じて、広く一般に公開することを原則とする。
- なお、入学希望者等が開示された情報を容易に比較検討できるよう、情報開示に係る標準的な様式例を示すことを検討する。

(3)留意事項

- 情報開示の義務付けと併せて、開示内容の適正性を担保する観点から、虚偽又は誇大な情報を開示した場合について、指定の取消事由に位置付けることとする。

146

介護福祉士国家資格取得の一元化を巡る状況

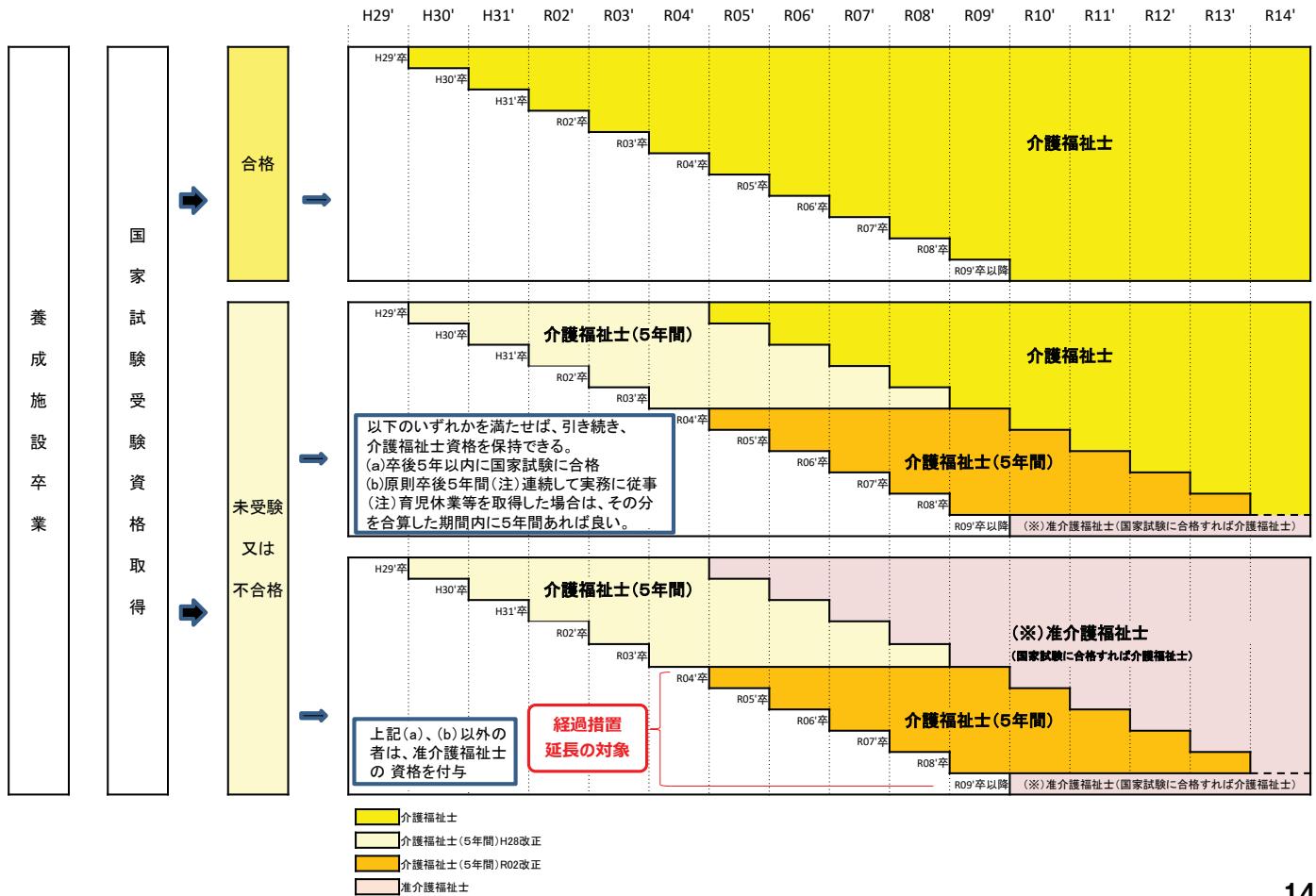
地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律を中心に

介護福祉士資格取得一元化（延期）の流れ

- 昭和62年05月 社会福祉士及び介護福祉士法の成立
※世界ではじめて「介護」に関する国家資格が誕生
※養成施設卒業と国家試験合格の2ルート
- 平成16年06月 「介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の質の向上に関する検討会」
※養成施設卒業生にも国家試験を課し資格を取得する方法に統一することを検討
- 07月 社保審介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」
※介護職員の任用資格は将来的には介護福祉士を基本とするべき
- 平成18年04月 介護職員基礎研修がスタート
- 07月 「介護福祉士の在り方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」
- 12月 社保審福祉部会「介護福祉士及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」
- 平成19年12月 改正社会福祉士及び介護福祉士法の成立
※平成24年度から介護福祉士の資格取得方法を一元化
- 平成20年08月 EPAによるインドネシア人介護福祉士候補者来日（第1陣）
- 平成21年05月 EPAによるフィリピン人介護福祉士候補者来日（第1陣）
- 平成23年06月 改正社会福祉士及び介護福祉士法（介護保険法と一緒に改正）の成立
※一元化を平成24年度から平成27年度に延期（1回目：3年）
- 平成24年04月 介護職員実務者研修がスタート
- 平成25年04月 介護職員初任者研修がスタート
- 平成21年05月 EPAによるベトナム介護福祉士候補者来日（第1陣）
- 平成26年06月 改正社会福祉士及び介護福祉士法（医療法・介護保険法などと一緒に改正）の成立
※一元化を平成27年度から平成28年度に延期（2回目：1年延期〈通算4年〉）
- 平成28年03月 改正社会福祉士及び介護福祉士法の成立
※一元化を平成28年度から平成29年度に延期（3回目：1年延期〈通算5年〉）
※一元化を平成29年度から平成34年度に延期（4回目：5年延期〈通算10年〉）
※養成施設卒業生に受験資格を付与、5年間かけて国家試験受験義務化を漸進的導入
- 令和02年06月 改正社会福祉士及び介護福祉士法（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律と一緒に改正）の成立
※一元化を平成34年度から令和9年度に延期（5回目：5年延期〈通算15年〉）

養成施設ルートへの国家試験導入の道筋

○ 平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し漸進的に導入する期間をさらに5年間延長する(導入:10年間の延長)。



149

介護福祉士資格取得方法の一元化(延長)の経緯について

○ 介護ニーズの多様化・高度化の進展に対応できる資質を担保し、社会的な信頼と評価を高める観点から、

① 一定の教育課程を経て国家試験の受験資格を得た上で、② 国家試験により修得状況を確認する、という2つのプロセスを経ることが必要。

平成19年改正

・資質向上の視点から資格取得方法を一元化(全ての者に一定の教育プロセスと国家試験義務付けを実施)**【24年度実施】**

※社会福祉士及び介護福祉士法等の一部改正法

平成23年改正

・新たな教育内容(喀痰吸引等)を踏まえ、国家試験の義務付け等を3年間延期
【24年度→27年度実施】3年延長

※介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部改正法

平成26年改正

・介護人材確保が困難な状況等を踏まえ、国家試験の義務付け等を1年間延期
【27年度→28年度実施】1年延長

※医療介護総合確保推進法

令和2年改正

・介護人材確保の観点から外国人留学生の国家試験合格状況を勘案し国家試験義務付けを5年間延期
【令和4年度→令和9年度実施】5年延長

※地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部一部改正法

平成28年改正

・**平成29年度から**養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて漸進的に導入**【28年度→29年度実施】1年延長**

※受験義務付け実施**【29年度→34年度実施】5年延長**

※実質15年延長

	実務経験ルート (3年以上の介護等の業務に関する実務経験及び都道府県知事が指定する実務者研修等における必要な知識及び技能の修得を終った後に、国家試験に合格して資格を取得する方法)	養成施設ルート (都道府県知事が指定する介護福祉士養成施設等において必要な知識及び技能を修得して資格を取得する方法)	福祉系高校ルート (文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定する福祉系高校において必要な知識及び技能を修得した後に、国家試験に合格して資格を取得する方法)
教育プロセス 〔 実務経験 研修 〕	実務経験 3年以上 + 実務者研修(6月以上* / 450時間*) *他研修修了による期間短縮・科目免除あり	履修期間 2年以上 (改正前 1,650時間) (+200時間=1,850時間)	履修期間 3年以上 (改正前 34単位(1,190時間*)) +19単位=53単位(1,855時間*) *時間数は、1単位を35時間として換算。 (注)特例高校は卒業後に実務経験9月以上が必要
国家試験	国家試験	国家試験	国家試験

【参考】 平成30年3月末日現在の資格取得者数:1,558,897人

平成30年3月末日現在	1,216,609人(78.04%)	342,288人(21.96%)	(82,975人(5.32%))
-------------	--------------------	------------------	------------------

令和3年3月末現在の登録者数:1,754,486人(福祉系高校合格者数:90,010人(5.13%))

150

[参考]外国人介護人材受入れの仕組み

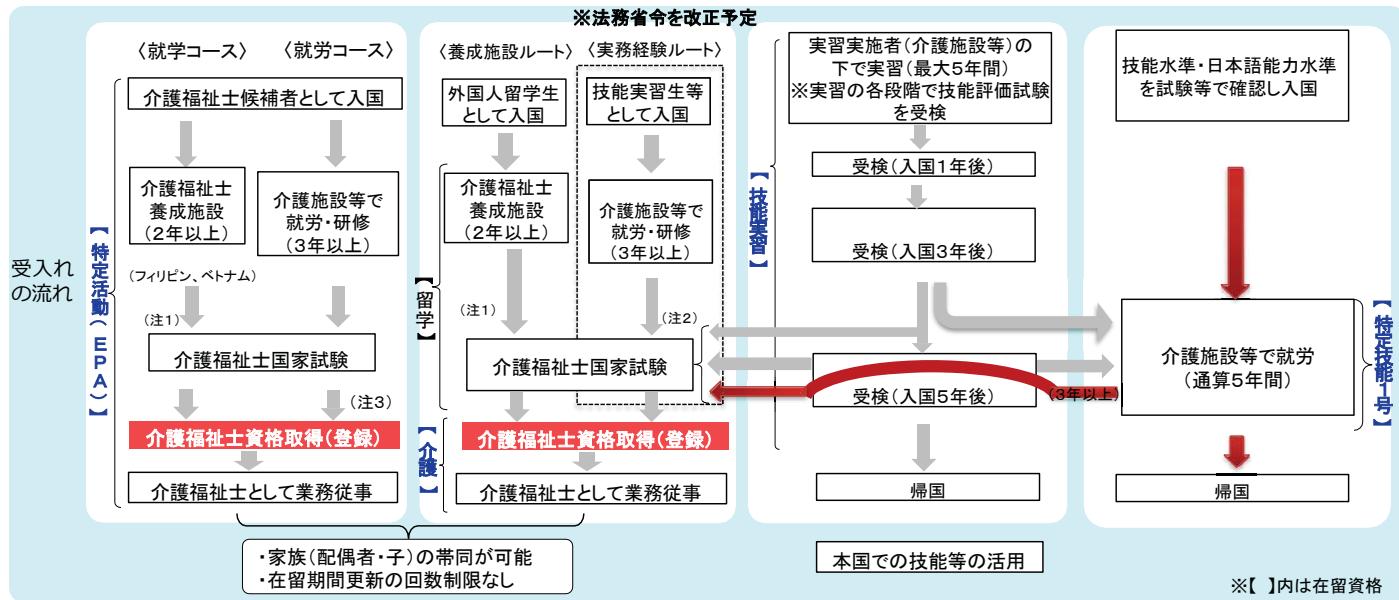
EPA（経済連携協定）
(インドネシア・フィリピン
・ベトナム)

在留資格「介護」
(H29. 9/1~)

技能実習
(H29. 11/1~)

特定技能1号
(H31. 4/1~)

制度趣旨	二国間の経済連携の強化	専門的・技術的分野の外国人の受入れ	本国への技能移転	人手不足対応のための一定の専門性・技能を有する外国人の受入れ
------	-------------	-------------------	----------	--------------------------------



(注1) 平成29年度より、養成施設卒業者は国家試験合格が必要となった。ただし、令和3年度(改正:令和8年度まで延長)までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

(注2)「新しい経済対策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、「介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格を認めること」とされており、法務省において法務省令の改正済。

(注3)4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

151

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

[衆議院・厚労委員会]

一～四 (略)

五 介護・障害福祉に関するサービスに従事する者の賃金等の状況を把握するとともに、賃金、雇用管理及び勤務環境の改善等の介護・障害福祉に関するサービスに従事する者の確保及び資質の向上の方策について検討し、速やかに必要な措置を講ずること。

六 介護人材を確保しつつその資質の一層の向上を図るために方策に関し、介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る経過措置の終了に向けて、できる限り速やかに検討を行うこと。また、毎年、各養成施設ごとの国家試験の合格率など介護福祉士養成施設の養成実態を調査・把握の上、公表し、必要な対策を講ずること。

七 今後、必要となる介護人材を着実に確保していくため、介護福祉士資格の取得を目指す日本人学生及び留学生に対する支援を更に充実させること。

八～九 (略)

[参議院・厚労委員会]

一～三 (略)

四、介護・障害福祉サービスに従事する者、とりわけ国家試験に合格した介護福祉士の需要の充足及び賃金・待遇等の改善の状況を適切に把握するとともに、賃金・待遇、ハラスマント対策を含む雇用管理及び勤務環境の改善等の方策について検討し、待遇改善加算等が賃金・待遇等の改善に有効につながる施策を講ずること、介護・障害福祉サービスに従事する者の確保・育成に向けて必要な措置を講ずること。

五、介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る経過措置については、本来速やかに終了させるべきものであることに鑑み、その終了に向けて、直ちに検討を開始し、必要な施策を確実に実施すること。また、各養成施設ごとの国家試験の合格率など介護福祉士養成施設の養成実態・実績を調査・把握の上公表するとともに、可能な範囲で過去に遡って公表し、必要な対策を講ずること。また、介護福祉士資格の取得を目指す日本人学生及び留学生に対する支援を充実すること。

六 (略)

152

新 福祉系高校修学資金貸付事業の創設

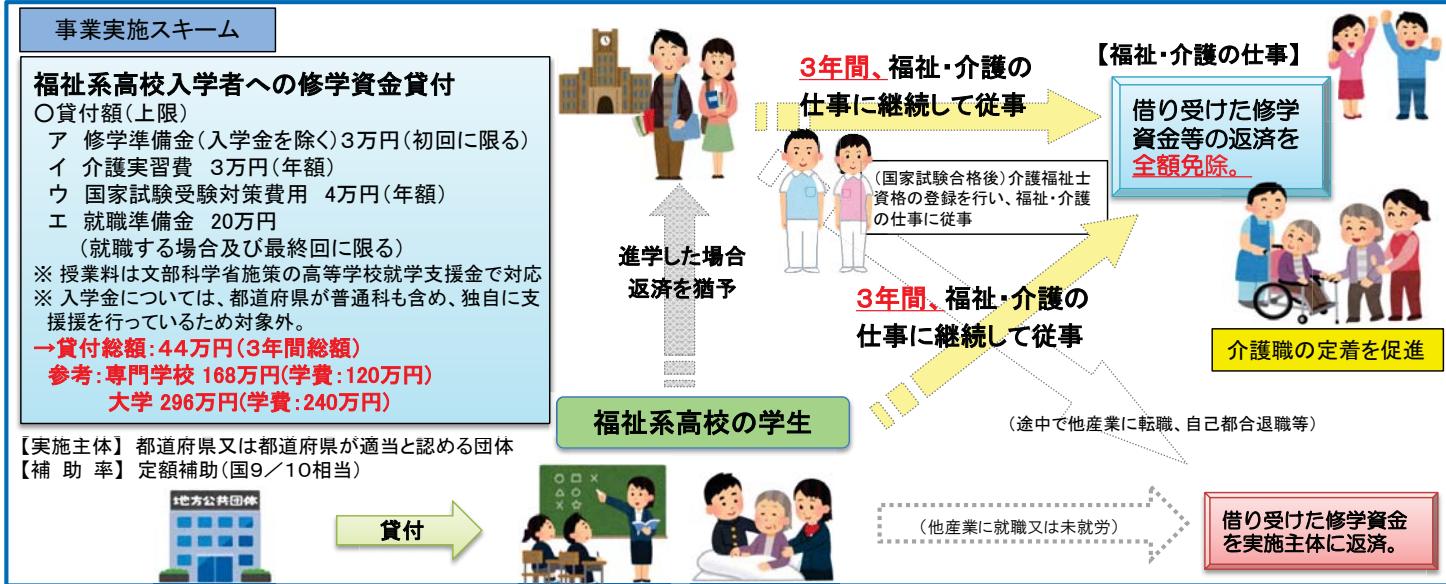
【要求要旨】

令和3年度概算要求額:事項要求

介護福祉士の資格取得を目指す福祉系高校については、資格取得後の介護職としての定着率が非常に高く、こうした福祉系高校への支援を行うことにより、更なる介護分野の人材確保・定着につなげるべく、若者の介護分野への参入促進、福祉系高校の定員充足率の増加等を図るため、介護福祉士修学資金等貸付事業において新たな返済免除付き貸付事業「福祉系高校修学資金貸付事業」を創設する。

【事業内容】

介護福祉士修学資金等貸付事業は、「介護離職ゼロ」の実現に向け、今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、福祉系高校に通う学生に対して新たな返済免除付き修学資金「福祉系高校修学資金貸付事業」を創設・貸付を実施し、若者の介護分野への参入促進、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。



153

「福祉系高校に通う学生に対する支援」事業

【「福祉系高校に通う学生に対する支援」事業概要】

基金の新規メニュー「福祉系高校修学資金貸付事業」として、基金を活用して修学資金等の貸し付けを行い、卒業後、3年間「介護分野」の仕事に継続して従事することで返還を免除することができます(基金の使途が「介護分野」に限定)。

※地域医療介護総合確保基金における新規メニュー(国2/3:都道府県1/3)

○貸付上限額…3年間で総額:44万円

- ・修学準備金(入学金)を除く:3万円(初回に限る)
- ・介護実習費:3万円(年額)
- ・国家試験受験対策費用:4万円(年額)
- ・就職準備金:20万円(最終回に限る)

○返済免除について

介護福祉士修学資金等貸付事業における「再就職準備金」と同様を予定

介護福祉士養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、各都道府県内において、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務(以下「返還免除対象業務」という。)に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、3年の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

質問:「福祉系高校修学資金貸付事業」の対象となるのは、令和3年度の入学生からか。令和3年度の2年生、3年生は対象となるか、お知らせください。

→ 令和3年度の2、3年生も貸付の対象となります。ただし、返済免除となるまでの期間(3年間)は短くなりません。

154

介護福祉士修学資金等貸付制度について

社会・援護局関係主管課長会議資料(令和3年3月22日)

(3) 介護福祉士修学資金等貸付制度について(参考資料2参照)

介護福祉士修学資金等貸付事業は、「介護離職ゼロ」の実現に向け、今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的としている。

現在、少子高齢化の進展や慢性的な人手不足である状況に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や利用者が感染した場合の対応等によって、介護施設等における業務が増大し、人手不足が更に深刻化しており、こうした状況下において、介護福祉士修学資金等貸付事業の需要が非常に高まっていることから、当該貸付事業の貸付原資の不足が見込まれる自治体に対して、令和2年度第3次補正予算において、介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保(68.9億円)を図る内容を盛り込み、本事業が安定的に継続できるよう対応を行った。

また、令和3年度予算(案)に新たな返済免除付き貸付事業「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」「障害福祉分野就職支援金貸付事業」(介護分野については後述の地域医療介護総合確保基金における新規メニュー「介護分野就職支援金貸付事業」として実施)の創設に係る内容を制度要求として盛り込み、更なる人材確保対策を図ったところである。

各都道府県においては、介護福祉士養成施設に入学する外国人留学生を含め、介護福祉士の資格取得を目指す者や介護職に再就職する者等への支援に努めるとともに、特に前述の「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」は、後述の地域医療介護総合確保基金における新規メニュー「福祉系高校修学資金貸付事業」と一体的に実施することとしているため、都道府県社会福祉協議会等の関係団体や労働関係部局と緊密に連携を図り、新たな事業が適切かつ着実に実施されるよう取り組んでいただきたい。

※すでに厚生労働省より各都道府県には「福祉系高等学校修学資金貸付事業」について連絡がされており、各都道府県でどのように運用するか検討し要項等が作成され募集することになりますが、貸付の要望がなければ要項等の見直しはされないと思われますので、各学校及び教育委員会より担当部署に問合せ等をお願いします。

155

介護福祉士修学資金等貸付制度について

介護福祉士を目指す方へ

福祉系高校修学資金のご案内

社援基発0507第1号
令和3年5月7日

介護福祉士の「福祉系高校修学資金」とは

福祉系高校に在学し介護福祉に関する科目を履修する方は、卒業後に介護福祉士国家試験に合格することで介護福祉士の資格を取得することができます。

現在福祉系高校に在学中又はこれから入学しようと考え、介護福祉士の資格の取得を目指す皆さまをサポートするため、下記のような「福祉系高校修学資金貸付制度」があります。

▶ 以下の費用をお貸しします。

- 修学準備金（入学金を除く）3万円（入学時に限る）
- 介護実習費 3万円（年額）
- 国家試験受験対策費用 4万円（年額）
- 就職準備金 20万円（卒業後、就職する場合に限る）

▶ 介護福祉士の資格取得後、3年間介護や福祉等の業務に従事することで、貸付金の返還が全額免除されます。

各都道府県介護保険主管部(局)長 殿

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
(公 印 省 略)

地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業)における「福祉系高校修学資金貸付事業」等の実施について

「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」(平成26年9月12日医政発0912第5号、老発0912第1号、保発0912第2号、厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長連名通知)で規定する「福祉系高校修学資金貸付事業」及び「介護分野就職支援金貸付事業」の実施に当たって、「その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする」とされている。上記事業については、別紙により実施するので、御了知の上、都道府県内労働等関係部局、関係団体、関係機関等に周知を願いたい。

別紙1 福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱
別紙2 介護分野就職支援金貸付事業実施要綱

お申し込み・お問い合わせ先

社会福祉法人〇〇〇社会福祉協議会 (TEL : 000-000-0000)

※ 利用条件等については各都道府県で異なる場合があるため、詳細は上記お問い合わせ先にご確認ください。

156

愛知県「福祉系高校修学資金貸付事業の概要（案）」

第1 貸付事業の実施主体

福祉系高校修学資金貸付事業は、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会（以下「県社協」という）が実施する。

第2 対象者

社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第4号の規定に基づき、学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した福祉系高校に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す学生

・対象高校 県立海翔高校、県立古知野高校、県立高浜高校、県立宝陵高校、名古屋市立西陵高校

・対象人数 450名（1学年あたり150名）

第3 貸付額（上限）

ア 修学準備金（入学金を除く） 3万円（初年度のみ） イ 介護実習費 3万円（1年度あたり）

ウ 国家試験受験対策費用 4万円（1年度あたり） エ 就職準備金 20万円（就職する場合卒業年度のみ）

※学年別貸付額

学年	貸付額	内訳
1年生	10万円	修学準備金3万円、介護実習費3万円、国家試験受験対策費用4万円
2年生	7万円	介護実習費3万円、国家試験受験対策費用4万円
3年生	27万円	介護実習費3万円、国家試験受験対策費用4万円、就職準備金20万円
合計	44万円	

第4 就職先（返還免除対象施設）

「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」

（厚生労働省社会局長、児童家庭局長連名通知）に定める施設及び職種（別添1、別添2）

例：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、障害福祉サービスを行う施設 等

第5 返還免除

ア 卒業後1年以内に介護福祉士の登録 イ 上記事業所等において継続して3年間従事（従事日数540日以上）

第6 留意事項

- ・進学した場合は、大学等をするまで就労等を猶予する。
- ・就職した場合は、返還免除を受けるまで、一定の時期に就労していることの指定業務従事届けを提出する。
- ・申請にあたっては、福祉系高校の推薦が必要。
- ・やむを得ない理由による不受験、不合格の場合は、合格する意思があると認められた場合は次年度も受験可能。
- ・災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるときは、就労を猶予する制度がある。
- ・就職準備金を申請し、進学する場合は、就職準備金20万円の辞退届を提出する。

教員免許・採用試験データ

教員免許制度の概要

教員免許状の種類(教育職員免許法第4条、第5条)

- 教員免許状は3種類あり、申請により、都道府県教育委員会から授与される。授与を受けるためには、
①所要資格（学位と教職課程等での単位修得、又は教員資格認定試験（幼稚園、小学校、特別支援学校自立活動のみ実施）の合格）を得るか、②都道府県教育委員会が行う教育職員検定（人物・学力・実務・身体面）を経ることが必要。具体的な授与基準等の細則は、都道府県ごとに定められている。

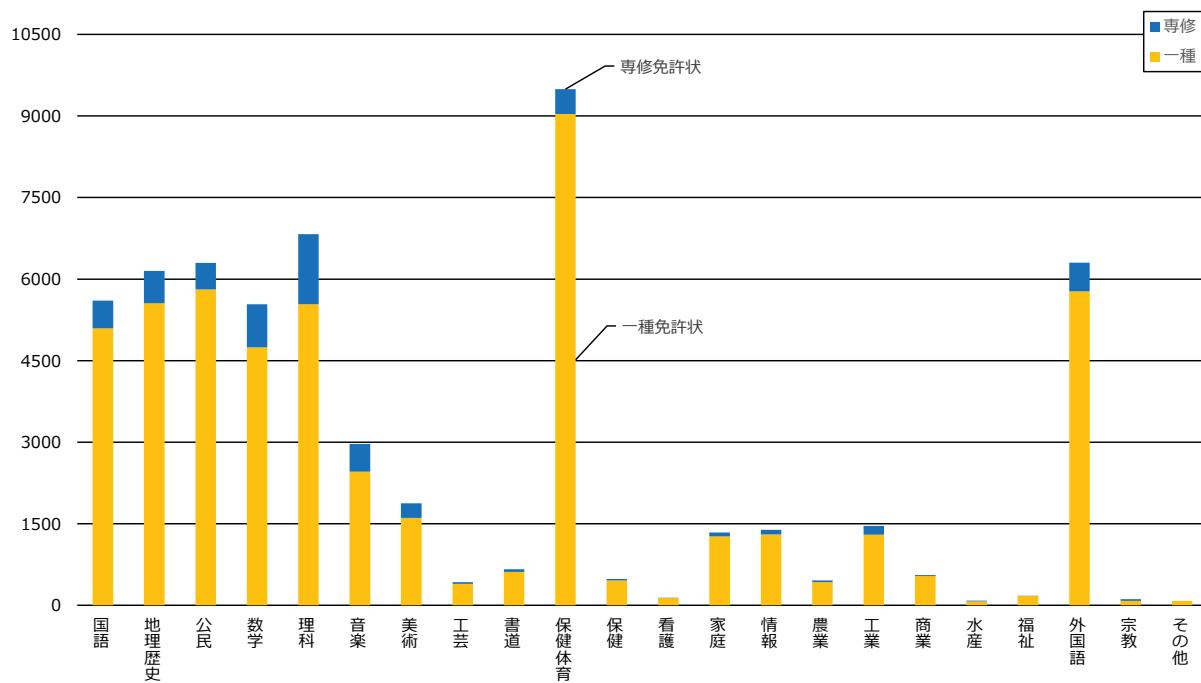
免許状の種類	有効期間	有効地域範囲	概要
普通免許状 〔専修免許状 一種免許状 二種免許状〕	10年	全国の学校	教諭、養護教諭、栄養教諭の免許状。所要資格を得て必要な書類を添えて申請を行うことにより授与される。専修、一種、二種（高等学校は専修、一種）の区分がある。既に教員免許状を有する場合は、一定の教員経験を評価し、通常より少ない単位数の修得により、上位区分、隣接学校種、同校種他教科の免許状の授与を受けることができる。
特別免許状	10年	授与を受けた都道府県内の学校	教諭の免許状。社会的経験を有する者に、教育職員検定を経て授与される。授与を受けるには、任命又は雇用しようとする者の推薦が必要であり、教科に関する専門的な知識経験又は技能、社会的信望、教員の職務に必要な熱意と識見を有することが求められる。幼稚園教諭の免許状はない。小学校教諭の免許状は教科ごとに授与されるが、特別活動など教科外活動を担任することも可能。
臨時免許状	3年	授与を受けた都道府県内の学校	助教諭、養護助教諭の免許状。普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、教育職員検定を経て授与される。 (当分の間、相当期間にわたり普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、都道府県が教育委員会規則を定めることにより、有効期間を6年とすることができます。(教育職員免許法附則第6項))

※教科「福祉」教員の確保に当たっては、教員の養成数自体が少ないとから、普通免許状のほか特別免許状・臨時免許状の積極的な活用をお願いします。

※免許外教科担任制度では、介護福祉士を養成する高等学校の教科「福祉」を単独で指導することはできない。161

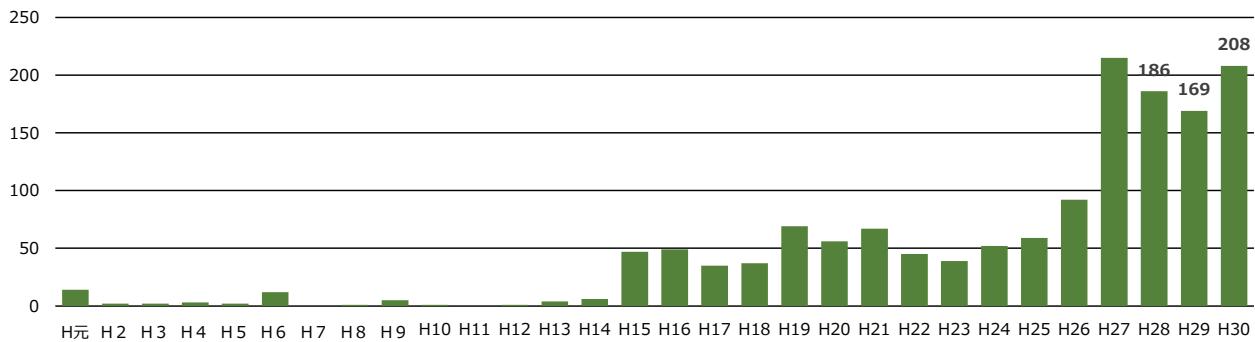
平成30年度教員免許状授与件数⑦

⑦高等学校教諭教科別



※ その他：職業指導、看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、商船、商船実習
(出典) 平成30年度教員免許状授与件数等調査

特別免許状の授与件数の推移



■ 平成30年度に授与された特別免許状の内訳

小学校	国立	0	
	公立	8	英語（8件）
	私立	5	英語（5件）
中学校	国立	0	
	公立	11	英語（9件） 数学、理科（各1件）
	私立	47	英語（45件） 理科（2件）
高等学校	国立	2	英語（2件）
	公立	48	看護（23件） 英語（13件） 工業（4件） 理科（3件） 福祉（2件） 数学、保健体育、韓国語（各1件）
	私立	75	英語（49件） 看護（13件） 理科（6件） 公民、情報（各2件） 数学、保健体育、福祉（各1件）
特別支援学校	国立	0	
	公立	12	自立活動（12件）
	私立	0	
合計		208	<特別免許状所持者の主な職歴> アスリート（オリンピアン等）、システムエンジニア、英会話講師、看護師、大学教員

➡ 課題 高等学校に偏っており、小学校についてほとんど授与されていない、教科が英語や看護に偏っている、公立学校での授与が進んでいない 等

(出典) 平成30年度教員免許状授与件数等調査

163

特別非常勤講師制度について

◆ 制度の目的・概要

地域の人材や多様な専門分野の社会人を学校現場に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応やその活性化を図るため、教員免許を有しない非常勤講師を登用し、教科の領域の一部担任させることができる（昭和63年に創設）。

◆ 担当する教科等

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における全教科、外国語活動、道徳、総合的な学習の時間の領域の一部及び小学校のクラブ活動（平成10年に対象教科を拡大）

◆ 手続・要件

任命・雇用しようとする者から授与権者（都道府県教育委員会）への届出が必要（平成10年に許可制から届出制に変更）。

※ 届出手続きに関して、市区町村教育委員会や学校法人等の負担軽減を図るために、平成30年に「特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出について」を発出

◆ 届出件数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校	4,730	4,599	4,796	4,472	4,235
中学校	2,495	2,466	2,382	2,384	2,505
高等学校	11,458	11,663	11,775	11,916	12,324
特別支援学校	1,378	1,613	1,818	1,604	1,772
合計	20,061	20,771	20,771	20,376	20,836

◆ 事例

医学・看護 (医師、看護師等)	3,744	外国語（外国語会話を含む） (英会話講師、通訳、ネイティブスピーカー等)		3,731	家庭科教育 (調理師、栄養士等)	1,999	
芸術 (彫刻家、写真家等)	2,373	福祉 (介護福祉士、手話 講師等)	1,708	伝統芸能 (能楽師範等)	808	競技スポーツ (元プロ野球選手等)	683
情報 (プログラマー等)	558	茶道・華道 (茶道家、華道家等)	543	書道・書写 (書道家、書道教室講 師等)	575	製造現場体験 (建築家、大工等)	230
異文化理解 (通訳、JICA研修員等)	238	野外体験活動（農 家、造園業等）	503	伝統工芸 (陶芸家、宮大工等)	325	地域文化理解 (宮司、元公民館長 等)	341
環境教育 (農学研究員、ネイ チャーガイド等)	200	朗読 (劇団員、図書館司 書等)	175	理容・美容 (美容師、ネイリスト 等)	142	その他 (NPO法人代表理事、 CGクリエイター等)	1,960

164

◆制度の目的・概要

臨時免許状は、法令上、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、受検者の人物、学力、実務及び身体について教育職員検定を行うことにより授与されるもの。具体的には、法令を踏まえ都道府県教育委員会が個別に定める基準に基づき授与されている。

臨時免許状の効力は、授与された都道府県内においてのみ有効であり、有効期間は3年間（更新無し）となっている。

◆臨時免許状の授与基準の策定状況

授与基準を定めているのは、平成27年度時点で、47都道府県中32都道府県

＜授与基準例＞

宮城県：原則として、他校種又は他教科の普通免許状を有すること又は普通免許状の授与を受ける見込みがあること

◆授与件数

【総授与件数】

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
8,359	8,578	8,405	8,501	8,963

【平成30年度 教科別授与件数（中学校）】

国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	保健	技術	家庭	外国語	宗教	その他	計
145	117	234	207	40	158	99	23	303	252	248	11	0	1,837

【平成30年度 教科別授与件数（高等学校）】

国語	地理歴史	公民	数学	理科	音楽	美術	工芸	書道	保健体育	保健	看護	計
83	82	102	95	66	66	66	18	52	53	25	294	
家庭	情報	農業	工業	商業	水産	福祉	外国語	宗教	その他			計
228	256	85	146	71	30	68	319	22	41			2,268

※ 平成30年度における臨時免許状の授与件数は、上記で示した中学校及び高等学校における臨時免許状の教科別授与件数の合計値のほか、幼稚園（208件）、小学校（3,934件）、特別支援学校（547件）、養護教諭（152件）及び特別支援学校の自立教科等（17件）の合計値が含まれている。

◆事例

- ・ 高等学校教諭臨時免許状（工業）を、近接領域の免許状（美術・工芸・農業）を持つ教員に授与（東京都）
- ・ 専ら外国語で授業を実施する学校において、外国人を講師として採用するために授与（千葉県、神奈川県）

免許外教科担任制度について

◆制度の目的・概要

免許外教科担任制度は、ある教科の免許状を有する教員を採用できない場合に、学校の校長及び主幹教諭、指導教諭又は教諭からの申請に基づき、1年以内の期間に限り、都道府県教育委員会が当該学校のある教科について免許状を有しない主幹教諭、指導教諭又は教諭に対してある教科の教授を担当することを許可する制度。

（例）高等学校教諭の普通免許状（情報）を有する者を採用できない場合に、高等学校教諭の普通免許状（数学）のみを有する教員に、情報の指導を担当することを許可する。

◆許可件数

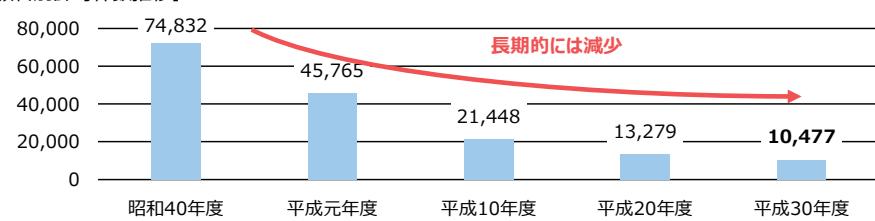
【平成30年度 教科別許可件数（中学校）】

国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	保健	技術	家庭	外国語	宗教	その他	計
290	271	387	202	76	914	356	5	2,112	2,067	192	4	0	6,876

【平成30年度 教科別許可件数（高等学校）】

国語	地理歴史	公民	数学	理科	音楽	美術	工芸	書道	保健体育	保健	看護	計
50	239	379	109	78	23	50	49	120	104	6	20	
家庭	情報	農業	工業	商業	水産	福祉	外国語	宗教	その他			計
151	1,173	155	342	123	109	162	138	13	8			3,601

【教科別許可件数推移】



◆免許外教科担任制度に関する文部科学省の取組

- ・ 免許外教科担任制度の運用指針を都道府県教育委員会に対して示し、同制度の厳格な運用や担当教師への支援等を要請
- ・ 免許外許可担任の縮小に必要な教科等に関して、現職教員が新たな免許状を取得するための講習等を開発・実施等

教科「福祉」教員の採用状況（公立）※指導主事連絡協議会資料より

実施年度	都道府県数	受験者数	合格者数	倍率	備考
平成14年度	4県	38名	4名	9.5	*「福祉」実施県等における高校教員
平成15年度	8県	117名	12名	9.8	*一部中学校を含む
平成16年度	12府県	258名	20名	12.9	$13,872 \div 1,093 = 12.69$
平成17年度	22府県	477名	37名	12.9	$21,643 \div 1,664 = 13.01$
平成18年度	18府県	370名	26名	14.2	$18,227 \div 1,556 = 11.71$
平成19年度	16府県	238名	30名	7.93	$13,845 \div 1,364 = 10.15$
平成20年度	17府県	264名	35名	7.33	$16,555 \div 1,738 = 9.53$
平成21年度	28府県	386名	51名	7.53	$24,789 \div 3,218 = 7.68$
平成22年度	23府県	308名	38名	8.11	$22,009 \div 2,998 = 7.34$
平成23年度	23府県	257名	31名	8.29	$22,475 \div 3,095 = 6.94$
平成24年度	28府県	251名	32名	7.84	$28,454 \div 4,736 = 6.01$
平成25年度	21府県	190名	32名	5.94	$16,585 \div 2,304 = 7.20$
平成26年度	27府県	241名	46名	5.24	$25,092 \div 3,441 = 7.29$
平成27年度	22府県	164名	37名	4.43	$20,607 \div 2,916 = 7.07$
平成28年度	24府県	194名	36名	5.39	$22,972 \div 3,162 = 7.27$
平成29年度	20府県	147名	30名	4.9	$17,050 \div 2,275 = 7.49$
平成30年度	27都府県	158名	35名	4.51	$25,727 \div 4,283 = 6.01$
令和01年度	30都府県	143名	41名	3.49	$15,181 \div 2,234 = 6.80$
令和02年度	33都府県	129名	39名	3.31	$15,140 \div 2,654 = 5.70$
令和03年度	25都道県	北海道、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、岐阜県、愛知県、兵庫県、奈良県、岡山県、山口県、徳島県、大分県、宮崎県、鹿児島県			

No.	都道府県	実施回数	合格者数
1	北海道	0	0
2	青森県	2	1
3	岩手県	3	2
4	宮城県	7	17
5	秋田県	9	9
6	山形県	8	9
7	福島県	2	2
8	茨城県	8	13
9	栃木県	9	13
10	群馬県	6	8
11	埼玉県	12	27
12	千葉県	15	25
13	東京都	3	7
14	神奈川県	7	21
15	新潟県	3	5
16	富山県	17	11
17	石川県	16	13
18	福井県	8	7
19	山梨県	2	3
20	長野県	10	11
21	岐阜県	10	19
22	静岡県	13	26
23	愛知県	16	35
24	三重県	12	32
25	滋賀県	2	2
26	京都府	3	6
計			592

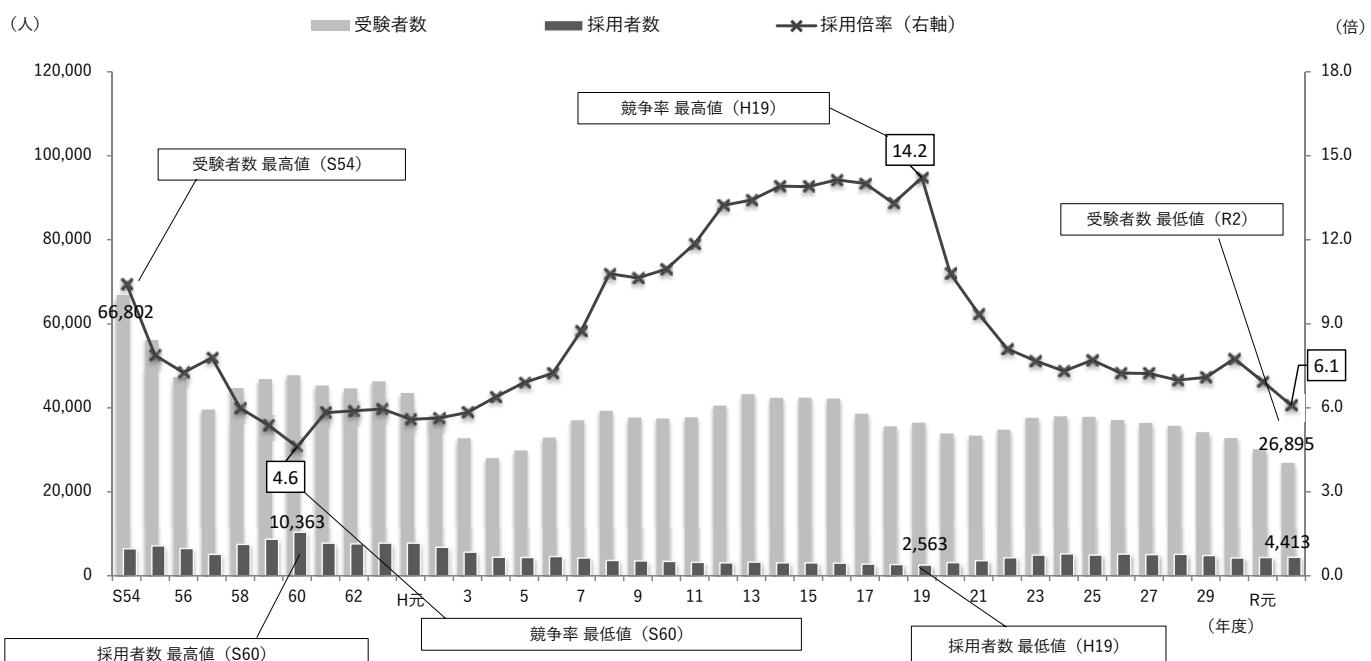
*平成13年度以前の実施：埼玉県(H5・H12・H13)、石川県(H8・H9・H10・H11)、香川県(H13)、佐賀県(H10)

167

公立学校教員採用選考試験の実施状況一高等学校

- ✓ 令和2年度(令和元年度実施)における高等学校の採用倍率は、6.1倍で、前年度の6.9倍から減少
 - 採用者数は、4,413人で、前年度に比較して68人増加
 - 受験者数は、26,895人で、前年度に比較して3,226人減少(うち 新卒1,274人減少、既卒1,952人減少)

高等学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)



(出典) 文部科学省「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

168

教科「福祉」教員の養成（福祉の教員免許状を取得できる大学）①

通学課程

(1)一種免許状（福祉）（大学卒業程度）

No.	都道府県名	設置	大学名	学部等名	学科等名	定員
1	北海道	公	名寄市立大学	保健福祉学部	社会福祉学科	50
2		私	旭川大学	保健福祉学部	コミュニケーション福祉学科	40
3		私	札幌学院大学	人文学部	人間科学科	130
4		私	藤女子大学	人間生活学部	人間生活学科	80
5		私	北海道医療大学	看護福祉学部	臨床福祉学科	80
6	宮城県	私	仙台大学	体育学部	健康福祉学科	100
7		私	東北福祉大学	総合福祉学部	社会福祉学科	400
8	福島県	私	郡山女子大学	家政学部	人間生活学科	40
9	国	筑波大学	人間学群	障害科学類	35	
10	茨城県	私	茨城キリスト教大学	生活科学部	心理福祉学科	60
11		私	流通経済大学	社会学部	社会学科	130
12	群馬県	私	群馬医療福祉大学	社会福祉学部	社会福祉学科	50
13		私	東京福祉大学	社会福祉学部	社会福祉学科	360
14	埼玉県	私	文教大学	人間科学部	人間科学科	140
15	千葉県	私	城西国際大学	福祉総合学部	福祉総合学科	140
16		私	聖徳大学	心理・福祉学部	社会福祉学科	80
17	神奈川県	私	昭和女子大学	人間社会学部	福祉社会学科	80
18	東京都	私	上智大学	総合人間科学部	社会福祉学科	60
19		私	早稲田大学	人間科学部	健康福祉学科	200
20		私	日本社会事業大学	社会福祉学部	福祉計画学科	55
21		私	立教大学	コミュニケーション福祉学部	福祉学科	154
22		私	田園調布学園大学	人間福祉学部	心理福祉学科	50
23	石川県	私	金城大学	社会福祉学部	社会福祉学科	90
24	福井県	公	福井県立大学	看護福祉学部	社会福祉学科	30
25	山梨県	公	山梨県立大学	人間福祉学部	福祉コミュニケーション学科	50
26	長野県	公	長野大学	社会福祉学部	社会福祉学科	150
27	岐阜県	私	岐阜協立大学	経済学部	公共政策学科	40
28	静岡県	私	東海学院大学	健康福祉学部	総合福祉学科	80
29		私	静岡英和学院大学	人間社会学部	コミュニケーション福祉学科	80
30		私	金城学院大学	人間科学部	コミュニケーション福祉学科	75
31		私	同志社大学	社会福祉学部	社会福祉学科	130
32		私	日本福祉大学	社会福祉学部	社会福祉学科	400
33	京都府	公	京都府立大学	公共政策学部	福祉社会学科	50
34		私	花園大学	社会福祉学部	社会福祉学科	80
35		私	同志社大学	社会学部	臨床心理学科	85
36		私	龍谷大学	社会学部	現代福祉学科	185
37		私	佛教大学	社会福祉学部	社会福祉学科	270

39		公	大阪府立大学	地域保健学域	教育福祉学類	55
40	大阪府	私	関西福祉科学大学	社会福祉学部	社会福祉学科	140
41		私	四天王寺大学	人文社会学部	人間福祉学科	70
42		私	大阪大谷大学	人間社会学部	人間社会学科	80
43		私	神戸学院大学	総合リハビリテーション学部	社会リハビリテーション学科	90
44	兵庫県	私	兵庫大学	生涯福祉学部	社会福祉学科	30
45	奈良県	私	天理大学	人間学部	人間関係学科	30
46	岡山県	私	ノートルダム清心女子大学	人間生活学部	人間生活学科	70
47		私	川崎医療福祉大学	医療福祉学部	医療福祉学科	136
48	広島県	私	美作大学	生活科学部	社会福祉学科	50
49		私	福山平成大学	福祉健康学部	福祉学科	60
50	山口県	私	広島国際大学	健康科学部	医療福祉学科	100
51		公	山口県立大学	社会福祉学部	社会福祉学科	100
52	徳島県	私	徳山大学	福祉情報学部	人間コミュニケーション学科	50
53	徳島県	私	徳島文理大学	保健福祉学部	人間福祉学科	30
54	香川県	私	四国学院大学	社会福祉学部	社会福祉学科	80
55	福岡県	私	久留米大学	文学部	社会福祉学科	51
56		私	西南学院大学	人間科学部	社会福祉学科	110
57	佐賀県	私	筑紫女子大学	人間科学部	人間科学学科	130
58		私	西九州大学	健康福祉学部	社会福祉学科	80
59	長崎県	私	長崎ウエスレヤン大学	現代社会学部	社会福祉学科	50
60		私	長崎国際大学	人間社会学部	社会福祉学科	80
61		私	長崎純心大学	人文学部	地域包括支援学科	100
62	熊本県	私	九州看護福祉大学	看護福祉学部	社会福祉学科	80
63	熊本県	私	熊本学園大学	社会福祉学部	社会福祉学科	80
64	大分県	私	日本文理大学	経営経済学部	経営経済学科	300
65	宮崎県	私	九州保健福祉大学	社会福祉学部	臨床福祉学科	20
66	鹿児島県	私	鹿児島国際大学	福祉社会学部	社会福祉学科	100
67	沖縄県	私	沖縄大学	人文学部	福祉文化学科	75

66 676,834

(2)専修免許状（福祉）（大学院修士課程修了程度）

No.	都道府県名	設置	大学名	研究科等名	専攻等名	定員
1	青森県	国	弘前大学	教育学研究科	教職実践専攻	18
2	岩手県	公	岩手県立大学	社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	15
3	福島県	国	福島大学	人間発達文化研究科	教職実践専攻	16
4				教育研究科	スクールリーダーシップ開発専攻	20
5	茨城県	国	筑波大学	人間総合科学研究科	教育学専攻	18
6				人間総合科学研究科	生涯発達専攻	46
7				人間総合科学学院	人間総合科学研究群	575
8	群馬県	私	東京福祉大学	社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	10
9	埼玉県	国	埼玉大学	教育学研究科	教職実践専攻	20

169

教科「福祉」教員の養成（福祉の教員免許状を取得できる大学）②

46	和歌山県	国	和歌山大学	教育学研究科	教職開発専攻	23
47	島根県	国	島根大学	教育学研究科	教育実践開発専攻	17
48	岡山県	私	川崎医療福祉大学	医療福祉学研究科	医療福祉学専攻	10
49	山口県	国	山口大学	教育学研究科	教職実践高度化専攻	28
50	徳島県	国	鳴門教育大学	学校教育研究科	高度学校教育実践専攻	180
51					人間教育専攻	120
52	香川県	国	香川大学	教育学研究科	高度教職実践専攻	14
53		私	四国学院大学	教育学研究科	高度教職実践専攻	20
54	愛媛県	国	愛媛大学	社会福祉学研究科	修士課程社会福祉学専攻	10
55				教育学研究科	教育実践高度化専攻	15
56	高知県	国	高知大学	総合人間自然科学研究科	教職実践高度化専攻	15
57				教育学研究科	教育実践高度化専攻	40
58	福岡県	国	福岡教育大学	教育学研究科	教育科学専攻	40
59		私	久留米大学	文学専攻科	社会福祉専攻	5
60	長崎県	私	西南学院大学	人間科学研究科	人間科学専攻	10
61				人間社会学研究科	社会福祉学専攻	10
62	熊本県	私	熊本学園大学	社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	10
63	大分県	国	大分大学	教育学研究科	教職開発専攻	10
64				教育学研究科	教職開発専攻	20
65				福祉社会学研究科	福祉社会学専攻	12
66	鹿児島県	私	鹿児島国際大学	福祉社会学研究科	社会福祉学専攻	10
67	沖縄県	国	琉球大学	教育学研究科	高度教職実践専攻	20

52 67 3,047

通信課程

(1)一種免許状（福祉）（大学卒業程度）

No.	都道府県名	設置	大学名	課程・学部等名	学部・研究科等名	定員
1	群馬県	私	東京福祉大学	社会福祉学部	社会福祉学科通信教育課程	520
2	千葉県	私	聖徳大学	通信教育部	心理・福祉学部	200
3	京都府	私	佛教大学	通信教育課程	社会福祉学部	1,200
4	宮崎県	私	九州保健福祉大学	通信教育部	社会福祉学部	500

4 4 2,420

(2)専修免許状（福祉）（大学院修士課程修了程度）

No.	都道府県名	設置	大学名	課程・学部等名	学部・研究科等名	定員
1	群馬県	私	東京福祉大学	通信教育課程	社会福祉学研究科	60
2	宮崎県	私	九州保健福祉大学	大学院（通信制）	社会福祉学研究科	20

2 2 80

※令和2年4月1日現在、大学における一種免許状（福祉）を取得できる大学・課程は、66校:67課程である。また、専修免許状を取得できる大学院・課程は、52校:67課程となっている。さらに通信課程では、一種免許状を取得できる大学院は、4校:4課程、専修免許状を取得できる大学は、2校:2課程となっている。

170

各研修課程の内容及び時間数等

介護に関する入門的研修

1. 入門的研修の目的

介護に関する入門的研修（以下「入門的研修」という。）は、これまで介護との関わりがなかった者など、介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができるよう研修を実施し、介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護の業務に携わるまでの不安を払拭することにより、多様な人材の参入を促進するために行うものである。

2. 入門的研修の主な対象者

入門的研修の主な対象者は、企業等で定年退職を予定している者や、中高年齢者、子育てが一段落した者などが考えられる。
なお、この他、地域住民や学生などにも幅広く研修を実施いただくことも可能である。

3. 実施主体

入門的研修の実施主体は、都道府県及び市区町村とする。ただし、民間団体への委託により実施することもできる。
また、民間団体への委託により実施する場合には、研修の趣旨や目的を的確に理解し、研修内容を適切に実施できる講師を確保している民間団体を選定するものとする。

研修科目		研修時間数	研修内容
基礎講座	介護に関する基礎知識	1.5時間	<ul style="list-style-type: none">○介護に関する相談先（市区町村の窓口、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所）○介護保険制度の概要（サービスの種類、利用手続き、利用者負担など）○介護休業制度などの仕事と介護の両立支援制度の概要（介護休業や介護休暇などの内容や利用手続きなど）
	介護の基本	1.5時間	<ul style="list-style-type: none">○介護における安全・安楽な体の動かし方（ボティメカニクスの活用）○介護予防・認知症予防に使える体操（介護予防の理解、手軽に取り組める指先や手などを使った体操の紹介）
入門講座	基本的な介護の方法	10時間	<ul style="list-style-type: none">○介護職の役割や介護の専門性○生活支援技術の基本（移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔、家事援助等に係る介護や支援の基本的な方法）○老化の理解（老化に伴う心身機能の変化と日常生活への影響など）
	認知症の理解	4時間	<ul style="list-style-type: none">○認知症を取り巻く状況（認知症高齢者の今後の動向や認知症に関する施策など）○認知症の中核症状とBPSD、それに伴う日常生活への影響や認知症の進行による変化○認知症の種類とその原因疾患、症状、生活上の障害などの基本的な知識○認知症の人及びその家族に対する支援や関わり方
障害の理解	障害の理解	2時間	<ul style="list-style-type: none">○障害の概念や障害者福祉の理念（ノーマライゼーションやICFの考え方）○障害特性（身体、知的、精神、発達、難病等）に応じた生活上の障害や心理・行動の特徴などの基本的な知識○障害児者及びその家族に対する支援や関わり方
	介護における安全確保	2時間	<ul style="list-style-type: none">○介護の現場における典型的な事故や感染など、リスクに対する予防や安全対策、起こってしまった場合の対応等に係る知識○介護職自身の健康管理、腰痛予防、手洗い・うがい、感染症対策等に係る知識
合計時間数		21時間	

1. 目的

生活援助従事者研修は、生活援助中心型のサービスに従事する者の幅野を広げるとともに、扱い手の質を確保できるようにするために、生活援助中心型のサービスに従事する者に必要な知識等を習得することを目的として行われるものである。

2. 実施主体

生活援助従事者研修の実施主体は、都道府県又は都道府県知事の指定した者とする。

3. 対象者

生活援助中心型のサービスに従事しようとする者とする。

区分	科目	時間数	備考
講義 及び 演習	職務の理解	2	研修修了者が行う職務の範囲及び緊急時の対応について理解するために必要な内容を含めること。 必要に応じて、施設の見学等の実習を活用すること。
	介護における尊厳の保持・自立支援	6	介護職が、利用者の尊厳と自立を支える専門職であることを自覚し、介護・福祉サービスを提供するに当たっての基本的視点等を理解することを目的とすること。
	介護の基本	4	利用者の介護に当たり、介護職としての倫理及び生じるリスクを十分に理解した上で介護を行うことの必要性を理解することを目的とすること。
	介護・福祉サービスの理解と医療との連携	3	介護保険制度や障害者福祉制度を担う一員として最低限知っておくべき制度の目標、サービス利用の流れ及び各専門職の役割と責務について、その概要を理解することを目的とすること。
	介護におけるコミュニケーション技術	6	サービス提供の際に必要となる観察、記録及び報告を含めたチームでのコミュニケーションの方法を理解することを目的とすること。
	老化と認知症の理解	9	加齢・老化に伴う心身の変化及び疾病並びに認知症の利用者を支援する際の基本的な視点を理解することを目的とすること。
	障害の理解	3	障害の概念及び国際生活機能分類並びに障害者福祉の基本的な考え方について理解することを目的とすること。
	こころとからだのしくみと生活支援技術	24	介護技術の根柢となる人体の構造及び機能に関する知識を習得し、安全な生活援助が中心である指定訪問介護の提供方法等を理解することを目的とともに、その習得状況を確認すること。
	振り返り	2	必要に応じて、施設の見学等の実習を活用すること。
合計		59	

(注) 上記とは別に、筆記試験による修了評価(30分程度)を実施すること。

(注) 各科目については、講義と演習を一体で実施すること。

特に「こころとからだのしくみと生活支援技術」においては、移動・移乗に関連した実習を2時間実施すること。

介護職員初任者研修（訪問介護員養成研修2級課程との比較）と教科「福祉」の科目

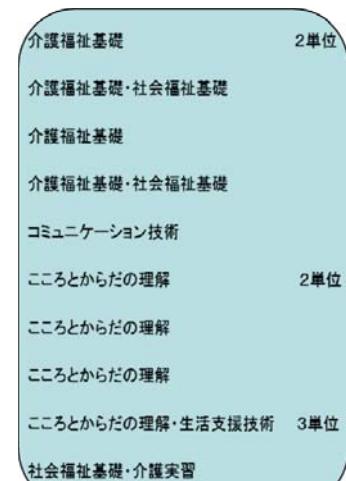
- 介護福祉士課程への連続性を考慮し、「こころとからだのしくみと生活支援技術」として演習による介護技術を修得する時間を大幅に確保
- 地域包括ケアシステムにおけるチームケアの提供を推進していくため、「医療との連携」に係る時間を確保
- 今後の認知症高齢者の増加を見込んで、「認知症の理解」に関する科目を新設
- 「職務の理解」や「振り返り」の科目において、実習（職場見学等）により、実際の介護現場の体験等を実施

訪問介護員養成研修2級課程

科目	時間数
社会福祉の基本的な理念及び福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義	6時間
老人保健福祉及び障害者福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義	6時間
訪問介護に関する講義	5時間
老人及び障害者の疾病、障害等に関する講義	14時間
介護技術に関する講義	11時間
家事援助の方法に関する講義	4時間
相談援助に関する講義	4時間
医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	8時間
福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習	4時間
介護技術に関する演習	30時間
訪問介護計画の作成等に関する演習	5時間
レクリエーションに関する演習	3時間
介護実習	24時間
老人デイサービスセンター等のサービス提供現場の見学	6時間
合計	130時間

介護職員初任者研修

科目	時間数
職務の理解	6時間
介護における尊厳の保持・自立支援	9時間
介護の基本	6時間
介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9時間
介護におけるコミュニケーション技術	6時間
老化の理解	6時間
認知症の理解	6時間
障害の理解	3時間
こころとからだのしくみと生活支援技術	75時間
振り返り	4時間
合計	130時間



(例) 7単位: 245時間

*全科目終了後に筆記試験による終了評価を実施(1時間以上)⇒131時間以上

*講師等の要件については各都道府県が設定することになっているため、確認が必要

実務者研修と教科「福祉」の科目

【到達目標】

- 幅広い利用者に対する基本的な介護提供能力の修得
※ 介護福祉士養成施設（2年以上の養成課程）における到達目標と同等の水準
- 今後の制度改革や新たな課題・技術・知見を自ら把握できる能力の獲得を期待

科目	時間
人間の尊厳と自立	5時間
社会の理解Ⅰ	5時間
社会の理解Ⅱ	30時間
介護の基本Ⅰ	10時間
介護の基本Ⅱ	20時間
コミュニケーション技術	20時間
生活支援技術Ⅰ	20時間
生活支援技術Ⅱ	30時間
介護過程Ⅰ	20時間
介護過程Ⅱ	25時間
介護過程Ⅲ（スクーリング）	45時間
発達と老化の理解Ⅰ	10時間
発達と老化の理解Ⅱ	20時間
認知症の理解Ⅰ	10時間
認知症の理解Ⅱ	20時間
障害の理解Ⅰ	10時間
障害の理解Ⅱ	20時間
こころとからだのしくみⅠ	20時間
こころとからだのしくみⅡ	60時間
医療的ケア	50時間
指導時間数	450時間



科目	時間
社会福祉基礎	2単位 (70時間)
介護福祉基礎	2単位 (70時間)
コミュニケーション技術	1単位 (35時間)
生活支援技術	2~4単位 (70~140時間)
介護過程	3単位 (105時間)
こころとからだの理解	5~7単位 (175~245時間)
生活支援技術	2~4単位 (70~105時間)
指導時間数	18~24単位 (630~840時間)

175

「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について」の一部改正

教育内容	実務者研修時間数	介護職員初任者研修	生活援助従事者研修	介護に関する入門的研修	訪問介護員研修			介護職員基礎研修	その他全国研修
					1級	2級	3級		
人間の尊厳と自立	5	○	○		○	○	○	○	
社会の理解Ⅰ	5	○	○		○	○	○	○	
社会の理解Ⅱ	30				○			○	
介護の基本Ⅰ	10	○	○		○	○		○	
介護の基本Ⅱ	20				○	○		○	
コミュニケーション技術	20				○			○	
生活支援技術Ⅰ	20	○			○	○	○	○	
生活支援技術Ⅱ	30	○			○	○		○	
介護過程Ⅰ	20	○			○	○		○	
介護過程Ⅱ	25				○			○	
介護過程Ⅲ（スクーリング）	45							○	
発達と老化の理解Ⅰ	10				○			○	
発達と老化の理解Ⅱ	20				○			○	
認知症の理解Ⅰ	10	○	○	○	○			○	認知症実践者研修
認知症の理解Ⅱ	20				○			○	認知症実践者研修
障害の理解Ⅰ	10	○	○	○	○			○	
障害の理解Ⅱ	20				○			○	
こころとからだのしくみⅠ	20	○			○	○		○	
こころとからだのしくみⅡ	60				○			○	
医療的ケア	50(※)								喀痰吸引等研修
実務者研修受講時間数	450	320	410	430	95	320	420	50	

研修時間 (130) (59) (21) (230)(130) (50) (500)

176

福祉系高等学校の生徒への奨学金

福祉系高等学校の生徒への奨学金

【日本ユニットケア推進センター】 福祉系高校生介護福祉士取得支援奨学金のご案内（2021年度）

- ・趣旨 この奨学金は、将来高齢者福祉を支える人材として、日々介護福祉士国家資格取得を目指して勉学に励む福祉系高校生が安心して学業に専念できるよう支援するものであり、高校卒業後は、地元の特別養護老人ホーム等施設への就労に意欲を燃やす高校生を支援するものです。
- ・募集人員 福祉系高校の生徒10名 2021年度新入生が対象となります。
- ・給付額 1人3年間で50万円（内訳 毎月1万円、就職支度金14万円）
- ・出願資格 次のいずれにも該当する生徒
 - ア 全国福祉高等学校長会加盟高等学校の経済的支援を必要としている。
 - イ 介護福祉士国家資格取得を目指している。
 - ウ 卒業後は地元の特別養護老人ホーム等への就労に意欲がある。
 - エ 在学する学校長から推薦がある。

【SOMPO福祉財団】 介護福祉士養成のための奨学金給付制度【福祉系高等学校】（2021年度）

- ・社会福祉事業 公益財団法人 SOMPO福祉財団では、福祉および文化の向上に資することを目的に、主として障害児・者、高齢者などを対象として活動するNPOの支援、社会福祉の学術文献表彰、学術研究・文化活動の助成などを実施しています。
「介護福祉士養成のための奨学金給付制度」では、高齢者および障害児・者の福祉の増進に寄与することを目的として、介護福祉士養成のための奨学金制度を設けています。
- ・応募対象 下記の<1>～<4>のすべてを満たしている生徒が対象です。
 - <1>2021年4月現在において、社会福祉士及び介護福祉士法第40条に定めるところにより指定を受けた福祉系高等学校（※全国福祉系高等学校長会加盟校）に在学し、介護福祉士を目指して勉学中の高校2年生
 - <2>経済的な理由により学資の支弁が困難な生徒
 - <3>品行方正、学力優秀である生徒
 - <4>将来、介護福祉士として活躍する意志のある生徒
- ・奨学金支給額 月額 2万円（年3回に分けて支給、返還義務なし） ※採用された場合は4月に遡及して支給されます。
- ・奨学金支給期間 2年間
- ・募集人数 新2年生 5名

奨学生（昨年度までの決定者在籍校）

【日本ユニットケア推進センター】

《令和2年度奨学生》

決定者数：10名（対象生徒：1年生）

近畿 〈私立〉昇陽高等学校：福祉科（1名）
近畿 兵庫県立日高高等学校：福祉科（1名）
中国 〈私立〉岡山県美作高等学校：普通科・福祉医療コース（1名）
四国 香川県立高松南高等学校：福祉科（1名）
九州 福岡県立久留米筑水高等学校：社会福祉科（1名）
九州 〈私立〉大和青藍高等学校：介護福祉科（1名）
九州 熊本県立上天草高等学校：福祉科（1名）
九州 熊本県立阿蘇中央高等学校：社会福祉科（2名）
九州 沖縄県立真和志高等学校：みらい福祉科（1名）

【SOMPO福祉財団】

《令和2年度奨学生》

決定者数：5名（対象生徒：2年生）

東北 秋田県立六郷高等学校：福祉科（1名）
東海 静岡県立磐田北高等学校：福祉科（1名）
九州 〈私立〉長崎玉成高等学校：医療福祉科（1名）
九州 鹿児島県立加世田常潤高等学校：生活福祉科（1名）
九州 沖縄県立真和志高等学校：みらい福祉科（1名）

《実績》

【日本ユニットケア推進センター】

【平成29年度】

東海 静岡県立磐田北高等学校：福祉科（1名）
近畿 京都府立京都八幡高等学校：介護福祉科（1名）
和歌山県立有田中央高等学校：総合学科（2名）
中国 〈私立〉美作高等学校：普通科（4名）
九州 熊本県立上天草高等学校：福祉科（1名）
〈私立〉北陵高等学校：生活文化科（1名）

【平成30年度】

関東 千葉県立松戸向陽高等学校：福祉教養科（1名）
関東 川崎市立川崎高等学校：福祉科（1名）
東海 岐阜県立岐阜各務野高等学校：福祉科（1名）
東海 静岡県立清流館高等学校：福祉科（1名）
近畿 京都府立京都八幡高等学校：介護福祉科（2名）
中国 倉敷市立倉敷翔南高等学校：総合学科（1名）
四国 香川県立高松南高等学校：福祉科（2名）
九州 熊本県立芦北高等学校：福祉科（1名）

【令和元年度（平成31年度）】

東北 〈私立〉岩手女子高等学校：福祉教養科（2名）
東海 静岡県立富士宮東高等学校：福祉科（1名）
近畿 京都府立京都八幡高等学校：介護福祉科（1名）
中国 〈私立〉岡山県美作高等学校：普通科（1名）
九州 〈私立〉長崎玉成高等学校：医療福祉科（1名）
九州 熊本県立阿蘇中央高等学校：社会福祉科（1名）
九州 熊本県立芦北高等学校：福祉科（1名）
九州 〈私立〉有明高等学校：福祉科（1名）
九州 鹿児島県立開陽高等学校：福祉科（1名）

179

〈佐賀県〉平成31年度「将来を担う介護人材の支援事業」

目的

介護の資格を目指す高校生に対して、実習経費等の負担をなくすことにより、将来の介護現場を担う人材を育成する。

長寿社会課 8,964千円（平成31年度：新規予算額）

事業内容

介護の資格取得を目指す高校に助成を行い、生徒の実習経費等の負担をなくす。

助成の対象となる高校

- 在学中に「介護福祉士」の受験資格を得られる高校
嬉野高校、神埼清明高校、北陵高校
- 卒業後、実務経験を経て「介護福祉士」の受験資格を得られる高校
佐賀女子高校
- 介護職員初任者研修（ホームヘルパー資格）を修了できる高校
唐津青翔高校、牛津高校、多久高校、佐賀清和高校、敬徳高校

助成の対象となる経費

実習費、実習服、教材費（資格取得に係るもの）

対象見込者数

現1、2年生及び新1年生合わせた500名程度

介護福祉士養成

1年次 45,000円 2年次 43,000円 3年次 37,000円 合計 125,000円

介護福祉士養成

1年次 1,000円 2年次 15,000円 3年次 37,000円 合計 53,000円

事業期間

平成31年度～令和2年度（2019年度～2020年度）

180

未来へはばたけ！

福祉系高校生応援事業



介護福祉士の受験資格が得られる福祉系高校に通う生徒の、実習にかかる費用や参考書等の費用を県が助成します。（事業期間：令和2年度～令和4年度予定）



「介護福祉士」とは？

身体や精神の障がいにより日常生活に支障がある方の入浴、排泄、食事など生活上必要な介護を行い、またその方やその介護者に対して介護に関する指導を行う専門職の国家資格です。

「福祉系高校」とは？



介護福祉士養成課程の基準を満たす高等学校で、県内に6校あります。課程を修了すると、介護福祉士国家試験の受験資格が得られます。

【対象となる高校】

区分	学校名	学科名	所在地
県立	日南振徳高等学校	福祉科	日南市
	小林秀峰高等学校	福祉科	小林市
	妻高等学校	福祉科	西都市
私立	門川高等学校	福祉科	門川町
	日章学園高等学校 都城高等学校	福祉科 介護科・介護福祉コース	宮崎市 都城市



【対象となる経費】

- ・実習費
- ・教材費
- ・被服費（実習に係るもの）

※教材費について
 ○対象となるもの
 教材テキスト、試験問題集、参考書
 ✕対象とならないもの
 教科書、辞書、介護福祉士養成課程に
 関連しないもの

※学校から購入を指定されたものに限ります。

【助成上限額】

生徒一人あたり年額
3万円

※県から学校に対して一括で助成するので、
生徒個人が助成の申請をする必要はありません。

宮崎の福祉系高校は、介護福祉士国家試験の合格率が全国平均よりも高く、生徒の学校生活に対する満足度も高いです。
充実した高校生活を送り、未来の宮崎を支える「介護福祉士」を目指しましょう！



【問い合わせ先】 宮崎県 福祉保健部 長寿介護課 介護人材・高齢化対策担当 ☎0985-26-7059

〈3つの柱〉

- (1) 地域や産業を支える人財の育成・確保:39事業
- (2) 魅力的で持続可能な地域づくり:58事業
- (3) 社会の変化に対応し、成長する産業づくり:32事業

その1つの目柱、「(1) 地域や産業を支える人財の育成・確保」の「②人手不足に対応した新技術の導入や多様な担い手の確保」の中に、「未来へはばたけ！福祉系高校生応援事業」が新規で位置付けられています。

1 事業の目的・背景

介護福祉士を養成する福祉系高校の定員充足率が低い要因として、他の高校と比べて実習費・教材費・被服費等が多額であることが挙げられていることから、これらの費用を助成し学びやすい環境を整えることにより、未来を担う介護人材の育成・確保を図る。

2 事業の概要

- (1) 予算額 14,820千円
- (2) 財源 地域医療介護総合確保基金
- (3) 事業期間 令和2年度～令和4年度
- (4) 実施主体 県
- (5) 事業内容 福祉系高校の生徒に対する実習費等の助成
(生徒一人当たり上限額:年額3万円)

3 事業の効果

福祉系高校の定員充足率が向上し、未来を担う介護人材の育成・確保につながる。

※福祉系高校の卒業生は、介護福祉士国家試験の合格率が高い、県内就職率が高い、就職後の定着率が高い→県内福祉系高等の定員充足率が向上することで、県内の介護従事者の安定的な確保が図られる。

令5条報告等

「社会福祉士及び介護福祉士法施行令第5条に基づく報告の様式について」
の一部改正について

《改正通知》令和3年3月22日発出〔第六次改正〕

※令和3年度に限り、報告期限を7月1日（通常は毎学年度開始2月以内（5月31日））

「「社会福祉士及び介護福祉士法施行令第5条に基づく報告の様式について」
の一部改正について」の一部改正について

《改正通知》令和3年5月14日発出〔第六次改正〕…新旧表の訂正

福祉系高等学校の運営で留意すべき事項について

1 学則等の内容に関する事項

学則及び教務内規等に開示すべき事項(16項目)が定められていない事例がみられることから、指定規則等を順守しつつ、実情に即して学則等を適宜見直し・改正するなど学則等に即した運営がなされるよう留意すること。

2 変更申請及び届出手続き並びに定期報告に関する事項

(1) 変更申請及び届出手続きをについて

指定規則等で定められている事項について変更する場合、あるいは、変更が生じた場合は、一定期間内に事前の変更申請あるいは事後に変更を届け出こととされていることから、法令等を再確認し遅延のないよう必要な手続きを行うこと。

(2) 定期報告について

法令等に基づく毎学年度の報告(令5条報告)については、報告期限が守られていない、報告する事項の内容が実績と異なっている事例がみられることから、報告期限(毎年5月末)を順守するとともに、報告内容については報告様式に則り実績に基づき報告すること。

3 教員に関する事項

(1) 教員の資格要件等について

教員を採用するにあたって、指定規則等で定められた教員の資格要件を把握していない、あるいは、本人が所有している資格等を十分に確認しなかつたため、採用した教員が教員の資格要件を満たしていない事例がみうけられる。当該教員要件を満たさない者によって実施された授業については正規の授業として認められないことから、教員を採用する際には、指定規則等で定められた教員要件を十分把握するとともに、教員の資格要件を満たしていることを履歴書以外に、教員免許状、資格登録証等の原本で確実に実施し、写しを取る等したうえで採用するよう留意すること。

(2) 教員の出勤簿の管理について

出勤簿の押印漏れが散見されており、勤務実態と授業実績の一致確認が取れない事例がみられることから、出勤簿の管理を確実にすること。

183

福祉系高等学校の運営で留意すべき事項について

4 生徒等に関する事項

(1) 入学定員について

入学定員については、指定規則等で遵守することとされていることから、恒常的に入学定員を超えて入学させていいか確認すること。

(2) 入学資格の確認について

生徒等の入学資格について、十分に確認しないまま入学させることができないよう介護福祉士養成施設に入学することができる資格を有しているかを確実に確認すること。

5 授業に関する事項

(1) 授業時間数の不足について

授業時間数(特に不足)について、担当教員まかせにすることなく、高等学校全体として、授業時間数を把握・管理できる運営体制の構築及び設置者としての実施状況の把握・管理する体制を整備し、学則等で定めた教科目の授業時間数に不足が生じないようにすること。

(2) 生徒の出欠席管理について

生徒等の授業の出欠席状況の記載漏れや履修認定に必要な出席時間数の確認不足がないよう上記(1)に同様に、生徒等の出欠管理については、担当教員まかせにすることなく、高等学校全体として把握・管理し、適正に履修認定を行うこと。

(3) 授業を行う生徒等数について

法令等で授業を一緒に行う生徒等の数が定められていることから、定められている人数を超えて授業を実施するがないようにすること。

6 成績評価及び履修認定に関する事項について

教科目の成績評価等について、教科目の授業時間数・出席時間数が不足しているにもかかわらず成績評価・履修認定するがないよう適正な成績評価及び履修認定を行うこと。

7 施設設備等に関する事項

指定規則等で定められた施設設備等について、指定規則等で定める教育用機械器具や図書の蔵書の整備について必要な措置を講じること。特に、教育用機械器具や図書においては、定期的に補充・更新等をし、生徒等のための学習環境の維持・向上に努めること。

184

都道府県知事
都道府市長
都道府県教育委員会教育長
指定都市教育委員会教育長
社会福祉士法施行規則第1項の
国公私立大学長
関係団体の
地方厚生(支)局長
横浜市特別区域第1類第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学大臣
殿
地方厚生(支)局長

文部科学省初等中等教育局長
(公印省略)

高等学校等設置者

文部科学省高等教育局長
(公印省略)

福祉系高等学校等、特例高等学校等報告書

厚生労働省社会・医療局長
(公印省略)

「社会福祉士及び介護福祉士法施行令第5条に基づく報告の様式について」の一部改正についての一部改正について

標記について、社会福祉士及び介護福祉士法施行令第5条の規定に基づき報告します。

「社会福祉士及び介護福祉士法施行令第5条に基づく報告の様式について」の一部改正について（令和3年3月22日付け2文科高第1113号、社援免0322第6号文部科学省初等中等教育局長及び高等教育局長、厚生労働省社会・医療局長通知）の別添を本通知の別添のとおりとし、令和3年4月1日より適用します。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第216条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知するものです。

今回の通知で示された様式で報告書を指し提出すること。

福祉系高等学校等、特例高等学校等報告書

1 施設の概要

(1) 高等学校等の名称		指定を受けている課程・コース名まで記入				
(2) 高等学校等の所在地		〒 -				
(3) 設置者	名称					
	代表者 氏名	役職				
所在地	〒 -					
(4) 種類等	種類	1学年の定員	学級数	1学級の定員	修業年限	
	該当番号() (全日制・定期制・通信制)					
(5) 校長の氏名	(6) 開設年月日		平成21年4月1日になっているか (それ以降に指定された学校については、指定年度の4月1日になっているか)			
(7) 必置教員の人数	(8) 実習施設の数		実習I	在宅その他		
			実習II	入所施設		
(9) 実地研修の実施の有無	有無	(10) 実地研修の施設数	在宅その他 入所施設			
(11) 情報開示の状況	ホームページによる公表		(有・無) 【ホームページURL:】			
	その他の方法による公表		【情報開示の方法:】			
(12) 専任事務職員氏名	Tel:					
	Fax:					
	E-mail:					

- (注) 1 当該年度4月1日現在の状況を記載すること。
 2 「(1) 高等学校等の名称」には、指定を受けている課程・コース名まで記載すること。
 3 2以上の課程を設置している高等学校等においては、本表を含め、すべて別様式とすること。
 4 「(4) 種類等」に「次の高等学校等の種類ごとに掲げる番号を記載すること」とも、該当する課程の形態(全日制等)「(○)」で開けこむこと。
 5 「(8) 実習施設の数」における「在宅」には通所介護事業所・特定施設入居者生活介護事業所等が、「施設」には介護老人保健施設・障害者支援施設等が含まれること。なお、実習I及び実習IIの両方を行っている実習施設については、実習I及び実習IIのいずれにも計上すること。

6 「(9) 情報開示の状況」には、「福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針について(平成20年3月28日文部科学省第1403号・社援免第0328004号)」に定められた内容すべてについて、ホームページを用いて公開している場合に「有」を「○」で囲むこと。
 また、その他の方法により情報開示を行っている場合には、その方法を記載すること。

2 当該年度の学年別生徒数等

(1) 当該年度の入試状況

第1学年の入学定員 【a】	受験者数	合格者数	入学者数 【b】	充足率 【b/a×100】

- (注) 1 「受験者数」には、受験申込を行った者のうち、受験者の人数を記載すること。
 2 「入学者数」には、入学手続を行った者のうち、当該年度5月1日時点までに入学を辞退した者を除いた人数を記載すること。
 3 それぞれ記載する人数には留学生も含むこと。

(2) 留学生の入学状況

出身国の内訳	
国名	人數
合計	

(注) 上記は、(1)における留学生の状況を記載すること。

(3) 学年別生徒数

学年	各学年の定員	在籍者数
第1学年		
第2学年		
第3学年		
第4学年		
合計		

- (注) 1 本表は、当該年度5月1日時点の状況について記載すること。
 2 単位制による課程の生徒については、在学期べき期間をもって便宜相当する各学年の欄に記載すること。
 3 「在籍者数」には、留学生も含むこと。

(4) 生徒1人あたりの負担金

費目	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	合計
入学検定料					
入学金					
授業料					
実習費					
施設維持費					
その他諸費					
合計					

介護福祉士養成に関するものだけでなく、高等学校教育としてかかるものを含めて記載すること。

(1)～(4)から該当する表を学年分コピーして記入し、回答以外の表は削除すること。

3 前年度における教育の実施状況等

(1) 法第40条第2項第4号の規定による福祉系高等学校等（専攻科及び別科を除く。）

(第 学年)					
教科	科目	指定規則上の単位数	学則上の単位数【a】	実授業単位数【b】	学則上の単位数との差【b-a】
福祉	社会福祉基礎 介護福祉基礎 コミュニケーション技術 生活支援技術（医療的ケアを含む。） 介護過程 介護総合演習 介護実習 (介護実習Ⅰの計) (介護実習Ⅱの計) こころとからだの理解	4 5 2 10 4 3 13 - 5単位以上 8	4 5 2 10 4 3 13 - 5単位以上 8	4 5 2 10 4 3 13 - 5単位以上 8	0 1 0 0 0 0 0 0 5単位以上 0
	小計		49		
公民、数学、理科 又は家庭	人間と社会に関する選択科目 (科目名：)	4			小計・合計等を確認すること。
	小計		4		
	合計		53		

- (注)
- 1 本表は、各学年ごとに作成すること。
 - 2 「学則上の単位数」には、学年ごとに組まれた授業科目の単位数を記入すること。なお、当該学年で行われなかった授業科目の「学則上の単位数」、「実授業単位数」には、「-」を記入すること。
 - 3 各科目の単位数は、1 単位時間を 50 分とし、35 単位時間の授業を 1 単位として計算することを標準とする。
 - 4 「実授業単位数」には、自習時間等を除いた単位数を記載すること。

(2) 法第40条第2項第4号の規定による福祉系高等学校等（専攻科（修業年限が2年以上のものに限る。））

(第 学年)

科目	指定規則上の単位数	学則上の単位数【a】	実授業単位数【b】	学則上の単位数との差【b-a】
社会福祉基礎	4	4	4	0
介護福祉基礎	5	5	5	0
コミュニケーション技術	2	2	2	0
生活支援技術（医療的ケアを含む。）	10	10	10	0
介護過程	4	4	4	0
介護総合演習	3	3	3	0
介護実習	13	13	13	0
(介護実習Ⅰの計)	-	-	-	0
(介護実習Ⅱの計)	5単位以上	5単位以上	5単位以上	0
こころとからだの理解	8	8	8	0
人間と社会に関する選択科目 (科目名：)	4	4	4	0
合計	53	53	53	0

(注) 1 本表は、各学年ごとに作成すること。

2 「学則上の単位数」には、学年ごとに組まれた授業科目の単位数を記入すること。なお、当該学年で行われなかった授業科目の「学則上の単位数」、「実授業単位数」には、「-」を記入すること。

3 各科目の単位数は、1 単位時間を 50 分とし、35 単位時間の授業を 1 単位として計算することを標準とする。

4 「実授業単位数」には、自習時間等を除いた単位数を記載すること。

(3) 法附則第2条第1項各号の規定による特例高等学校等（専攻科及び別科を除く。）

(第 学年)

教科	科目	指定規則上の単位数	学則上の単位数【a】	実授業単位数【b】	学則上の単位数との差【b-a】
福祉	社会福祉基礎 介護福祉基礎 コミュニケーション技術 生活支援技術（医療的ケアを含む。） 介護過程 介護総合演習 介護実習 こころとからだの理解	4 4 2 7 3 4 5 31	4 4 2 7 3 2 4 5	4 4 2 7 3 2 4 5	0 0 0 0 0 0 0 0
公民、数学、理科 又は家庭	人間と社会に関する選択科目 (科目名：)	4			
	小計		4		
	合計		35		

(注) 1 本表は、各学年ごとに作成すること。

2 「学則上の単位数」には、学年ごとに組まれた授業科目の単位数を記入すること。なお、当該学年で行われなかった授業科目の「学則上の単位数」、「実授業単位数」には、「-」を記入すること。

3 各科目の単位数は、1 単位時間を 50 分とし、35 単位時間の授業を 1 単位として計算することを標準とする。ただし、通信制の課程における介護実習以外の単位数については、添削指導3回及び面接指導2単位時間（1単位時間を 50 分とする。）を 1 単位として計算することを標準とする。

4 「実授業単位数」には、自習時間等を除いた単位数を記載すること。

(4) 法附則第2条第1項各号の規定による特例高等学校等(修業年限が2年以上のものに限る。)

科目	指定規則上の単位数	(第1学年)		
		学則上の単位数 [a]	実授業単位数 [b]	学則上の単位数との差 [b-a]
社会福祉基礎	4	単位	単位	単位
介護福祉基礎	4			
コミュニケーション技術	2			
生活支援技術(医療的ケアを含む。)	7			
介護過程	3			
介護総合演習	2			
介護実習	3			
こころとからだの理解	5			
人間と社会に関する選択科目	4			
(科目名:)				
合計	34			

(注) 1. 本表は、各学年ごとに作成すること。

2. 「学則上の単位数」には、学年ごとに組まれた授業科目の単位数を記入すること。なお、当該学年で行わなかった授業科目の「学則上の単位数」、「実授業単位数」には、「-」を記入すること。

3. 各科目の単位数は、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。ただし、通信課程における介護実習以外の単位数については、添削指導3回及び面接指導2単位時間(1単位時間を50分とする。)を1単位として計算することを標準とする。

4. 「実授業単位数」には、自習時間等を除いた単位数を記載すること。

4 前年度における教員及び実習指導者の異動の状況

区分	新任・退任の別	主任者	1人以上必要な教員				実習区分	氏名	担当科目名
			人	こ	医	療			
必置教員	新任								
	退任								
その他	新任								
	退任								
実習指導者	新任						総・総		
	退任						総・総		

(注) 1. 本表は、前年度4月2日から当該年度4月1日までの間ににおける教員、その他の教員、実習指導者の異動の状況について記載すること。

2. 「主任者」、「1人以上必要な教員」「医療的ケアを担当する教員」(基本研修、演習、実地研修)には、該当するものにそれぞれ「○」を記載すること。なお、兼務している場合にあっては、兼務している全ての項目について「○」を記載すること。

3. 「実習区分」には、該当するものを「○」で囲むこと。なお、実習I及び実習IIのいずれにも該当する場合には、実習I及び実習IIの両方を「○」で囲むこと。

4. 「担当科目名」には、担当している科目の名称を記載すること。

5 前年度における卒業生の状況

(1) 卒業生の状況(留学生を含む全体)

前々年度までの卒業生の累計 【a】	前年度の卒業生数 【b】	左記前年度卒業生が入学した年度の入学者数 【c】	増減 【c-b】	卒業生の合計 【a+b】

(2) 留学生の卒業状況

前々年度までの留学生の卒業生の累計 【a】	前年度の留学生の卒業生数 【b】	左記前年度留学生の卒業生が入学した年度の入学者数 【c】	増減 【c-b】	卒業生の合計 【a+b】

(3) 介護福祉士国家試験の受験状況(留学生を含む全体)

前年度の卒業者数 【a】	受験者数 【b】	受験率 【b/a×100】
※(1)の【b】と同数		

(4) 介護福祉士国家試験の合格状況(留学生を含む全体)

受験者数 【a】	合格者数 【b】	合格率 【b/a×100】

(5) 留学生的介護福祉士国家試験の受験状況((2)における留学生の状況)

前年度卒業者数 【a】	受験者数 【b】	受験率 【b/a×100】

(6) 留学生的介護福祉士国家試験の合格状況((2)における留学生の状況)

受験者数 【a】	合格者数 【b】	合格率 【b/a×100】
※(5)の【b】と同数		

(注) 1. 「受験者数」には、前学年度の卒業生のうち、介護福祉士国家試験の受験者数を記載すること。

2. 「合格者数」には、前学年度の卒業生のうち、介護福祉士国家試験の合格者数を記載すること。

3. 留学生的記載方法も上記のとおりとすること。

(7) 前年度卒業生の進路

就職先	卒業生数
①居宅サービス事業所等(共生型事業所、基準該当事業所を含む。)	
②介護保険施設	
③総合福祉サービス事業所(共生型事業所、基準該当事業所を含む。)	
④障害者支援施設	
⑤保護施設	
⑥児童福祉施設	
⑦社会福祉協議会	
⑧⑨～⑩以外の福祉関係	
⑪公務員	
⑫都道府県	
⑬市(区)町村	
⑭医療機関	
⑮他産業	
⑯進学	
⑰未就労	
合計	

(注) 1. 本表は、通信課程については省略できること。

2. 「卒業生数」には、働きながら養成施設等に在籍している生徒であって、在籍時と同じ職場で働き続ける者も含むこと。

3. 「合計」には、5の(1)のb欄と一致させること。

6 その他添付資料について

当該年度4月1日現在の学則及び教育課程表を添付すること。

・学則(=介護福祉士養成課程)に明示すべき項目
 ア 設置目的 イ 称名 ウ 位置 エ 修業年限 オ 生徒定員及び学級数(通信課程の場合は生徒定員)
 ブ 兼成課程及び履修方法 キ 年年、学期及び授業を行わない日 ケ 入学時期 ゲ 入学資格 コ 入学者の選考
 サ 入学手続 シ 退学、休学、復学、卒業 ス 成績査定 セ 入学検定料、入学料、授業料及び実習費等
 ソ 教職員の組織 タ 審罰

*学校指定規則別表第5に定める各科目的出席時間が学校指定規則に定める時間数の3分の2(ただし、介護実習については5分の4)に満たない者については、当該科目の履修の認定をしないこと。」が明記されていること。
 →都道府県や各学校の学則には規定されている項目があることから、上記の16項目を含む介護福祉士を養成する福系高等学校としての学則を規定することが望ましい。

指導調査実施予定

○令和3年度 指導調査実施予定(福祉系高等学校)一覧						
厚生(支)局別	県別	実施日	学校名	課程名	所在地	備考
北海道	北海道	調査予定なし	北海道置戸高等学校	福祉科	北海道常呂郡置戸町字置戸256-8	
北海道	北海道	調査予定なし	北海道剣淵高等学校	生活福祉系列	北海道上川郡剣淵町仲町22-1	
北海道	北海道	調査予定なし	江陵高等学校	福祉科	北海道中川郡幕別町字依田101-1	
北海道	北海道	調査予定なし	北海道留寿都高等学校	農業福祉科 農業福祉コース	北海道虻田郡留寿都村字留寿都179-1	
北海道	北海道	調査予定なし	函館大妻高等学校	福祉科	北海道函館市柳町14-23	
東北	宮城県	6月予定	宮城県登米総合産業高等学校	福祉科	登米市中田町上沼字北桜場223番地1	県参加予定 新型コロナの影響により実施するかは未定
東北	岩手県	9月予定	岩手女子高等学校	福祉教養科	盛岡市大沢川原1-5-34	県参加予定 新型コロナの影響により実施するかは未定
東北	宮城県	11月予定	仙台大学附属明成高等学校	福祉未来創志科	仙台市青葉区川平2-26-1	県参加予定 新型コロナの影響により実施するかは未定
関東信越	栃木県	11月予定	栃木県立佐野松桜高等学校	社会福祉科	佐野市出流原町643-5	
関東信越	栃木県	6月予定	川崎市立川崎高等学校	福祉科	神奈川県川崎市川崎区中島3-3-1	
東海北陸						3年度は福祉系高校の調査予定なし
近畿厚生局	和歌山県	11月予定	和歌山県立有田中央高等学校	総合学科福祉系列	有田郡有田川町大字下津野459	新型コロナウイルスの感染拡状況次第で延期
中国四国	山口県	7月予定	聖光高等学校	普通科社会福祉コース	光市光井9-22-1	
中国四国	鳥取県	9月予定	鳥取県立境港総合技術高等学校	福祉科介護コース	境港市竹内町925	県参加
中国四国	岡山県	9月予定	岡山県美作高等学校	普通科福祉医療コース	津山市山北500	
中国四国	山口県	11月予定	中村女子高等学校	福祉科福祉コース	山口市駅通り1-1-1	
四国	愛媛県	未調整	愛媛県立川之石高等学校	総合学科・福祉サービス系列	愛媛県八幡浜市保内町川之石1番耕地112番地	コロナの影響により令和3年度見送る可能性有
九州			調整中			業務報告により内容の確認ができないケースについては、報告の徵収を求め、内容が不十分な場合は、指導調査を実施する。

令和3年度産業・情報技術等指導者養成事業

【福祉:H1研修】※福祉を対象とした公的な研修としては唯一の研修

福 祉	H-1	40	令和3年8月17日(火) ~8月19日(木)	聖徳大学 (千葉県松戸市)	実践的介護の知識及び技能の向上を図るための講習(兼教員介護知識技能講習)	大学教授による「介護過程の教授法」の講義・模擬授業、「多職種連携」の講義、「実習の事前指導、連携会議の持ち方」についての事例展開や模擬会議をロールプレイするなどの演習を通して、生徒が地域での継続した生活を支援する介護過程の展開ができるように指導力向上を図るとともに、サービス利用者の支援の中にどのように多職種協働を取り入れていくのか、その方法を検討する研修	全国福祉 高等学校長会	25,400
--------	-----	----	---------------------------	------------------	--------------------------------------	--	----------------	--------

○信友 直子 氏（映画監督）

『ばけますから、よろしくお願ひします。』両親の老々介護の状況をドキュメンタリー映画

○吉岡 俊昭 氏（広島介護福祉士会会长）

「介護福祉士である前に一人の人間であれ。心無くして、介護語るな」熱き介護福祉士！

[事業の廃止等の基準]

・「産業・情報技術等指導者養成事業」の各研修コースの廃止等の基準

1)連続する2ヶ年での受講実績による廃止等

2ヶ年連続して、受講者を推薦した都道府県数が、10未満の場合は廃止、15未満の場合は隔年実施又は統合する。

ただし、「水産」、「看護」及び「福祉」の各分野の事業については、各都道府県における学科の設置数が他の分野に比べ少ない状況にあることから、以下のとおりとする。

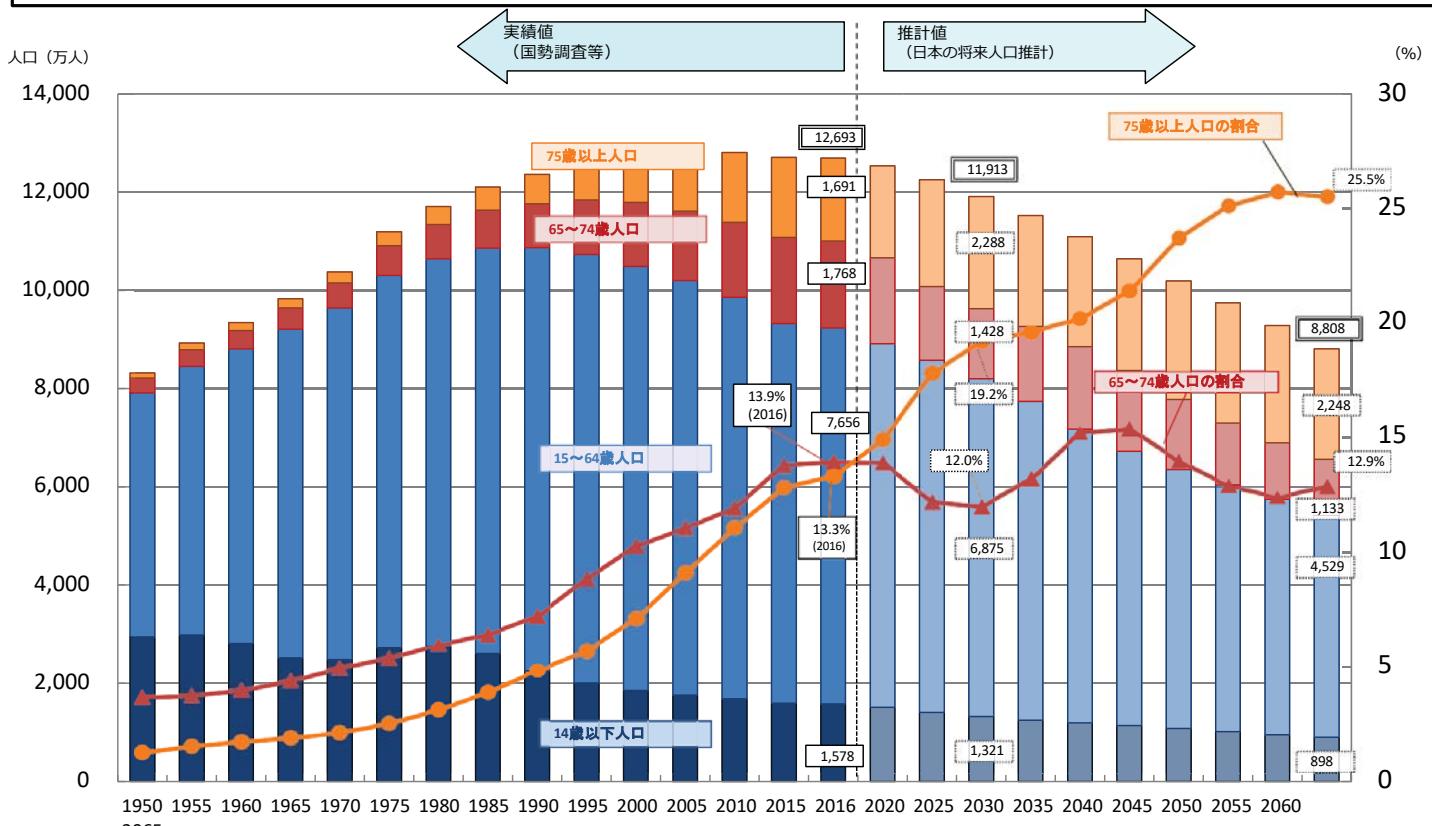
※「福祉」2ヶ年連続して、受講者を推薦した都道府県数が7未満の場合は廃止、10未満の場合は隔年実施又は統合する。

2)単年度での受講実績による廃止

受講者を推薦した都道府県数が、5未満の場合は廃止する。

介護関係データ

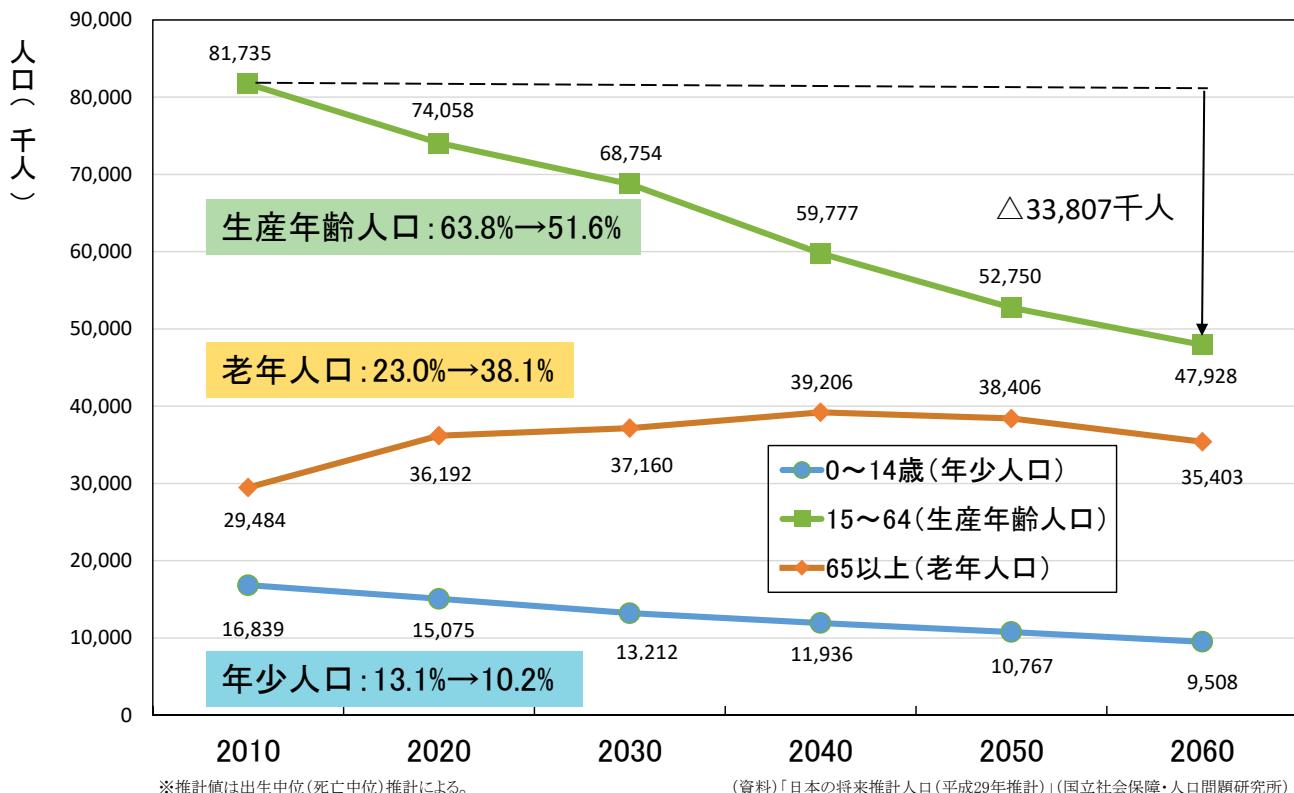
○今後、日本の総人口が減少に転じていくなか、高齢者(特に75歳以上の高齢者)の占める割合は増加していくことが想定される。



資料：2016年までは総務省統計局「国勢調査」および「人口推計」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年4月推計）中位推計」

生産年齢人口の急激な減少

今後50年程度で生産年齢人口が急激に減少することが見込まれる



(資料)「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

128,058千人
△2,733千人
2.1%減

125,325千人
△8,933千人
7.0%減

119,125千人
△17,139千人
13.4%減

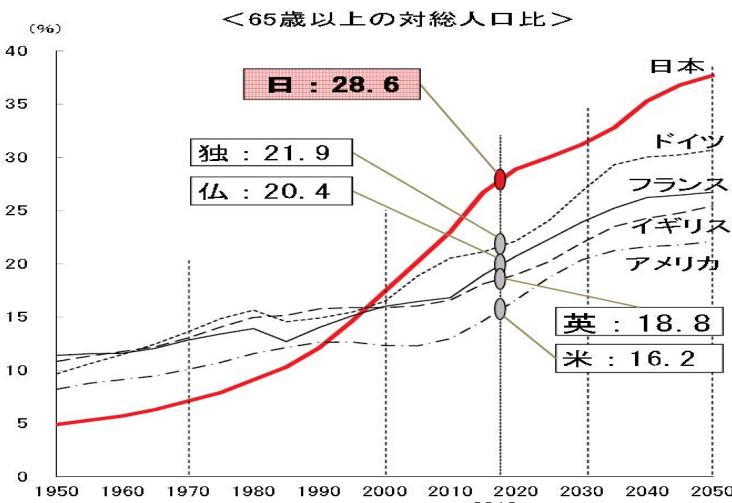
110,919千人
△26,135千人
20.4%減

101,923千人
△35,218千人
27.5%減

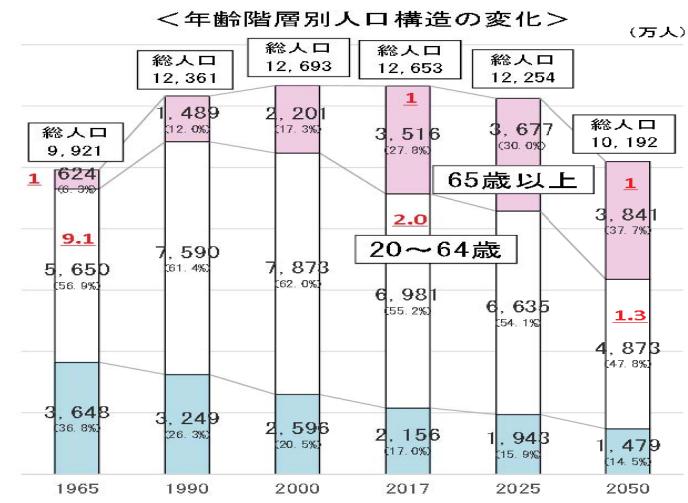
92,840千人

197

人口構造の変化と高齢化のスピード

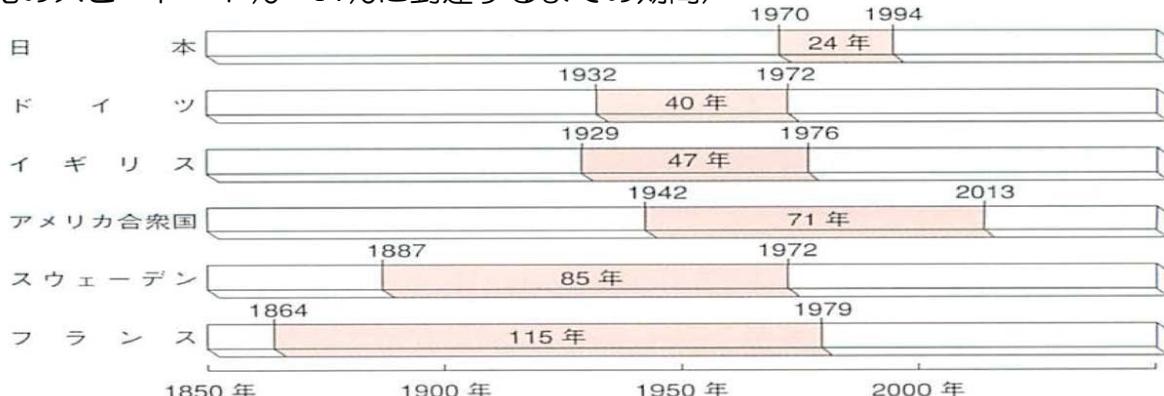


(出典)日本～2010:国勢調査報告(総務省)、2011～2050:日本の将来推計人口(2012年1月、
国立社会保障・人口問題研究所)
諸外国WORLD POPULATION PROSPECTS:THE 2015 REVISION(中位推計)(国連)



(出典)1965年、1990年:は総務省「国勢調査」、2025年、2050年:は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年4月推計)」(出生中位、死亡中位推計)

〈高齢化のスピード: 7%~14%に到達するまでの期間〉



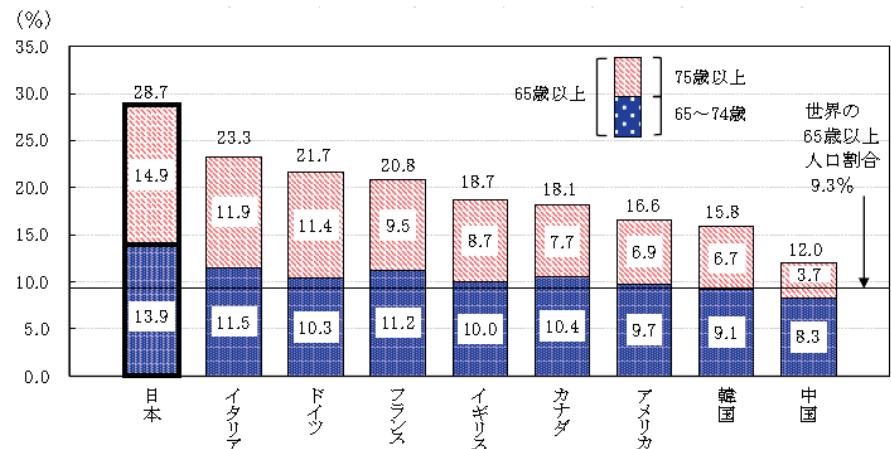
198

日本の高齢者人口の割合は、世界で最高

順位	国・地域	総人口 (万人)	65歳以上人口 (万人)	総人口に占める 65歳以上人口の 割合(%)
1	日本	12,586	3,617	28.7
2	イタリア	6,046	1,409	23.3
3	ポルトガル	1,020	232	22.8
4	フィンランド	554	125	22.6
5	ギリシャ	1,042	232	22.3
6	マルティニーク	38	8	21.7
7	ドイツ	8,378	1,817	21.7
8	ブルガリア	695	149	21.5
9	マルタ共和国	44	9	21.3
10	クロアチア	411	87	21.3

高齢者人口の割合 (上位10か国) (2020年)

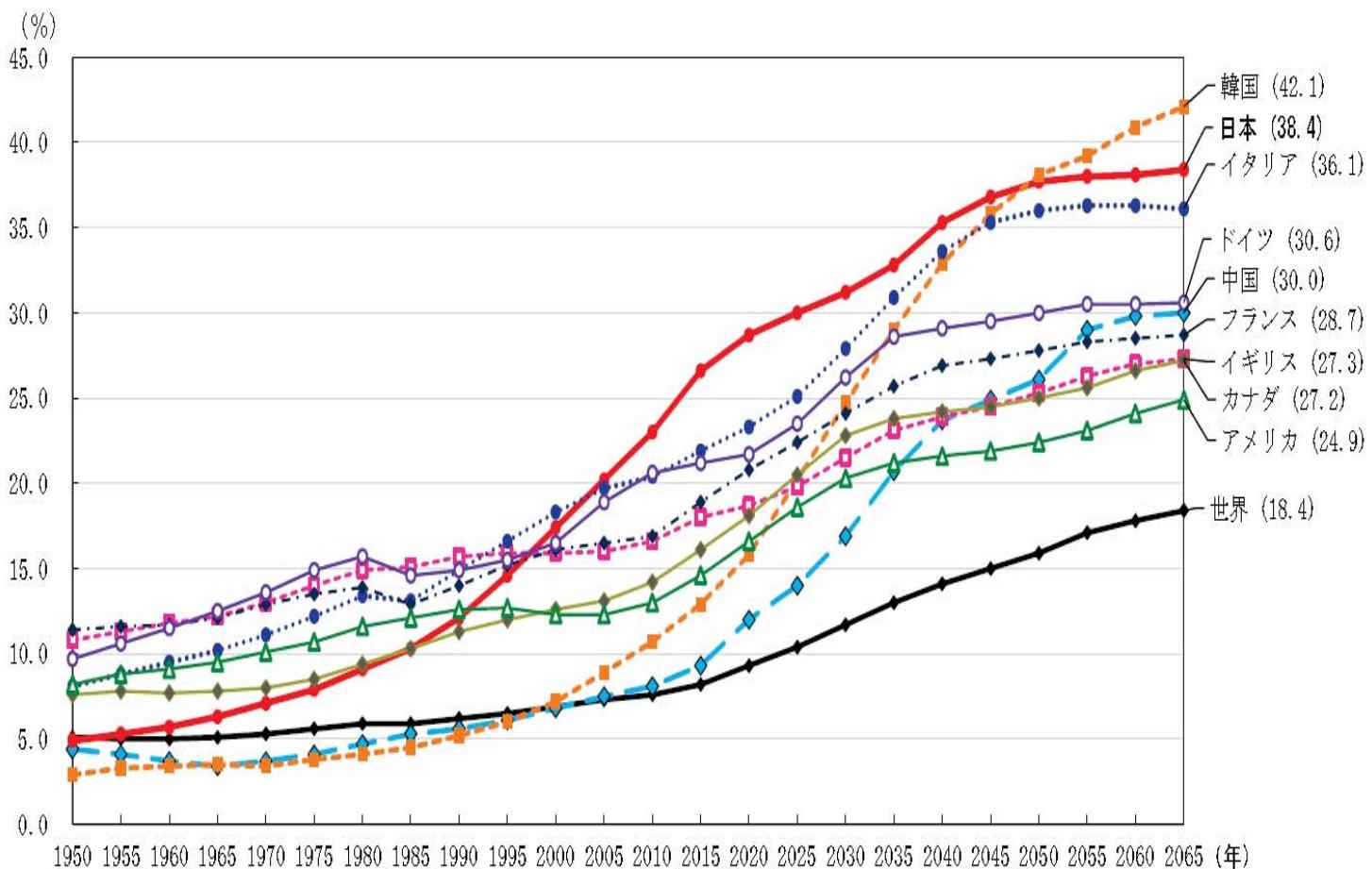
主要国における 高齢者人口の割合の比較 (2020年)



(出典：総務省「統計からみた我が国の高齢者」)

199

主要国における高齢者人口の割合の推移 (1950年～2065年)

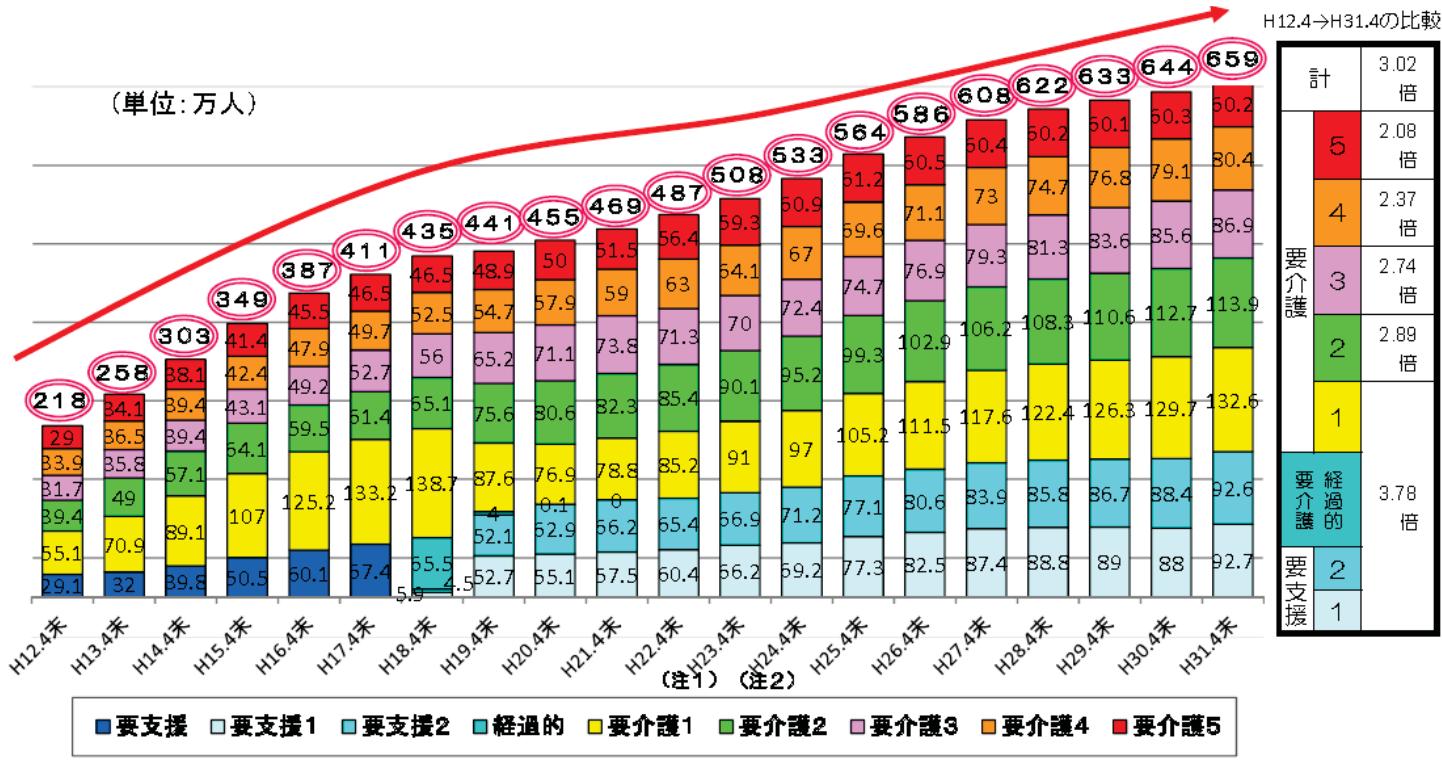


(出典：総務省「統計からみた我が国の高齢者」)

200

要介護度別認定者数の推移

- 要介護(要支援)の認定者数は、平成31年4月現在659万人で、この19年間で約3倍に。このうち軽度の認定者数の増が大きい。また、近年、増加のペースが再び拡大。



(注1) 陸前高田市、大槌町、女川町、桑折町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町は含まれていない。

(注2) 楢葉町、富岡町、大熊町は含まれていない。

(出典：介護保険事業状況報告)

〈WAMネット:令和2年8月分〉

保険者	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
全国合計	1,885,316	1,368,062	1,162,282	891,772	833,124	600,261	6,740,817

201

これまでの20年間の対象者、利用者の増加

○介護保険制度は、制度創設以来19年を経過し、65歳以上被保険者数が約1.6倍に増加するなかで、サービス利用者数は約3.3倍に増加。高齢者の介護に無くてはならないものとして定着・発展している。

①65歳以上被保険者の増加

	2000年4月末		2019年4月末	
第1号被保険者数	2,165万人	⇒	3,528万人	1.6倍

②要介護(要支援)認定者の増加

	2000年4月末		2019年4月末	
認定者数	218万人	⇒	659万人	3.0倍

③サービス利用者の増加

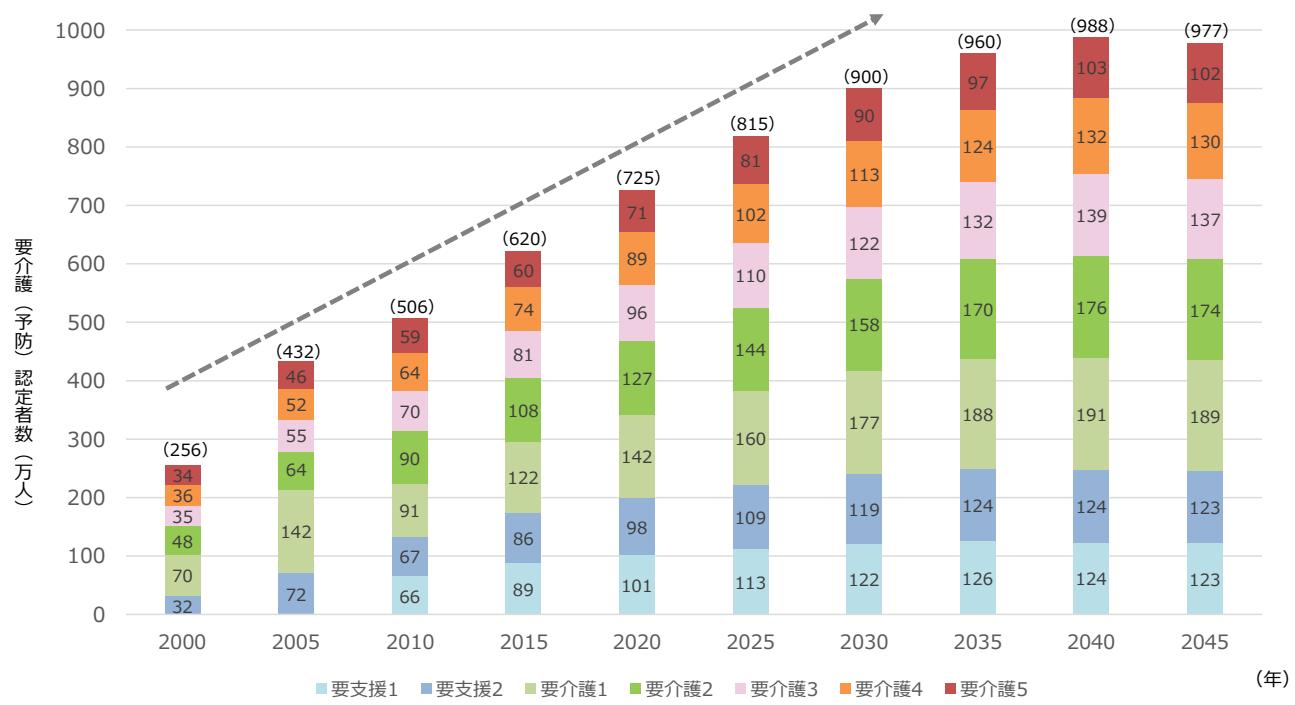
	2000年4月		2019年4月	
在宅サービス利用者数	97万人	⇒	378万人	3.9倍
施設サービス利用者数	52万人	⇒	95万人	1.8倍
地域密着型サービス利用者数	—		87万人	
計	149万人	⇒	487万人※	3.3倍

※ 居宅介護支援、介護予防支援、小規模多機能型サービス、複合型サービスを足し合わせたもの、並びに、介護保険施設、出典：介護保険事業状況報告
地域密着型介護老人福祉施設、特定入所者生活介護（地域密着型含む）、及び認知症対応型共同生活介護の合計。

202

要介護（要支援）認定者の将来推計

- 高齢化の進展に伴い、要介護（要支援）の認定者数は、制度開始（平成12年度）以降、年々増加の傾向。我が国全体でみると、2035年頃まで、増加のペースは緩まない見込み。



※2000年度、2005年度は、要支援が1段階しかなく、要支援2には現行の要支援1相当の者も含まれる。

（出典）国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成29年推計）」、総務省「人口推計（平成28年）」、厚生労働省「平成27年度介護給付費実態調査」統計表第3表 平成27年11月審査分より経済産業省作成

203

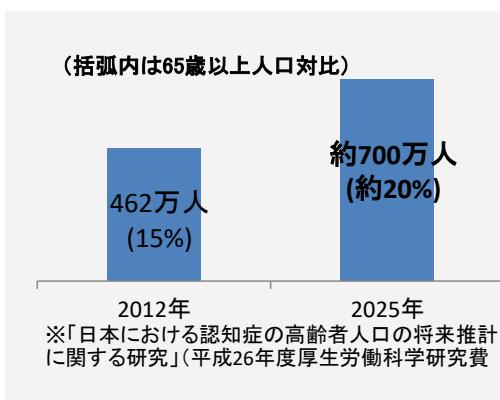
今後の介護保険をとりまく状況（1）

- ① 65歳以上の高齢者数は、2025年には3,677万人となり、2042年にはピークを迎える予測（3,935万人）。また、75歳以上高齢者全人口に占める割合は増加していく、2055年には、25%を超える見込み。

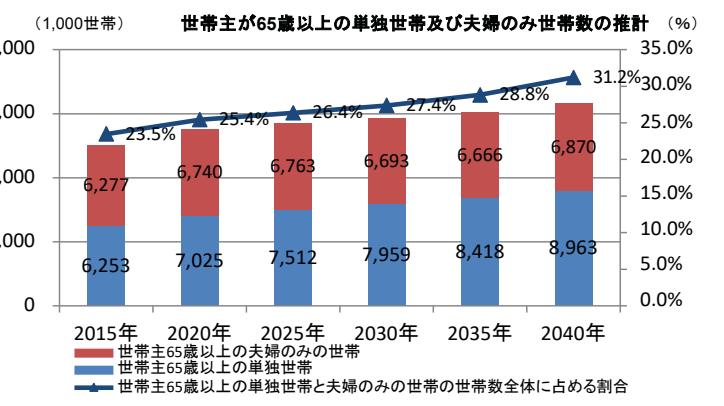
	2015年	2020年	2025年	2055年
65歳以上高齢者人口（割合）	3,387万人(26.0%)	3,619万人(28.9%)	3,677万人(30.0%)	3,704万人(38.0%)
75歳以上高齢者人口（割合）	1,632万人(12.8%)	1,872万人(14.9%)	2,180万人(17.8%)	2,446万人(25.1%)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（全国）（平成29(2017)年4月推計）」より作成

- ② 65歳以上高齢者の中、認知症高齢者が増加していく。



- ③ 世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく



国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（平成30(2018)年1月推計）」より作成

- ④ 75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

*都道府県名欄の（ ）内の数字は倍率の順位

	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	～	東京都(17)	～	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年	77.3万人 <10.6%>	70.7万人 <11.4%>	99.3万人 <10.9%>	80.8万人 <10.8%>	105.0万人 <11.9%>		146.9万人 <10.9%>		26.5万人 <16.1%>	18.9万人 <18.4%>	19.0万人 <16.9%>	1632.2万人 <12.8%>
2025年	120.9万人 <16.8%> (1.56倍)	107.2万人 <17.5%> (1.52倍)	146.7万人 <16.2%> (1.48倍)	116.9万人 <15.7%> (1.45倍)	150.7万人 <17.7%> (1.44倍)		194.6万人 <14.1%> (1.33倍)		29.5万人 <19.5%> (1.11倍)	20.9万人 <23.6%> (1.11倍)	21.0万人 <20.6%> (1.10倍)	2180.0万人 <17.8%> (1.34倍)
（ ）は倍率												

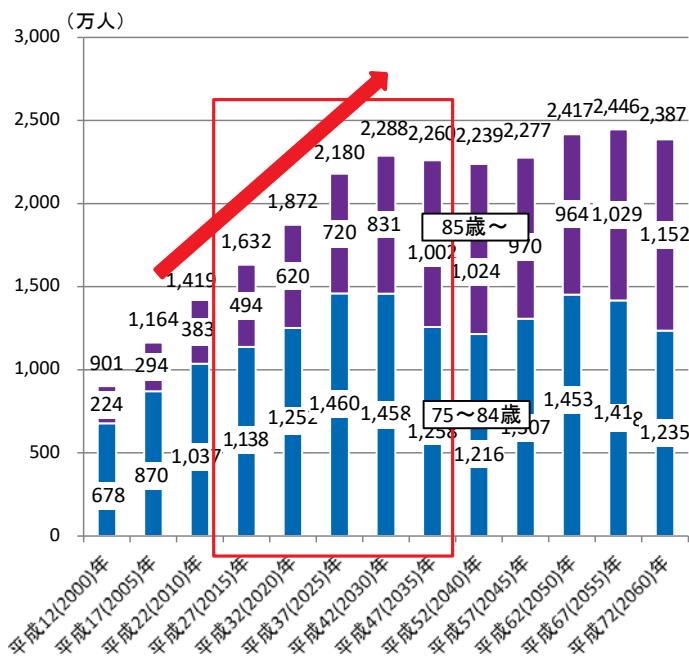
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30(2018)年3月推計）」より作成

204

今後の介護保険をとりまく状況（2）

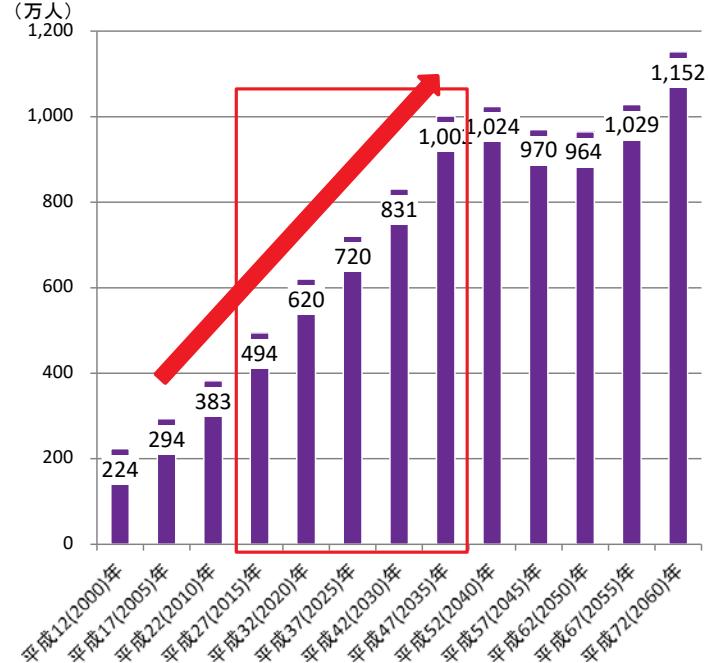
75歳以上の人団の推移

○75歳以上人口は、介護保険創設の2000年以降、急速に増加してきたが、2025年までの10年間も、急速に増加。



85歳以上の人団の推移

○85歳以上人口は、2015年から2025年までの10年間、75歳以上人口を上回る勢いで増加し、2035年頃まで一貫して増加。



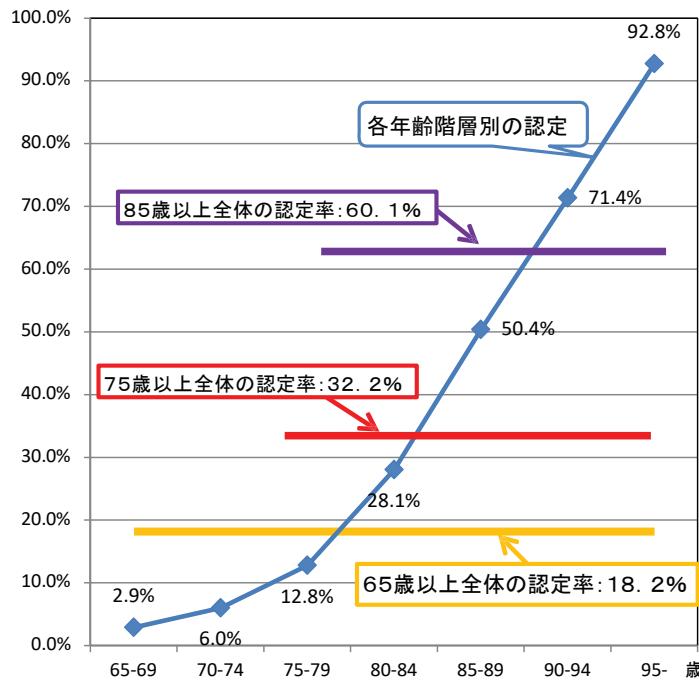
(資料)将来推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成29年4月推計)出生中位(死亡中位)推計
実績は、総務省統計局「国勢調査」(国籍・年齢不詳人口を按分補正した人口)

205

今後の介護保険をとりまく状況（3）

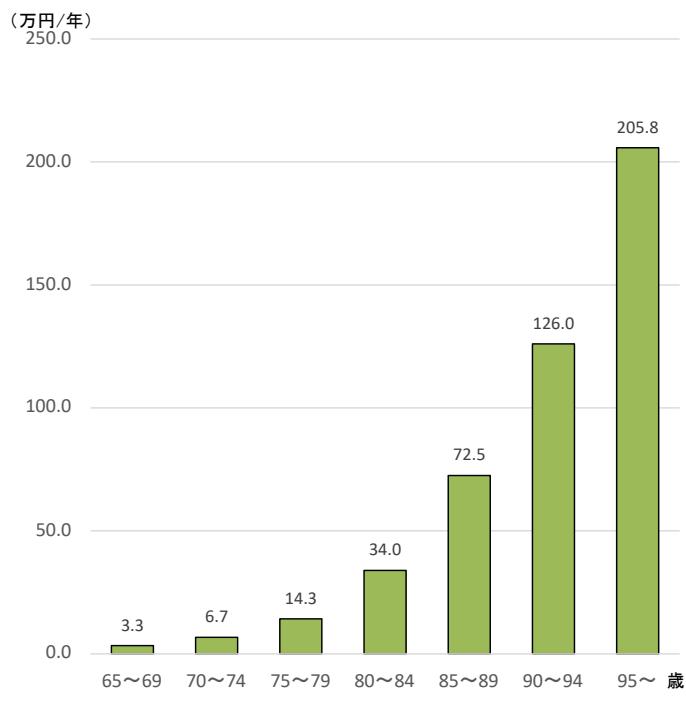
年齢階級別の要介護認定率の推移

○75歳以上人口は、介護保険創設の2000年以降、急速に増加してきたが、2025年までの10年間も、急速に増加。



人口1人当たりの介護給付費(年齢階級別)

○一人当たり介護給付費は85歳以上の年齢階級で急増。



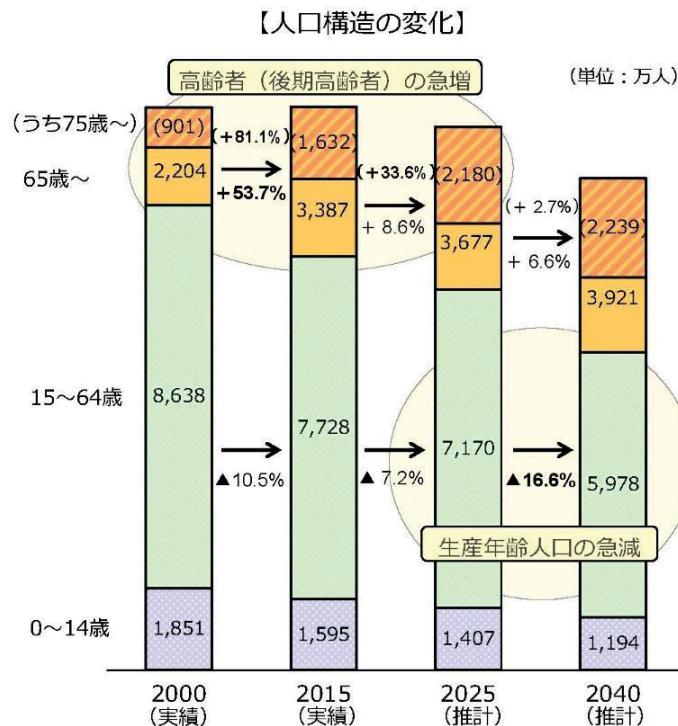
出典：総務省統計局人口推計及び介護給付費等実態調査(平成29年10月審査分)

出典：平成29年度「介護給付費等実態調査」を元に老健局で推計
注)高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費は含まない。
補足給付に係る費用は、サービスごとに年齢階級別受給者数に応じて按分。

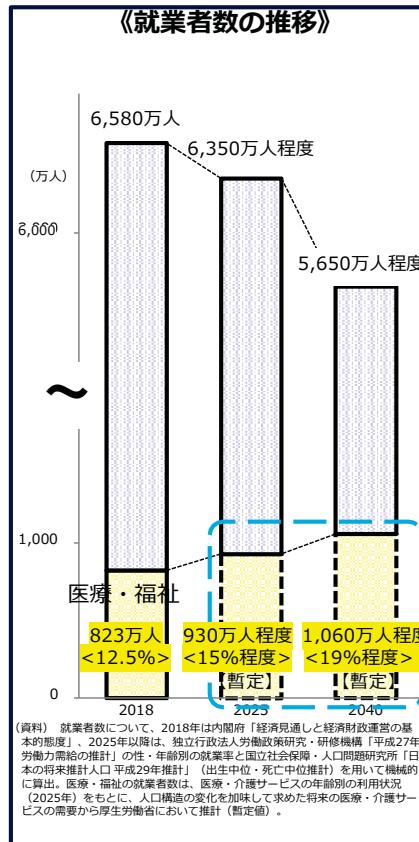
206

今後の介護保険をとりまく状況（4）

○人口構造の推移を見ると、2025年以降、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化。



(出典)総務省「国勢調査」人口推計、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 平成29年推計」

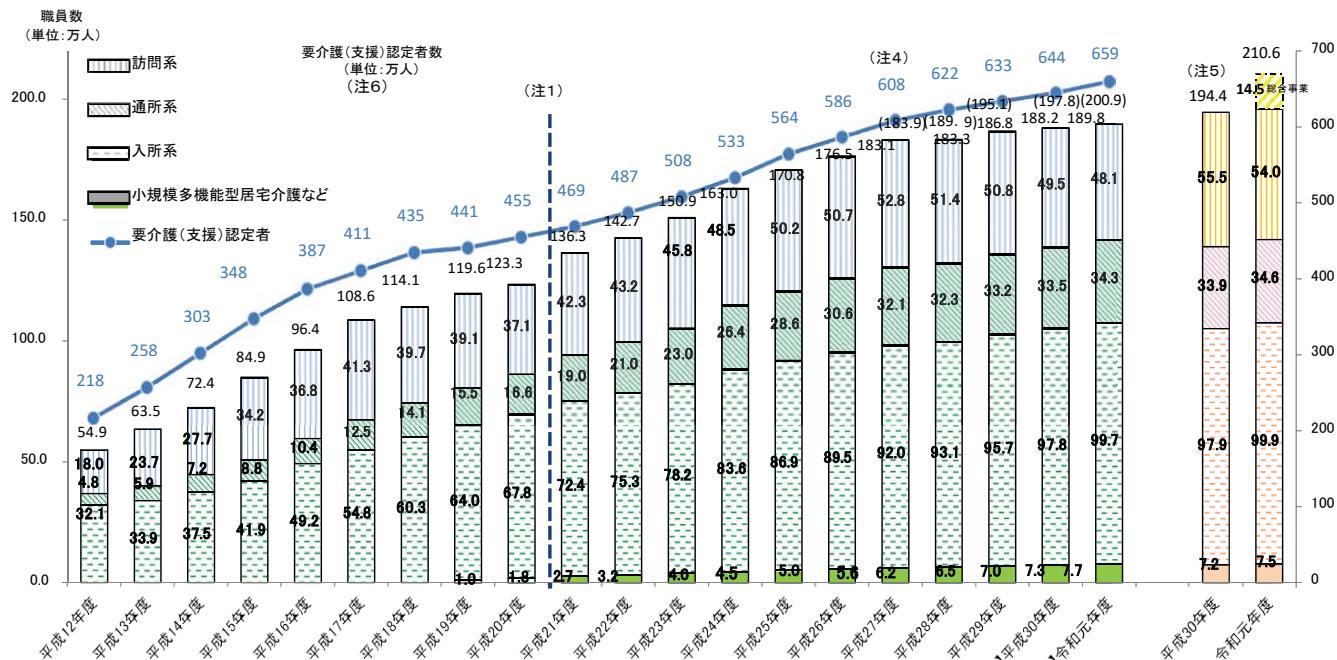


(出典)平成30年4月12日経済財政諮問会議加藤臨時委員提出資料(厚生労働省)

207

介護職員数の推移

○本表における介護職員数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する職員数。



注1) 平成21年度～29年度は、調査方法の変更による回収率変動等の影響を受けており、厚生労働省(社会・援護局)にて推計したものです。

注2) 平成20年まではほぼ100%の回収率(例)平成29→補正の考え方・入所系・短期入所生活介護を除く・通所介護は①施設数に着目した割り戻し、それ以外は②利用者数に着目した割り戻しにより行った。

注3) 各年の「介護サービス施設・事業所調査」の数値の合計から算出しているため、年ごとに、調査対象サービスの範囲に相違があり、以下のサービスの介護職員については、含まれていない。

注4) 特定施設入居者生活介護:平成12～15年、地域密着型介護老人福祉施設:平成18年、通所リハビリテーションの介護職員数は全ての年に含めていない

注5) 介護職員数は、常勤・非常勤を含めた実人員数。

注6) 平成27年度以降の介護職員数には、介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という)に従事する介護職員数は含まれていない。【参考・推計値】平成27年度:0.8万人、平成28年度:6.6万人、平成29年度:8.3万人、平成30年度:8.6万人、令和元年度:11.1万人。※総合事業のうち従前の介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービスに従事する介護職員数を厚生労働省(社会・援護局)にて推計。グラフの各年度の()内の数字は、これらを加えた介護職員数を示す。

注7) 平成30年度の介護職員数は「介護サービス施設・事業所調査」の数値(平成30年より調査方法が変更され、訪問介護及び通所介護については抽出調査となった。また、訪問介護については都道府県別・利用者規模別の抽出率込みの回収率、通所介護は都道府県別での抽出率込みの回収率、これ以外の施設・サービスについては都道府県別の回収率により、それぞれ割り戻しを行っている。総合事業については調査対象となっていない)。

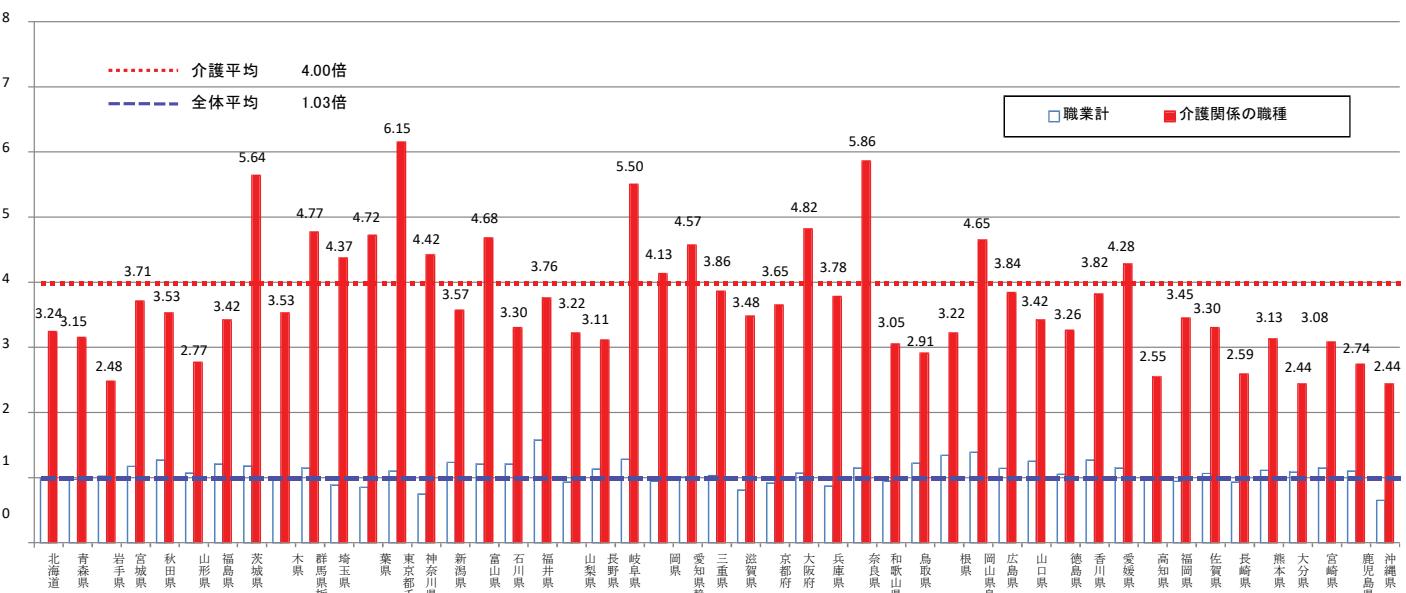
注8) 令和元年度の介護職員数は「介護サービス施設・事業所調査」の数値(令和元年より、総合事業の介護職員数について調査(従前の介護予防訪問介護・通所介護相当のサービスを本体と一緒に実施している事業所に限る)。令和元年度分を機械的に従前と同様の方法で推計した場合、189.8(200.9)万人【参考値】となる。

(出典)厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(介護職員数)、「介護保険事業状況報告」(要介護(要支援)認定者数)

208

都道府県別有効求人倍率（令和02年12月）と地域別の高齢化の状況

○ 介護分野の有効求人倍率は、地域ごとに大きな差異があり、地域によって高齢化の状況等も異なる。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」(注) 介護関連職種は、ホームヘルパー、介護支援専門員、介護福祉士等のこと。

75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

※都道府県名欄の()内の数字は倍率の順位

	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	~	東京都(11)	~	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年<>は割合	77.3万人 <10.6%>	70.7万人 <11.4%>	99.3万人 <10.9%>	80.8万人 <10.8%>	105.0万人 <11.9%>		146.9万人 <10.9%>		26.5万人 <16.1%>	18.9万人 <18.4%>	19.0万人 <16.9%>	1632.2万人 <12.8%>
2025年<>は割合 ()は倍率 (1.56倍)	120.9万人 <16.8%> (1.52倍)	107.2万人 <17.5%> (1.48倍)	146.7万人 <16.2%> (1.45倍)	116.9万人 <15.7%> (1.44倍)	150.7万人 <17.7%> (1.33倍)		194.6万人 <14.1%> (1.11倍)		29.5万人 <19.5%> (1.11倍)	20.9万人 <23.6%> (1.11倍)	21.0万人 <20.6%> (1.10倍)	2180.0万人 <17.8%> (1.34倍)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)」より作成

209

2025年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）（都道府県別）①

No.	都道府県	(平成28年度) 介護職員数	2020年度(令和2年度)				2025年度(令和7年度)			
			需要見込み	現状推移シナリオによる供給見込み	需給ギャップ	充足率	需要見込み	現状推移シナリオによる供給見込み	需給ギャップ	充足率
1	北海道	89,583	104,007	96,772	7,235	93.04%	116,476	96,935	19,541	83.22%
2	青森県	23,626	25,528	24,560	968	96.21%	27,355	23,706	3,649	86.66%
3	岩手県	20,703	23,436	22,059	1,377	94.12%	25,060	21,785	3,275	86.93%
4	宮城県	30,893	35,865	32,955	2,910	91.89%	39,635	34,880	4,755	88.00%
5	秋田県	20,670	23,733	21,832	1,901	91.99%	25,005	21,419	3,586	85.66%
6	山形県	19,266	21,509	20,743	766	96.44%	22,869	21,064	1,805	92.11%
7	福島県	29,128	37,751	30,894	6,857	81.84%	41,675	30,898	10,777	74.14%
8	茨城県	34,959	41,929	38,784	3,145	92.50%	47,893	40,977	6,916	85.56%
9	栃木県	23,677	27,999	26,403	1,596	94.30%	32,535	27,315	5,220	83.96%
10	群馬県	32,943	35,400	33,749	1,651	95.34%	39,774	34,746	5,028	87.36%
11	埼玉県	81,316	93,745	92,438	1,307	98.61%	115,875	99,851	16,024	86.17%
12	千葉県	76,792	94,435	79,868	14,567	84.57%	109,785	81,399	28,386	74.14%
13	東京都	179,836	191,415	179,857	11,558	93.96%	222,820	188,155	34,665	84.44%
14	神奈川県	134,684	145,497	143,940	1,557	98.93%	174,169	153,029	21,140	87.86%
15	新潟県	38,890	42,103	40,274	1,829	95.66%	44,360	40,387	3,973	91.04%
16	富山県	17,116	19,926	19,085	841	95.78%	21,726	19,995	1,731	92.03%
17	石川県	17,634	19,876	20,184	-308	101.55%	22,576	20,966	1,610	92.87%
18	福井県	12,610	11,391	10,876	515	95.48%	12,097	11,020	1,077	91.10%
19	山梨県	12,536	13,746	13,461	285	97.93%	15,126	14,615	511	96.62%
20	長野県	34,525	40,946	37,085	3,861	90.57%	44,747	37,946	6,801	84.80%
21	岐阜県	30,702	35,726	32,361	3,365	90.58%	39,696	33,391	6,305	84.12%
22	静岡県	48,183	57,464	54,123	3,341	94.19%	64,634	56,878	7,756	88.00%
23	愛知県	94,264	107,617	104,147	3,470	96.78%	125,273	113,943	11,330	90.96%
24	三重県	27,444	32,513	30,876	1,637	94.97%	35,854	32,960	2,894	91.93%

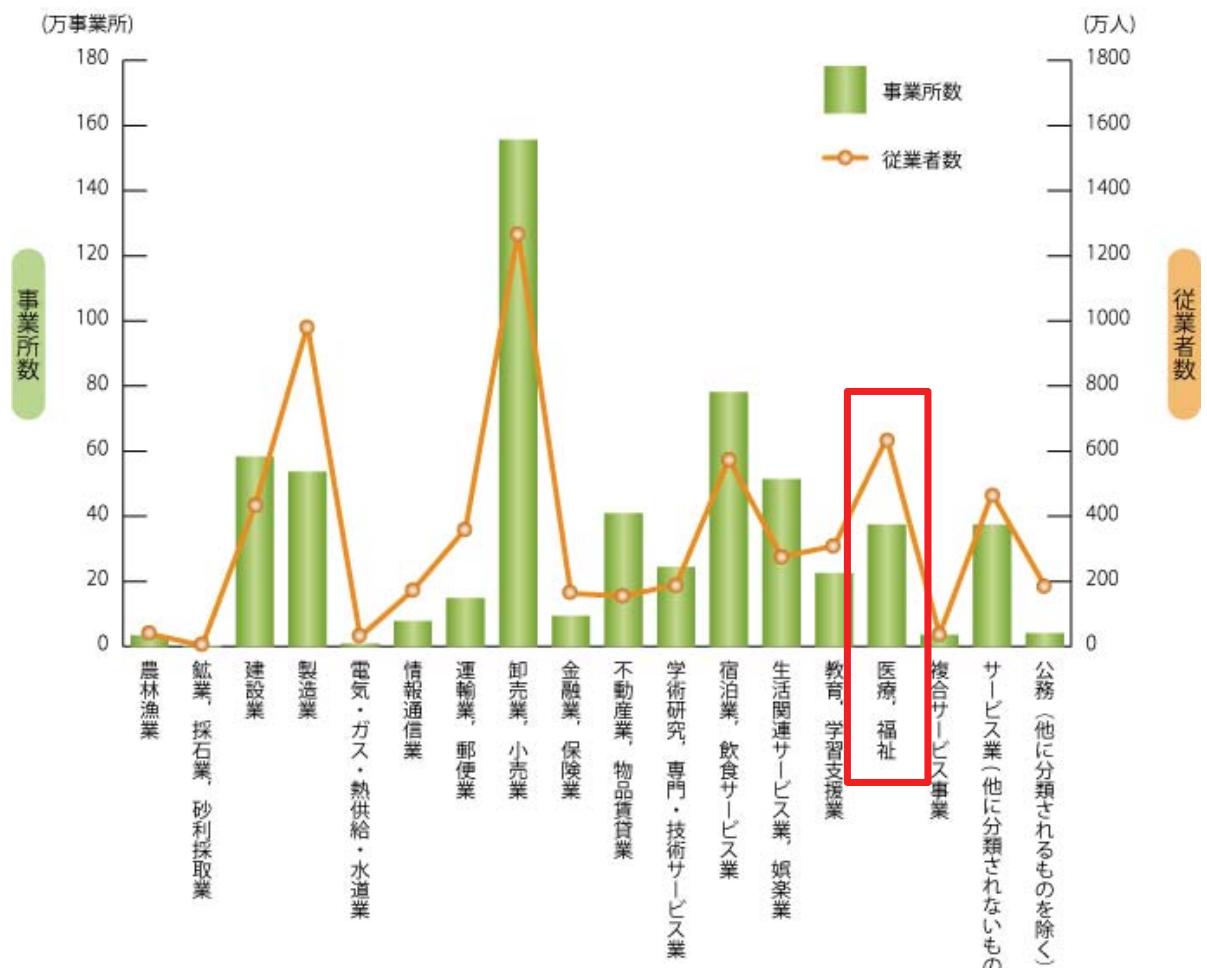
210

2025年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）（都道府県別）②

No.	都道府県	(平成28年度) 介護職員数	2020年度(令和2年度)				2025年度(令和7年度)			
			需要見込み	現状推移シナリオによる供給見込み	需給ギャップ	充足率	需要見込み	現状推移シナリオによる供給見込み	需給ギャップ	充足率
25	滋賀県	17,857	21,466	19,592	1,874	91.27%	24,115	20,764	3,351	86.10%
26	京都府	36,381	47,927	40,832	7,095	85.20%	53,673	42,560	11,113	79.29%
27	大阪府	150,981	179,031	167,902	11,129	93.78%	208,042	173,547	34,495	83.42%
28	兵庫県	83,123	95,859	88,118	7,741	91.92%	109,325	88,803	20,522	81.23%
29	奈良県	22,245	26,483	24,865	1,618	93.89%	31,073	26,221	4,852	84.39%
30	和歌山県	20,521	22,035	21,158	877	96.02%	23,074	20,725	2,349	89.82%
31	鳥取県	10,667	12,642	12,140	502	96.03%	13,700	12,794	906	93.39%
32	島根県	15,187	17,092	16,752	340	98.01%	18,007	17,001	1,006	94.41%
33	岡山県	31,909	36,859	34,962	1,897	94.85%	40,099	36,158	3,941	90.17%
34	広島県	47,583	55,224	52,907	2,317	95.80%	61,080	54,341	6,739	88.97%
35	山口県	25,777	29,326	26,956	2,370	91.92%	32,028	28,450	3,578	88.83%
36	徳島県	13,781	14,745	14,202	543	96.32%	15,870	14,461	1,409	91.12%
37	香川県	16,376	17,424	16,528	896	94.86%	18,830	16,365	2,465	86.91%
38	愛媛県	27,746	31,039	28,850	2,189	92.95%	32,637	29,672	2,965	90.92%
39	高知県	13,084	15,101	14,540	561	96.29%	15,704	14,640	1,064	93.22%
40	福岡県	78,095	82,773	81,406	1,367	98.35%	95,246	85,790	9,456	90.07%
41	佐賀県	13,712	13,819	13,667	152	98.90%	14,615	13,993	622	95.74%
42	長崎県	26,198	28,861	27,807	1,054	96.35%	31,823	28,643	3,180	90.01%
43	熊本県	29,866	32,229	31,288	941	97.08%	34,978	32,923	2,055	94.12%
44	大分県	22,521	23,616	23,269	347	98.53%	25,549	23,942	1,607	93.71%
45	宮崎県	19,976	21,255	19,758	1,497	92.96%	22,979	19,370	3,609	84.29%
46	鹿児島県	29,966	33,406	32,118	1,288	96.14%	35,201	33,135	2,066	94.13%
47	沖縄県	18,824	18,725	17,191	1,534	91.81%	21,899	17,398	4,501	79.45%
合計		1,904,356	2,160,494	2,034,134	126,360	94.15%	2,446,562	2,109,956	336,606	86.24%

※2020年度(令和2年度)90%以下:3府県 ⇒ 2025年度(令和7年度)90%以下:27都道府県…うち80%以下:4府県 211

産業大分類別事業所数及び従業者数



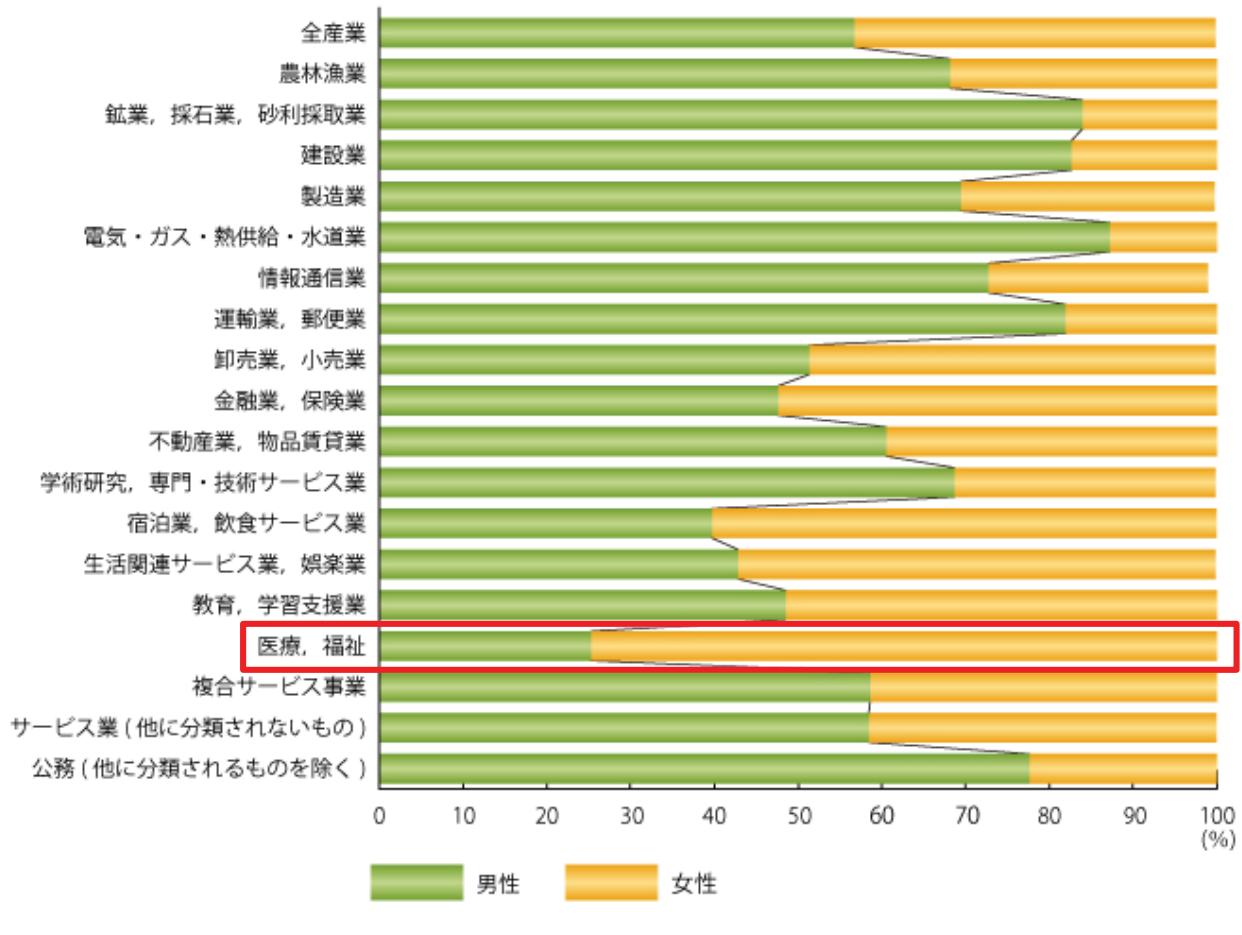
産業大分類別事業所数及び従業者数

産業大分類	事業所数				従業者数				1事業所当たり従業者数		
	24年	28年	増減率 (%)	合計に占める割合 (%)	24年 (人)	28年 (人)	増減率 (%)	合計に占める割合 (%)	24年	28年	増減 (人)
									(人)	(人)	
総事業所数 (事業内容等不詳を含む)	5,768,489	5,578,975	▲ 3.3	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	5,453,635	5,340,783	▲ 2.1	100.0	55,837,252	56,872,826	1.9	100.0	10.2	10.6	0.4
農林漁業 (個人経営を除く)	30,717	32,676	6.4	0.6	356,215	363,024	1.9	0.6	11.6	11.1	▲ 0.5
鉱業, 採石業, 砂利採取業	2,286	1,851	▲ 19.0	0.0	21,427	19,467	▲ 9.1	0.0	9.4	10.5	1.1
建設業	525,457	492,734	▲ 6.2	9.2	3,876,621	3,690,740	▲ 4.8	6.5	7.4	7.5	0.1
製造業	493,380	454,800	▲ 7.8	8.5	9,247,717	8,864,253	▲ 4.1	15.6	18.7	19.5	0.8
電気・ガス・熱供給・水道業	3,935	4,654	18.3	0.1	201,426	187,818	▲ 6.8	0.3	51.2	40.4	▲ 10.8
情報通信業	67,204	63,574	▲ 5.4	1.2	1,627,310	1,642,042	0.9	2.9	24.2	25.8	1.6
運輸業, 郵便業	135,468	130,459	▲ 3.7	2.4	3,301,682	3,197,231	▲ 3.2	5.6	24.4	24.5	0.1
卸売業, 小売業	1,405,021	1,355,060	▲ 3.6	25.4	11,746,468	11,843,869	0.8	20.8	8.4	8.7	0.3
金融業, 保険業	88,831	84,041	▲ 5.4	1.6	1,589,449	1,530,002	▲ 3.7	2.7	17.9	18.2	0.3
不動産業, 物品貯蔵業	379,719	353,155	▲ 7.0	6.6	1,473,840	1,462,395	▲ 0.8	2.6	3.9	4.1	0.2
学術研究, 専門・技術サービス業	219,470	223,439	1.8	4.2	1,663,790	1,842,795	10.8	3.2	7.6	8.2	0.6
宿泊業, 飲食サービス業	711,733	696,396	▲ 2.2	13.0	5,420,832	5,362,088	▲ 1.1	9.4	7.6	7.7	0.1
生活関連サービス業, 娯楽業	480,617	470,713	▲ 2.1	8.8	2,545,797	2,420,557	▲ 4.9	4.3	5.3	5.1	▲ 0.2
教育, 学習支援業	161,287	167,662	4.0	3.1	1,721,559	1,827,596	6.2	3.2	10.7	10.9	0.2
医療, 福祉	358,997	429,173	19.5	8.0	6,178,938	7,374,844	19.4	13.0	17.2	17.2	0.0
複合サービス事業	33,357	33,780	1.3	0.6	342,426	484,260	41.4	0.9	10.3	14.3	4.0
サービス業 (他に分類されないもの)	356,156	346,616	▲ 2.7	6.5	4,521,755	4,759,845	5.3	8.4	12.7	13.7	1.0

213

産業大分類、男女別従業者数

産業大分類



男女比

214

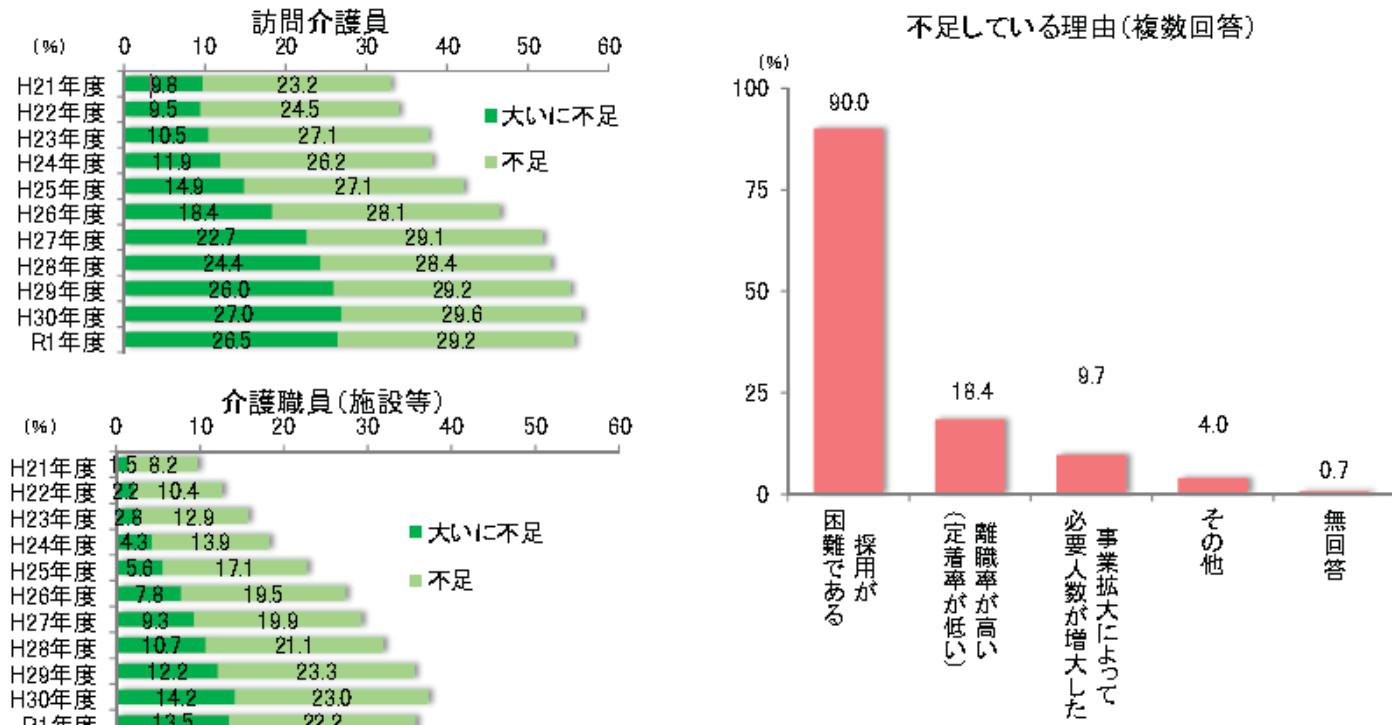
産業大分類、男女別従業者数

産業大分類	24年(人)		28年(人)		増減率(%)		24年(%)		28年(%)		構成比増減(ポイント)	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
合計	31,355,187	24,302,231	31,429,653	25,188,368	0.2	3.6	56.3	43.7	55.5	44.5	▲0.8	0.8
農林漁業(個人経営を除く)	243,160	113,055	247,949	113,181	2.0	0.1	68.3	31.7	68.7	31.3	0.4	▲0.4
鉱業、採石業、砂利採取業	18,016	3,411	16,431	2,948	▲8.8	▲13.6	84.1	15.9	84.8	15.2	0.7	▲0.7
建設業	3,196,854	679,571	3,016,497	661,386	▲5.6	▲2.7	82.5	17.5	82.0	18.0	▲0.5	0.5
製造業	6,431,556	2,808,007	6,197,646	2,646,514	▲3.6	▲5.8	69.6	30.4	70.1	29.9	0.5	▲0.5
電気・ガス・熱供給・水道業	174,848	23,403	164,806	22,530	▲5.7	▲3.7	88.2	11.8	88.0	12.0	▲0.2	0.2
情報通信業	1,192,715	410,999	1,205,363	426,085	1.1	3.7	74.4	25.6	73.9	26.1	▲0.5	0.5
運輸業、郵便業	2,729,384	568,723	2,575,069	608,499	▲5.7	7.0	82.8	17.2	80.9	19.1	▲1.9	1.9
卸売業、小売業	5,986,965	5,731,963	6,037,015	5,769,431	0.8	0.7	51.1	48.9	51.1	48.9	0.0	▲0.0
金融業、保険業	755,167	832,489	692,314	834,200	▲8.3	0.2	47.6	52.4	45.4	54.6	▲2.2	2.2
不動産業、物品販賣業	881,637	588,124	863,938	592,634	▲2.0	0.8	60.0	40.0	59.3	40.7	▲0.7	0.7
学術研究、専門・技術サービス業	1,127,724	534,903	1,245,866	586,805	10.5	9.7	67.8	32.2	68.0	32.0	0.2	▲0.2
宿泊業、飲食サービス業	2,152,163	3,186,797	2,190,961	3,137,942	1.8	▲1.5	40.3	59.7	41.1	58.9	0.8	▲0.8
生活関連サービス業、娯楽業	1,076,992	1,458,880	1,022,083	1,383,792	▲5.1	▲5.1	42.5	57.5	42.5	57.5	0.0	▲0.0
教育、学習支援業	862,754	857,617	887,555	934,447	2.9	9.0	50.1	49.9	48.7	51.3	▲1.4	1.4
医療、福祉	1,630,255	4,545,432	2,005,880	5,321,228	23.0	17.1	26.4	73.6	27.4	72.6	1.0	▲1.0
複合サービス事業	196,437	145,986	295,784	188,282	50.6	29.0	57.4	42.6	61.1	38.9	3.7	▲3.7
サービス業(他に分類されないもの)	2,698,560	1,812,871	2,764,496	1,958,464	2.4	8.0	59.8	40.2	58.5	41.5	▲1.3	1.3

215

介護サービス事業所における従業員の過不足の状況

- 介護サービス事業所における人手不足感は依然として強く、訪問介護の人手不足感が特に強い。
- 約9割の事業所が「採用が困難である」ことを不足している理由として挙げている。



注)介護職員(施設等):訪問介護以外の指定事業所で働く者。

訪問介護員:訪問介護事業所で働く者。

【出典】平成21～令和元年度介護労働実態調査((公財)介護労働安定センター)

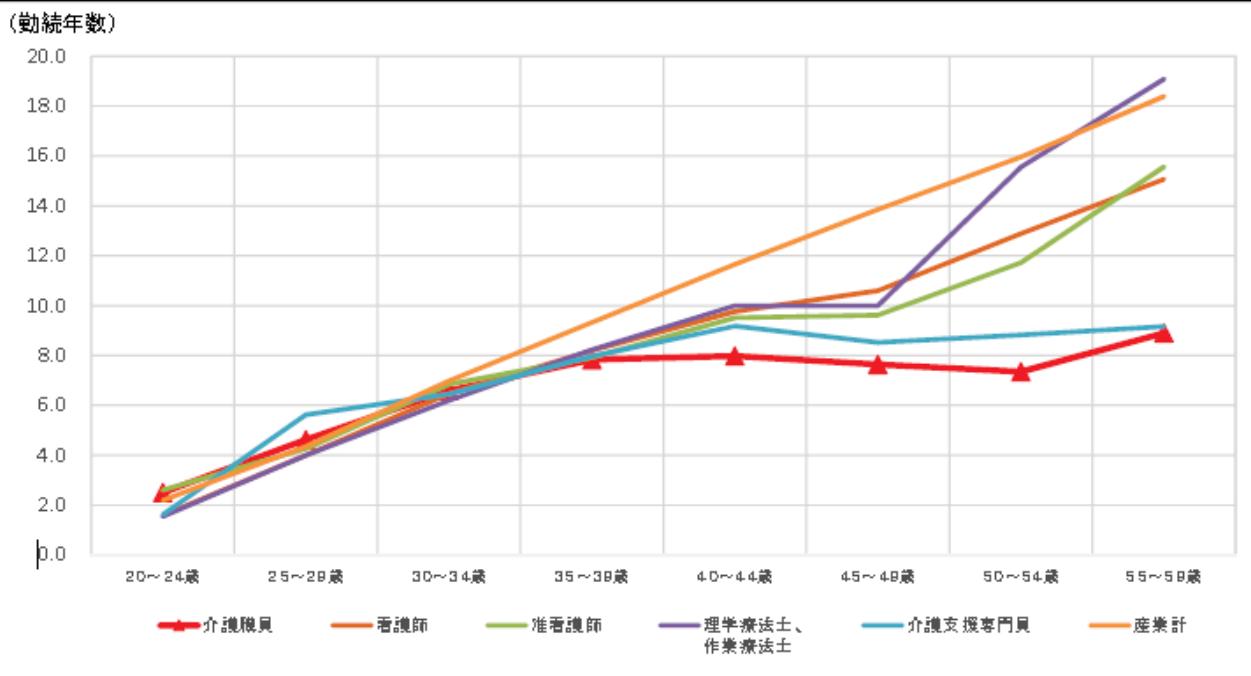
注)訪問介護員・介護職員を含む従業員全体で見た場合に、「大きいに不足」、「不足」、「やや不足」を選択した施設・事業所が回答。

【出典】令和元年度介護労働実態調査((公財)介護労働安定センター)

216

介護職員の平均勤続年数（職種別、年齢別）

- 介護職員の平均勤続年数について職種間及び産業計と比較すると、30～34歳までは概ね変わらないが、35歳以上は下回っている。



【出典】厚生労働省「平成30年賃金構造基本統計調査」に基づき者健局老人保健課において作成。

注1)一般労働者とは、「短時間労働者」以外の者をいう。

短時間労働者とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者、又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者をいう。

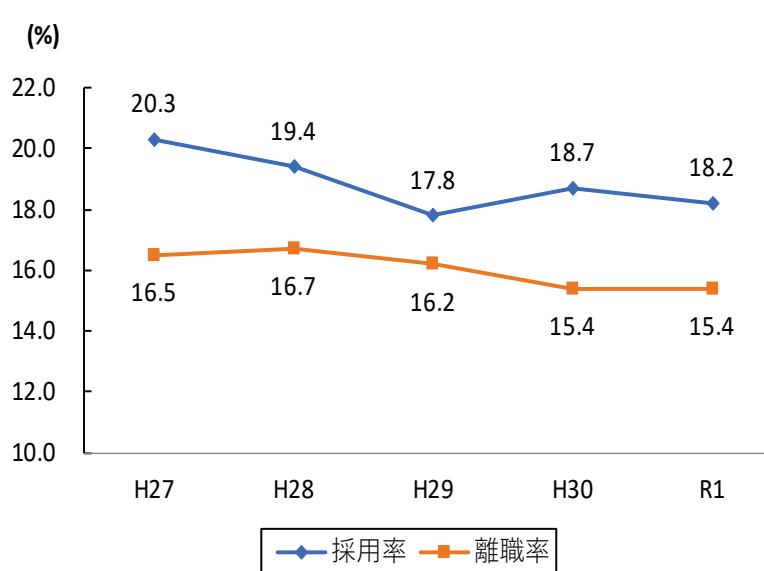
注2)介護職員(主「ホームヘルパー」と「福祉施設介護員」)の加重平均。

注3)産業計は「100人以上規模企業における役職者」を除いて算出。なお、職種別には役職者は含まれていない。

217

介護職員の採用率・離職率の状況：令和元年度公表

採用率と離職率の経年比較(訪問介護員、介護職員の2職種計)



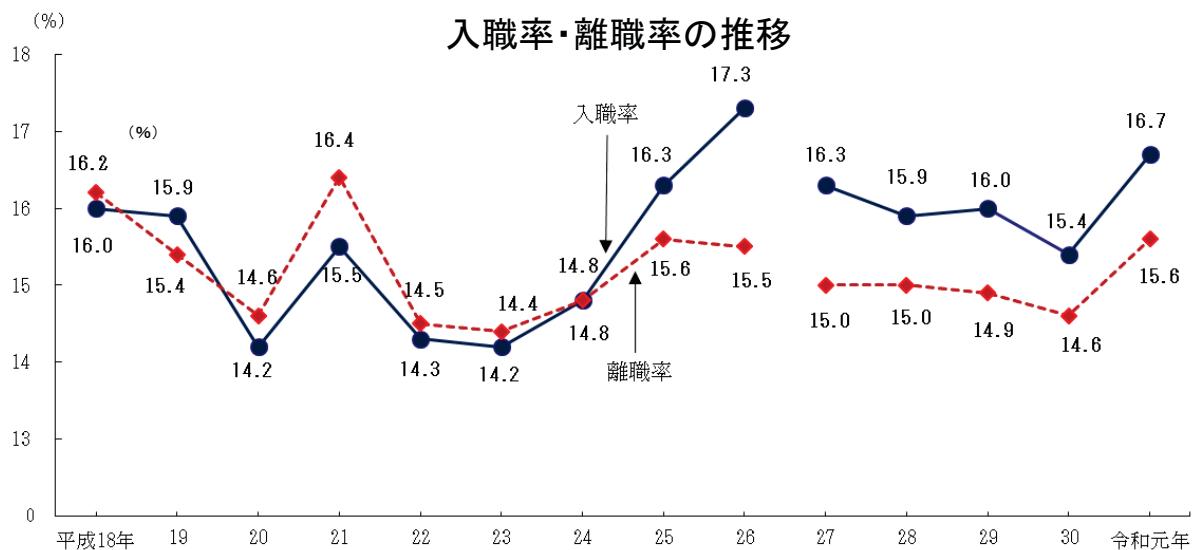
	回答事業所数	採用率	離職率	離職者の勤続年数の内訳		
				1年未満の者	3年未満の者	3年以上の者
2職種 計	6,418	18.2	15.4	38.2	25.8	36.0
正規職員	5,647	16.3	14.7	33.6	27.1	39.3
非正規職員	5,449	20.4	16.2	43.2	24.4	32.4
訪問介護員 計	2,314	15.0	13.6	31.9	24.8	43.2
正規職員	1,721	19.3	16.8	36.3	26.8	36.8
非正規職員	1,983	13.2	12.3	29.4	23.7	47.0
介護職員 計	4,945	19.3	16.0	40.0	26.1	33.9
正規職員	4,460	15.9	14.4	33.1	27.1	39.8
非正規職員	4,111	25.0	18.6	48.9	24.7	26.4
サービス提供責任者 計	1,570	11.8	12.6	20.8	22.6	56.7
正規職員	1,506	11.8	12.4	20.6	23.6	55.8
非正規職員	301	11.9	14.0	21.9	16.4	61.6

訪問介護員、介護職員の1年間(平成30年10月1日から令和元年9月30日まで)の採用率は18.2%、離職率は15.4%であった。採用率、離職率ともに経年で比較するとゆるやかな減少傾向で、離職率は昨年から横ばいとなつた。

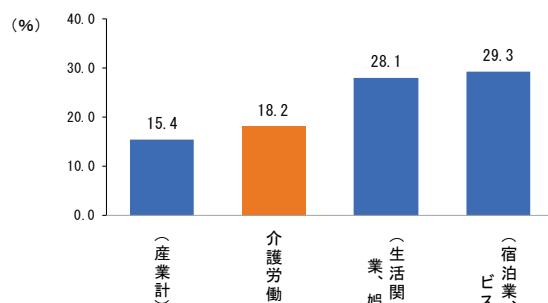
採用率の減少理由は「同業での競争」や「労働条件がよくない」に加え、労働人口の減少も課題を加速させる要因となる。離職率の減少理由は、そうした採用が困難な状況から、事業所での労働環境の改善や人材の定着促進が図られてきていることが挙げられる。

218

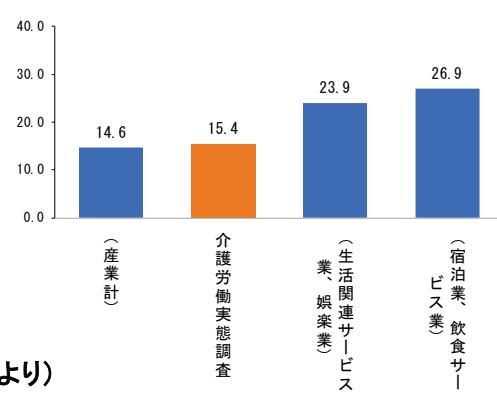
他産業比較にみる介護労働者の採用率と離職率：令和2年度公表



他産業との採用率の比較



他産業との離職率の比較



(厚生労働省:平成30年度雇用動向調査結果より)

【平成30年度】

※採用率

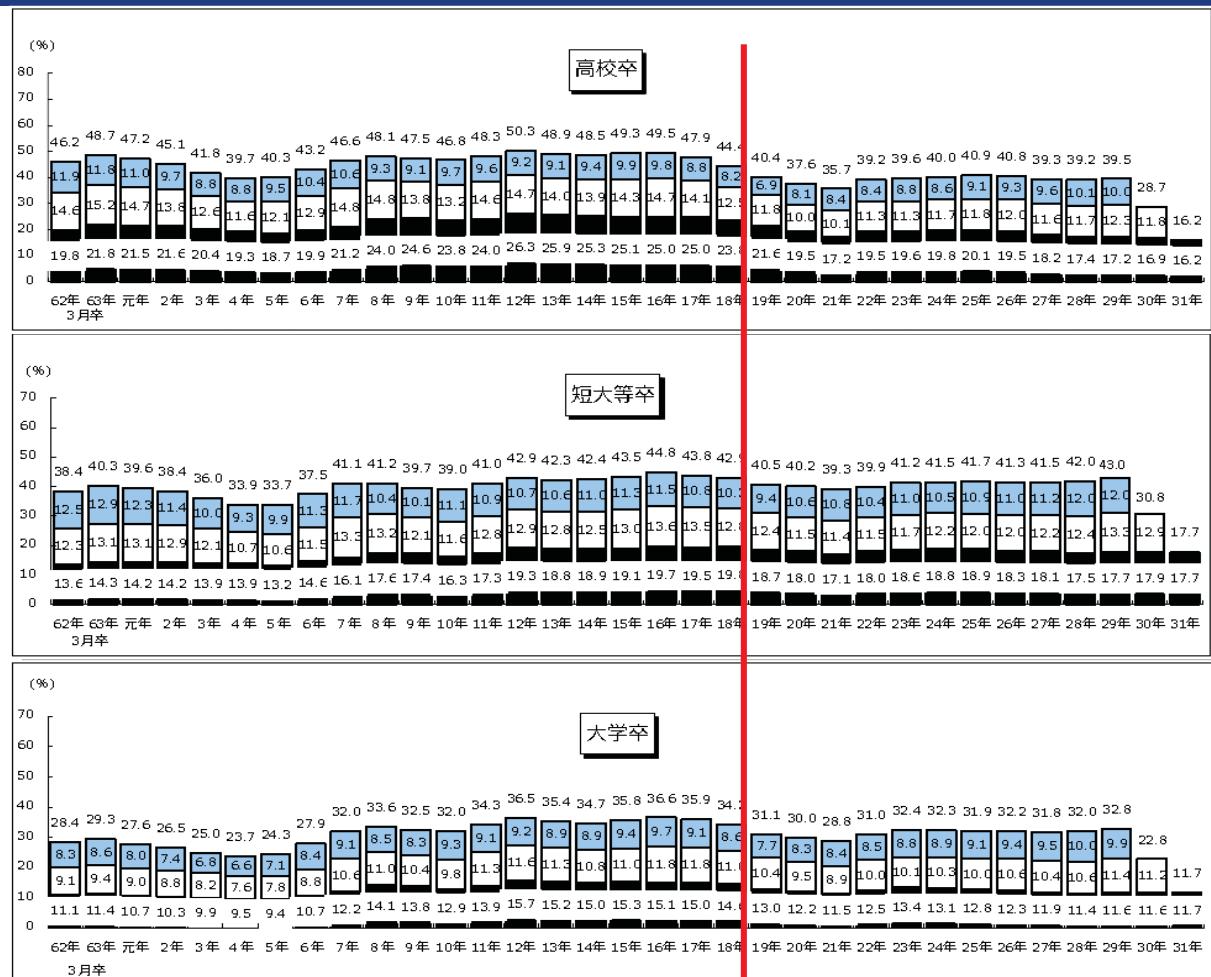
生活関連サービス業や宿泊、飲食サービス業と比較すると下回る

※離職率

生活関連サービス業や宿泊、飲食サービス業と比較すると高くはない

219

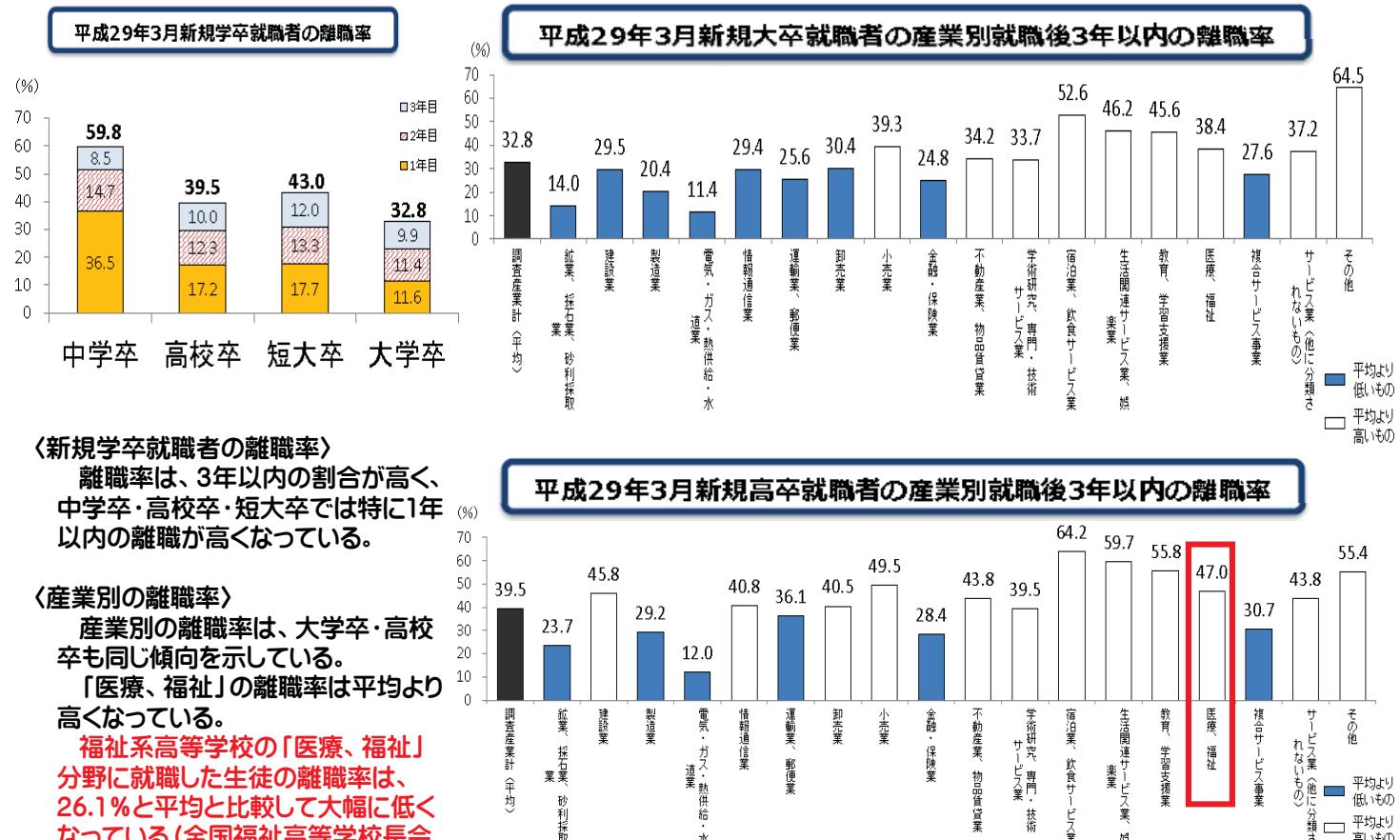
学歴別就職後3年以内離職率の推移（令和2年10月30日公表）



※高校卒の離職率は、平成38年度までは短大等卒(専門学校を含む)と比較して高かつたが、平成39年度以降は低くなつており、高校卒は短大等卒より定着している率が高いといえる。

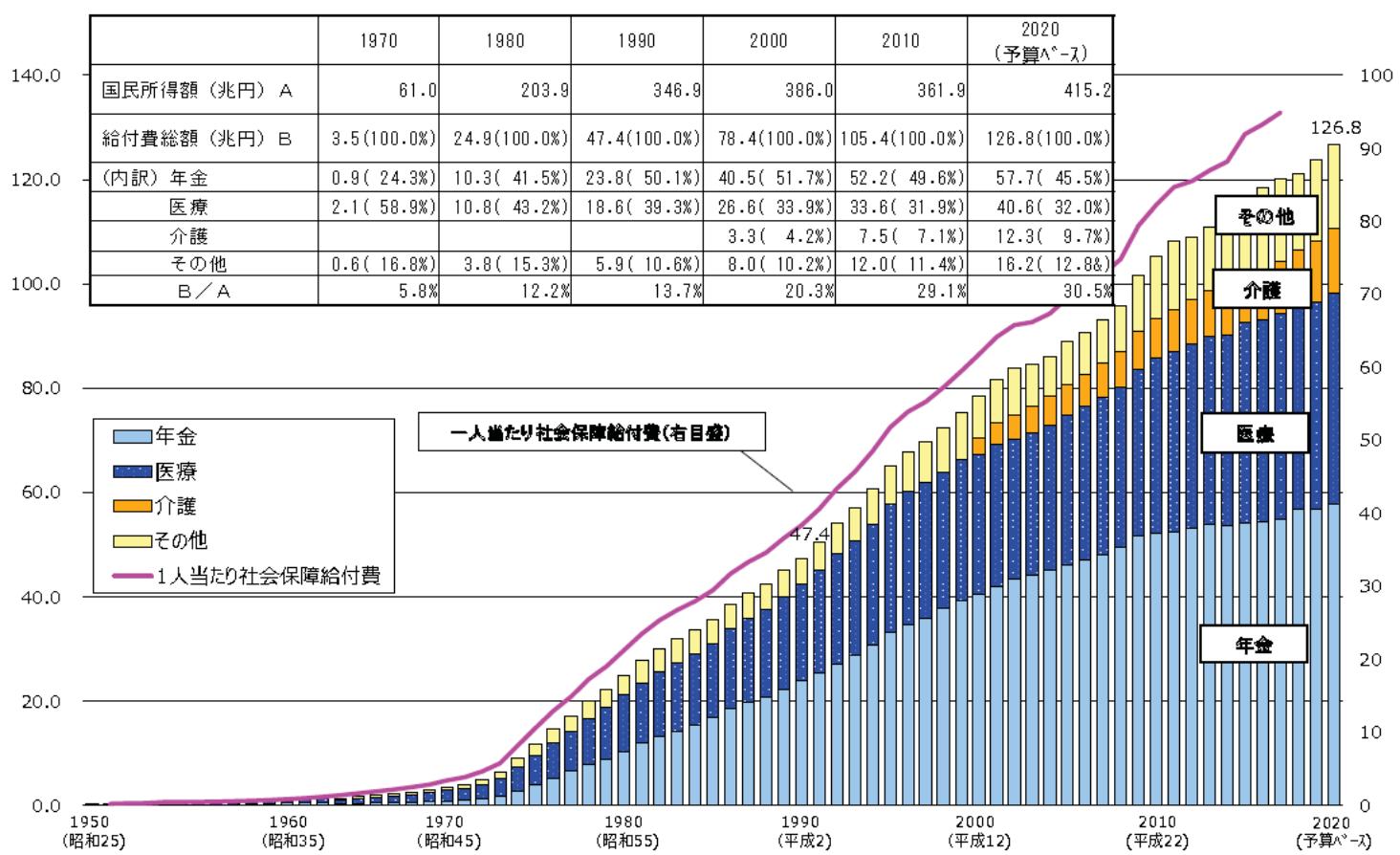
220

学歴別就職後3年以内離職率の推移（令和2年10月30日公表）



221

社会保障給付費の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「平成29年度社会保障費用統計」、2018～2020年度（予算ベース）は厚生労働省推計、

2020年度の国民所得額は「令和2年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（令和2年1月20日閣議決定）」

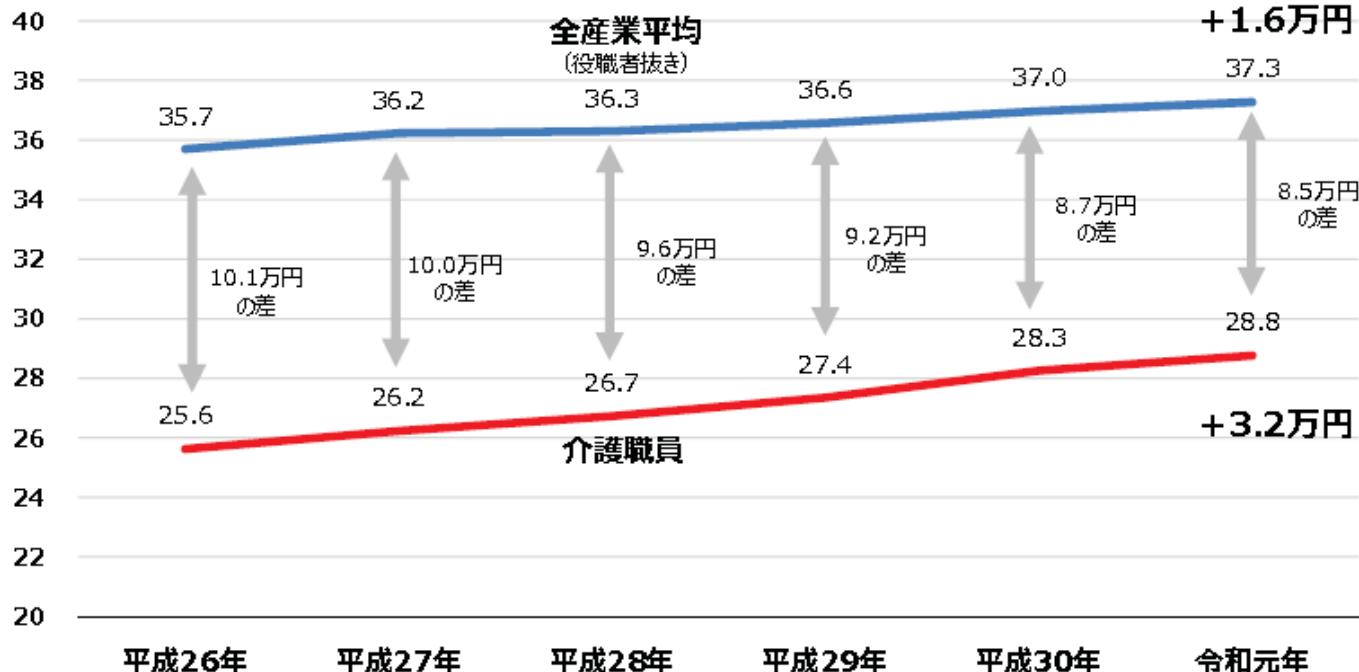
(注) 図中の数値は、1950, 1960, 1970, 1980, 1990, 2000及び2010並びに2020年度（予算ベース）の社会保障給付費（兆円）である。

222

介護職員の賃金の推移

賞与込み給与

(万円)



【出典】厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を基に作成。

注)賞与込み給与は、調査年の6月分として支払われた給与に調査年の前年の1月から12月分の賞与の1/12を加えて算出した額。

223

令和2年度介護従事者待遇状況等調査結果のポイント

- 介護職員等特定待遇改善加算(I)～(II)を取得している施設・事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、平成31年2月と令和2年2月を比較すると18,120円の増となっている。
- 介護職員等特定待遇改善加算(I)～(II)を取得している施設・事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士（月給・常勤の者）の平均給与額について、平成31年2月と令和2年2月を比較すると20,740円の増となっている。

平均給与額（月給・常勤の者）	令和2年2月	平成31年2月	差額
特定待遇改善加算(I)～(II)を取得した施設・事業所の介護職員	325,550円	307,430円	18,120円
特定待遇改善加算(I)～(II)を取得した施設・事業所の勤続年数10年以上の介護福祉士	366,900円	346,160円	20,740円

※1 調査対象となった施設・事業所に平成30年度と令和元年度ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

※2 平均給与額 = 基本給（月額）+ 手当 + 一時金（10月～3月支給金額の1/6）

※3 平均給与額は10円単位を四捨五入している。

※4 処遇改善加算(I)～(V)を取得した施設・事業所の介護職員の平均給与額は、30.0万円（平成31年）から31.6万円（令和2年）に増加(+1.6万円)。

1 特定待遇改善加算を配分した職員の範囲（複数回答）

経験・技能のある介護職員	93.4%
他の介護職員	85.4%
その他の職種	60.0%

生活相談員・支援相談員	69.1%
看護職員	65.3%
事務職員	64.4%
介護支援専門員	47.1%

※ 上位4職種を掲載

2 経験・技能のある介護職員の賃金改善の状況（一部複数回答）

月額平均8万円以上の賃金改善を実施	10.3%
改善後の賃金が年額440万円以上となる賃金改善を実施	38.6%
既に賃金が年額440万円以上となっている者がいる	41.5%
月額平均8万円以上となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者を設定できなかった	33.5%

3 特定待遇改善加算の届出を行わない理由（複数回答）

職種間の賃金バランスがとれなくなることが懸念	38.8%
賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑	38.2%
介護職員間の賃金バランスがとれなくなることが懸念	33.8%
計画書や実績報告書の作成が煩雑	31.2%

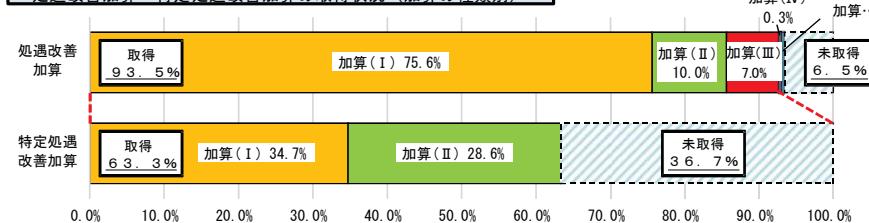
※ 上位4つを掲載

給与等の引き上げの実施方法（複数回答）

給与表を改定して賃金水準を引き上げ（予定）	定期昇給を実施（予定）	手当の引き上げ・新設（予定）	賞与等の引き上げ・新設（予定）
18.6%	51.4%	54.0%	25.9%

※ 給与等の引き上げの実施方法は、調査対象となった施設・事業所に在籍している介護従事者全体（介護職員に限定していない）の状況

待遇改善加算・特定待遇改善加算の取得状況（加算の種類別）



※ 令和元年度における取得状況

※ 特定待遇改善加算の取得割合は、待遇改善加算(I)～(III)の事業所に対する割合

224

参考資料

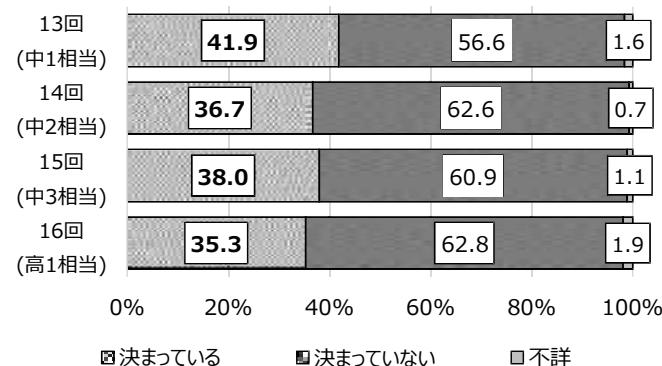
就きたい職業の決定状況の変化（縦断調査）

【高校生の現状（高校生の学習意欲・学習時間等の実態）】

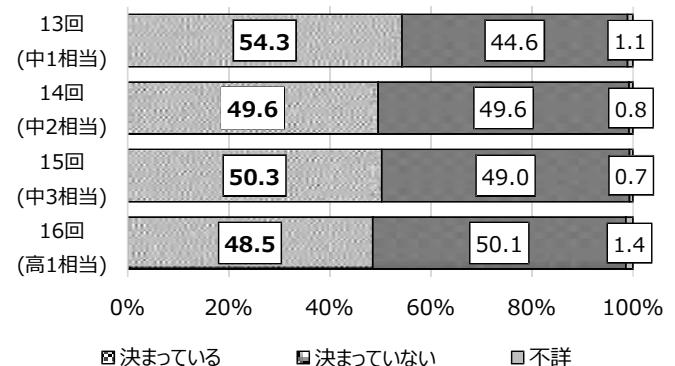
- 就きたい職業が「決まっている」者の割合は、女子の方が高い。
- また、中3相当学年での決定状況に比較して、高1相当学年ではその割合がわずかに減少している。

就きたい職業は決まっていますか。

男子



女子

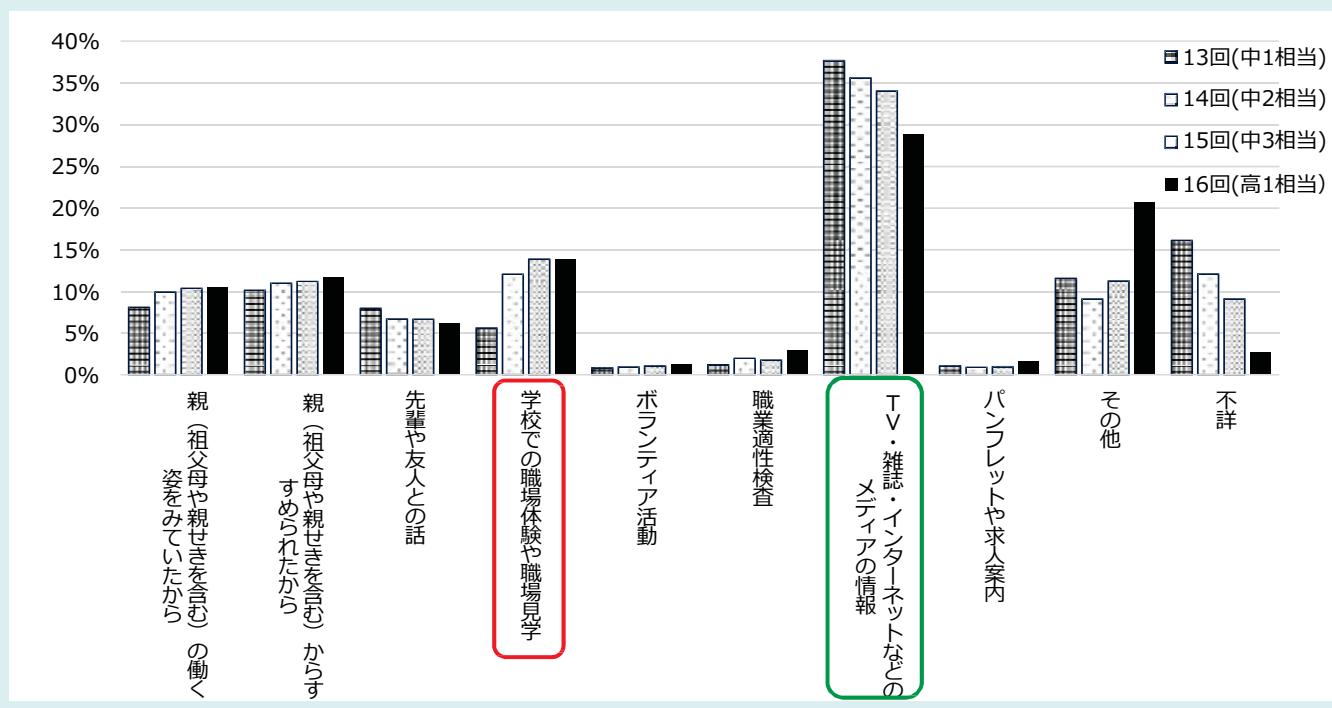


職業に就きたいと思うようになったきっかけの変化（縦断調査）

【高校生の現状（高校生の学習意欲・学習時間等の実態）】

○年齢が上がるに従い、「TV・雑誌・インターネットなどのメディアの情報」が減少する一方で、「学校での職場体験や職場見学」が増加している。

その職業に就きたいと思うようになったきっかけは何ですか。（あてはまるものを1つ選択）



（出典）文部科学省・厚生労働省「第16回21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）」（平成30年9月）**227**

fin



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN